

糞其他の不潔物は縣に於て特に指定したる場所に於て揚卸すへし其區域は標柱を以て之を區劃す

第四十五條 埠頭及共同物揚場は使用者互に便宜を與へ他の妨害を爲すべからず

第四十六條 埠頭及共同物揚場に於て左の各號の一に該當する行爲を爲すべからず

- 一 不潔の行爲を爲すこと
- 二 物品を洗滌し又は干物を爲すこと
- 三 魚介の類を捕獲すること但介類に限り特に許可を受けたる場合は此限にあらす
- 四 荷主の使用に屬するものゝ外牛馬を繋ぎ諸車物品を放置し又は荷造其他の作業を爲すこと
- 五 物品を陳列して賣買を爲すこと

第四十七條 埠頭及共同物揚場には陸揚又は船積の物品を五時間以上留置くことを得

ことを得ず但其物品の種類にあり五時間内に他に運搬すること能はざる事由あるものは水上警察署の認可を得て五日以内の期間に限り之を留置することを得

前項但書により認可を受けたる物品には其認可を受けたる者の住所氏名及認可を受けたる年月日を標榜し置くべし

第四十八條 水上警察署は前條の認可を與へたる後と雖も埠頭又は共同物揚場の公用に妨害ありと認むるときは期限を指定し留置物品の撤去を命ずることあるべし

第四十九條 埠頭及共同物揚場に陸揚又は船積の物品を推積するものは顛倒せざる様相當の装置を爲すべし

第五十條 埠頭及共同物揚場を使用する者は常に清潔に掃除し炎天及風日には時々撒水すべし

第五十一條 埠頭及物揚場に於て運搬する物品は墜落、漏出又は飛散せしむべからず

第五十二條 故意、怠慢又は船舶操縦の不注意に因り埠頭及共同物揚場を毀損亡失せしめたるときは其の費用を以て修繕又は新調せしむることあるべし

第五十三條 重大なる物品を揚卸せんとするときは埠頭又は共同物揚場を毀損せざる様豫め相當の設備を爲すべし

前項の設備を欠き埠頭又は共同物揚場に毀損を生ぜしめたる者は其者の費用を以て原形に復すべし

第五十四條 埠頭又は共同物揚場に於て夜間陸揚又は船積を爲すときは標燈を掲出すべし

第五十五條 埠頭及物揚場を私設せんとするときは若は修理を爲さんとするときは現場の圖面及仕様書を添へ許可を受くべし

第五十六條 私有の埠頭及物揚場には其場所、區域並に所有者若は借地人の住所、氏名を記載せる標柱を建設すべし

第五十七條 埠頭又は共同物揚場以外の官有地又は縣有地に於て陸揚又は船積を爲し又は貨物、竹木、瓦石の類を置くことを得ず但借地の許可を受けたるも

のは此限りにあらず

第五章 桴筏取締

第五十八條 桴筏は左の區域を通行するを許さず

一 航路

二 第一區碇泊所

第五十九條 港外より來る桴筏は西突堤船通並埋立地運河内を通行すべし

前項の運河内通行の場合には橋脚中央部の徑間を通行するものとす

第六十條 桴筏には見易き所に持主の住所氏名を記し又は之を記したる木札を附着すべし

第六十一條 公共の桴筏繫留所を設げんとするときは水上警察署の許可を受くべし但許可を受けたるときは其場所、區域並許可の年月日を記載せる標柱を建設すべし前項繫留所の繫留杭は石材又は木材にして末口五寸地入五尺以上たるを要す

第六十二條 桴筏は五日以上港内に繫留すべからず但水上警察署の許可を受け

たるときは此限りにあらず

第六十三條 桴筏の繫留には棧欄、麻其他強靱なる繫繩を用ひ天候不穩の虞あるときは特に番人を附し散逸を防ぐべし

第六十四條 桴筏は共同物揚場に猥りに繫留すべからず

第六十五條 桴筏は長さ二十間幅二間三尺以上のものを通行せしむべからず曳船を用ひたるときは雖亦同じ

第六十六條 桴筏には完全に操縦し得る水夫二名以上を附すべし

第六十七條 桴筏と船舶と連續通航するときは二間以上の距離を取り桴筏連續通航するときは四間以上の距離を取るべし

第六十八條 桴筏にして夜中通行するときは點燈すべし

第六章 罰 則

第六十九條 本則又は本則に基きて爲したる命令に違背したるときは拘留又は科料に處す

第七十條 前條の場合船舶内に在ては海員の所爲と雖船長若は船長の事務を

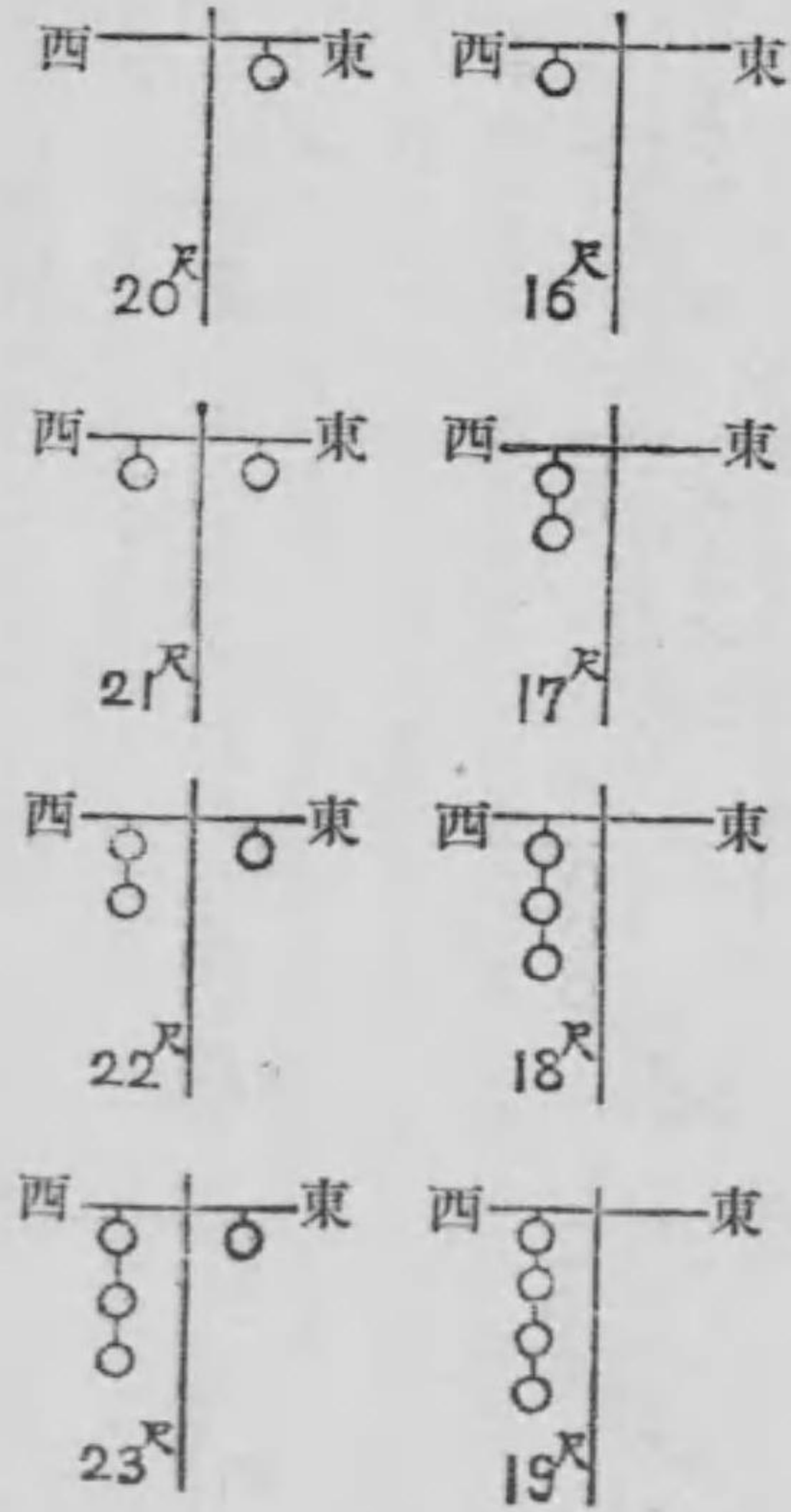
行ふ者其責に任す

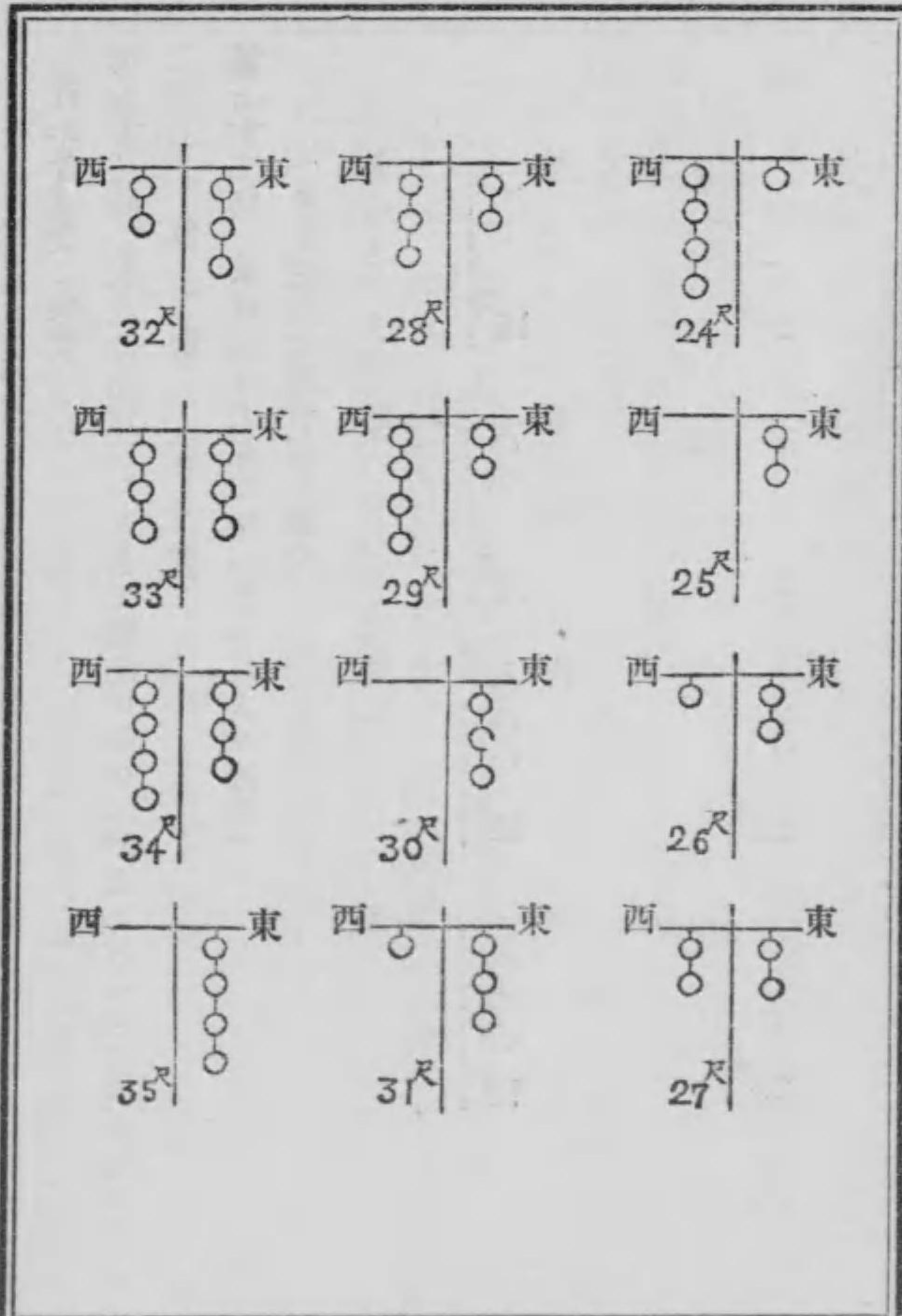
第七十一條 本則に違背したる者と雖法律命令に明文あるものは其正條に従ふ

第七章 附 則

第七十二條 本規則は大正二年一月一日より施行す

名古屋港特設水深信號表



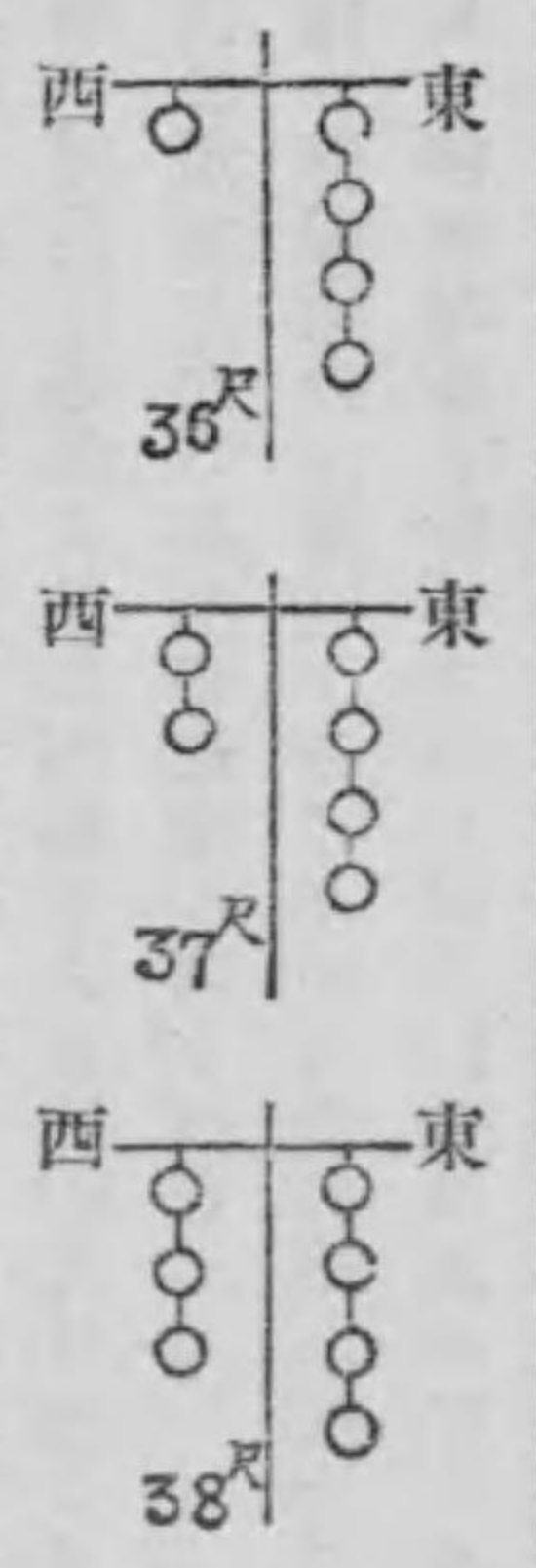


漲潮中晝間に在ては白球夜間に在ては白燈を信號檣頭に掲ぐ

○基隆港内取締規則

明治三十六年九月
府令第六十二號

- 第一條 基隆港内とは萬人堆鼻より北東微東二分の一東に向ひ中山の西北端に引きたる一線と尖山鼻より南西微南に向ひて引きたる一線との内部を謂ふ
- 第二條 各航洋船舶は入港するに當り其國旗及信號符字を掲ぐべし
前項國旗及信號符字は別記第一號書式の着港届を基隆港務所に差出したる後に非ざれば之を引下すことを得ず
- 第三條 基隆港務所長は必要ありと認むるときは各船舶の碇泊所を指定し若は



之を移轉せしむることを得

前項指定の碇泊所に碇泊したる船舶は避難其他已むを得ざる場合を除くの外基隆港務所長の許可を得ずして其の位置を變更することを得ず

第四條 入港したる航洋船舶は基隆港務所吏員の臨檢を受けたる後に非ざれば貨物の積卸又は他船若は陸地との交通を爲すことを得ず

第五條 港内に於ては如何なる船舶と雖公の航路に投錨することを得ず但し基隆港務所長の許可を受けたるときは此の限に在らず

第六條 各船舶は他船の運航若は投錨の自由を妨碍し又は衝突の虞あるときは追越を爲すべからず

第七條 港内に碇泊し又は運航する各船舶は日没より日出迄の間は海上衝突豫防法に規定したる各種の船燈を掲ぐべし

第八條 汽船港内を運航するときは其の針路を保つに足るの速力に止め帆船に在りては帆を減じ除行すべし但し汽艇は此の限に在らず

第九條 船洋船舶其の碇泊所に到達したるときは岸壁又は浮標に繫留する場合の外雙錨を投じて碇泊すべし但し六時間以内に出港せむとするものは基隆港務所長の許可を得て單錨を投じて碇泊することを得

第十條 常用に超過する爆發物又は容易に燃焼すべき物料を積載したる船舶は港口に於て日出より日没迄の間はBの信號旗、日没より日出迄の間は紅燈を前橋の頂上に掲げて基隆港務所長の指揮を待つべし

前項の爆發物と稱するは「アラスチングセラチン」、彈藥包、爆發管、「ダイナマイト」、煙火、導火管、「セリクナイト」、「ナイトログリセリン」、火藥、棉火藥、無煙火藥、雷管類其他容易に爆發すべき物件を謂ひ容易に燃焼すべき物料と稱するは生石油（ブルマ油、ラングーン油、ロック油を包含す）、石油、「ナフタ」的列並底油、依兒的、偏蘇爾、石油偏陳、「アセトン」、酒精及硫化炭素等の類其他華氏九十五度以下の熱度に依り發火すべき氣體を發するものを謂ふ
船舶に備付けたる大砲一門毎に火藥五十發分導火管類七十箇小銃一挺毎に火藥百發分雷管百五十箇及船舶相當量の信號用榴彈、火箭、焰管救命焰を除くの

○基隆港内取締規則

一八六

外爆發質の物料は總て之を常用外と看做す
容易に燃焼すべき物料は船舶所用の目的を證明し得るものの外總て之を常用外と看做す

第十一條 汽艇、荷船、水船、端艇又は舢舨は已むを得ざる場合を除くの外船舶の後部に繫留すべからず

第十二條 汽船港内に於て曳船を爲さむとするときは基隆港務所の許可を受けたる場合を除くの外左の制限に従ふべし

- 一 端艇若し舢舨は三艘以内荷船水船は二艘以内を限り曳くことを得
- 二 航洋船及汽艇は一艘を限り曳くことを得

第十三條 各船舶は荒天の徴あるときは之が豫防の設備を爲すべし

第十四條 船舶港内に於て火を失したるときは救援の來る迄船鐘を打鳴し日出より日没迄はN Mの信號を掲げ日没より日出迄の間は斷へず紅燈を上下すべし

警察官の救護を要するときは日出より日没迄の間はN Mの信號を掲げ日没より

日出迄の間は藍火若し閃光を示すべし

第十五條 基隆港務所長の許可を受くるに非ざれば港内に於て銃砲及煙火等を發することを得ず

第十六條 港内に於て動物の死體、荷足、灰燼、塵芥等を海中に投棄すべからず前項の物件を取捨つる爲塵船を使用せむとする船舶は船内見易き所にFの信號若し籃を掲げ目標と爲すべし

石炭、荷足其他之に類する物品を積卸する船舶は其の水中に脱落するを防止爲す必要の注意を爲すべし

第十七條 航洋船舶出港せむるときは出帆旗を掲げ出港四時間前に別記第二號書式の出港届を基隆港務所に差出すべし但し定期に出港する航洋船舶は其の變更ありたる場合を除くの外豫め出港の日時を届出て時時の届出を省略することを得

第十八條 航洋船舶出港の際健康證書の必要あるときは之が下付を基隆港務所に申請することを得

○基隆港内取締規則

一八七

第十九條 港内又は其の附近に於て通航を妨げ若は危険の原因と爲るべき總て難破物其の他の物件は基隆港務所長の指定する期間内に其の所有者に於て之を取除くべし若其の期間内に取除かざるときは基隆港務所に於て之を取除き所有者をして其の費用を辨償せしむ

第二十條 信號用浮標又は立標には鐘、綱又は其の他の船具を繋ぐべからず何等の船舶と雖前項の浮標、立標又は其の他の營造物を毀損したるときは其の修繕又は再設に要する費用は之を辨償せしむ

第二十一條 出港したる航洋船舶避難、修繕其の他の事故の爲出港後十二時間以内に歸港したるときは其の事由を記載したる届書を以て着港届に代ふることを得

第二十二條 左の各號の一に該當する行爲を爲さむとする者は設計書及圖面を添へ基隆港務所長の許可を受くべし

- 一 繫船浮標を設置又は變更せむとするとき
- 二 棧橋を架設又は變更せむとするとき

三 波止場、物揚場、石垣等を築造又は變更せむとするとき

四 標燈其の他の目標を建設又は變更せむとするとき

五 波止杭又は繫船杭を建設又は變更せむとするとき

六 浚渫又は土砂を採掘せむとするとき

七 沈没船又は其の他の物品を引揚げむとするとき

八 船舶の修繕場又は其の膠場若は游泳場を設けむとするとき

九 地曳綱又は張綱を以て漁業を爲さむとするとき

十 波止場、物揚場又は海面若は海岸に一日以上舟車其の他長大の物品を置かむとするとき

第二十三條 左の各號の一に該當する行爲を爲さむとする者は豫め基隆港務所に届出べし

一 繫船浮標、棧橋、波止場、物揚場、石垣、標燈、目標、波止杭又は繫船杭を修理せむとするとき

二 船舶の進水式を行はむとするとき

三 端艇の競争を行はむとするとき

○基隆港内取締規則

四 物品を筏に組み運搬せむるとき
五 施餓鬼祭を行はむるとき

第二十四條 本令の規定に違反したる者は貳百圓以下の罰金又は科料に處す
第二十五條 前條に依り船舶に科したる罰金又は第十九條及第二十條の費用は
船長又は船舶所有者に於て之を完納するか又は基隆港務所長の適當と認むる
擔保物を提供するに非ざれば其の船舶は出港を爲すことを得ず
第二十六條 基隆港務所長は築港作業上已むを得ずと認むる場合に限り本令の
規定を適用せざることを得

(別記)

第一號書式

着港届

- 一 船の種類
- 一 船名
- 一 船舶所有者名

一 國籍

一 船籍港名

一 總噸數

一 登簿噸數

一 發航地名(原發航地)及發航年月日

一 最後發航地(最後發航地)及發航年月日

右 年月日

船長 某

基隆港務所長宛

第二號書式

出港届

一 船名

右 年月日時(何地)へ向け當港出船可致候間此段及御届候也

年月日

船長 某

基隆港務所長宛

○基隆港内取締規則

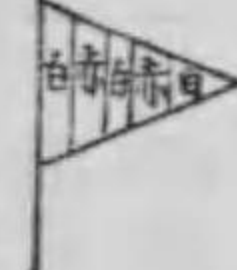
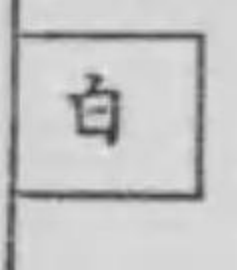
○基隆港内取締規則

明治四十四年九月府令第七十號基隆港内取締規則第五條の公の航路は左の區域内とす


一 石花礁浮標より北微西二分の一西に引きたる一線と其の線に並行して東方半鏈を隔てて畫したる線との中間

二 石花礁浮標、D浮標、F浮標、第五、第一、第二、第三、第十繫留浮標、曾仔寮岸壁の突角を連結したる線とC浮標、E浮標、G浮標を連結したる線及F浮標、第五、第一、第二、第三、第十繫留浮標、曾仔寮岸壁の突角を連結したる線に並行して南方六十間を隔て、畫したる線との中間

特別信號

信號種類	意義	信號種類	意義
 N 手旗信號ニテ通信ヲ要ス		 D 信號所呼ビ	

○基隆港内取締規則

 A <small>赤味ノ下ニ以テ</small> 直チニ入港シ繫留又ハ投錨スベシ	 B 直チニ出港スベシ
 C 投錨シテ暫ク指揮ヲ待テ	 D 直チニ入港スルカ
 E 何時入港スルカ	 F 水路參考人ヲ送ル故其位置ニ待テ
 G 水路參考人ハ送ル	 H 内港ニ繫留（又ハ投錨）スヘキ場處ナシ投錨シテ命ヲ待テ
 I 小蒸汽ノ至ルマデ假泊セヨ	 J 航路（又ハ工事）ノ妨害トナルヲ以テ轉錨スベシ

○基隆港内取締規則

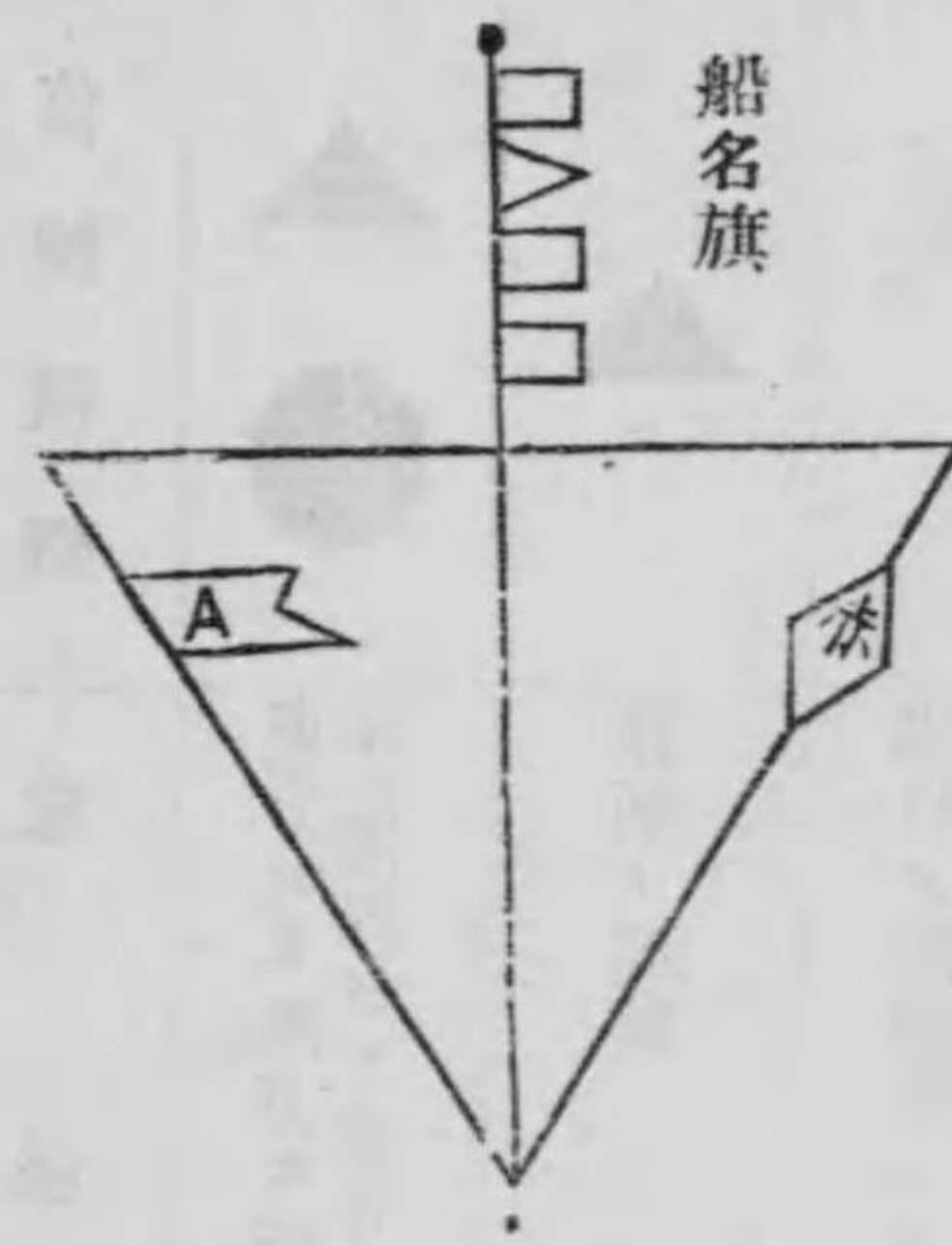
潮流及水深信號	赤 S	赤 Q	赤 O	赤 M	赤 K
	入港許可出來ズ	船長又ハ重ナル代理人來レ	明日午前入港出來ル見込	本日午後入港出來ル見込	風波強クシテ入港ヲ見合サント欲セバ直チニ其旨信號
	赤 T	赤 R	赤 P	赤 N	赤 L
	今迄ノ信號ハ取消ス	至急ヲ要ス	明日午前入港出來ル見込	明日早朝入港出來ル見込	本日午前入港出來ル見込

○基隆港内取締規則

赤	青	白赤白	▲	▲	信 號 種 類
干潮面以上二尺	干潮面以上五寸	港口ノ潮流緩カナ	滿潮ノ憩潮	東方ヨリ西方ニ流ル(港内ヨリ港外)	意 義
白赤白	白	白赤	●	●	信 號 種 類
零	干潮面以上一尺	港口ノ潮流急ナリ	干潮ノ憩潮	西方ヨリ東方ニ流ル(港外ヨリ港内)	意 義

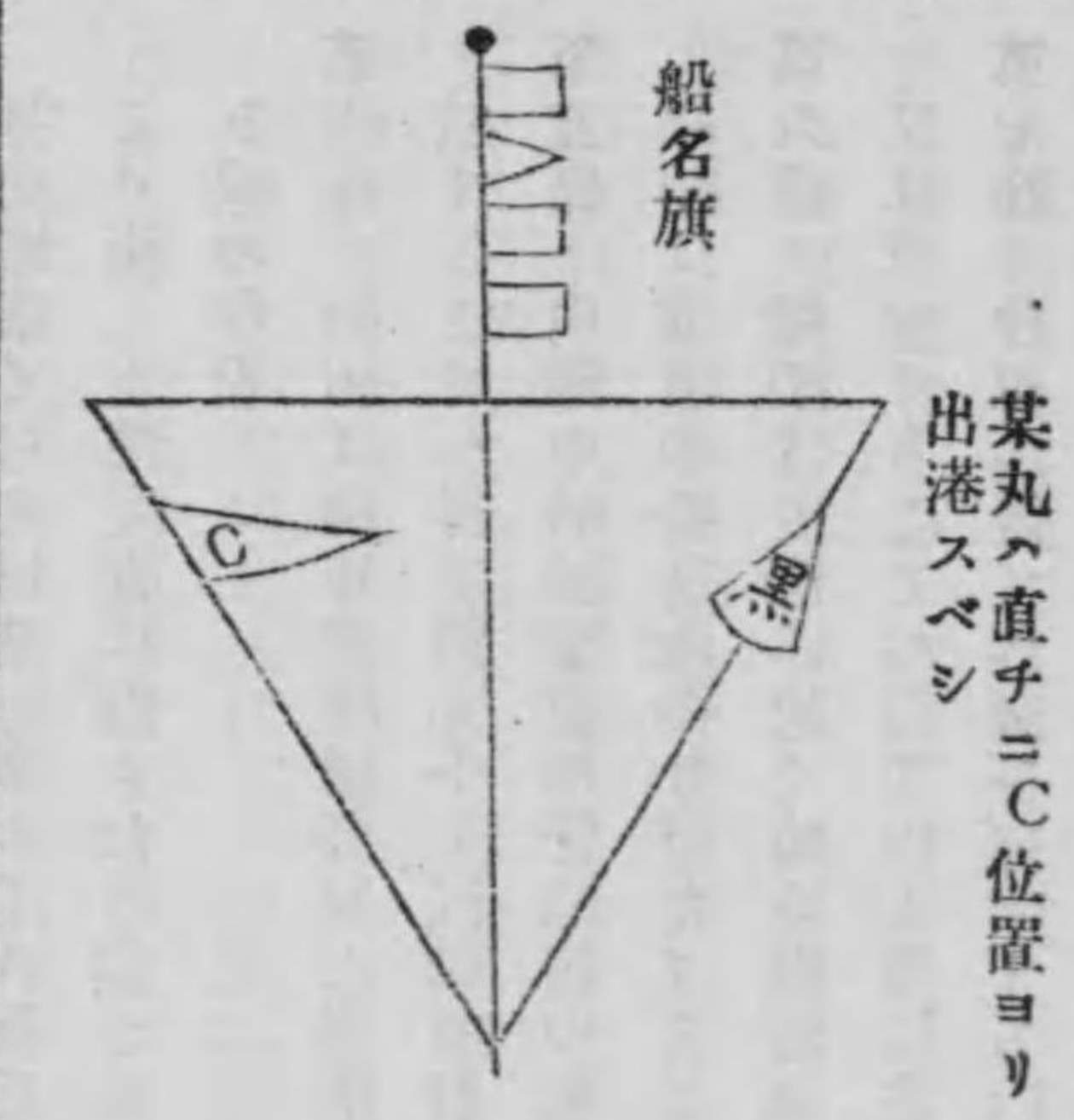
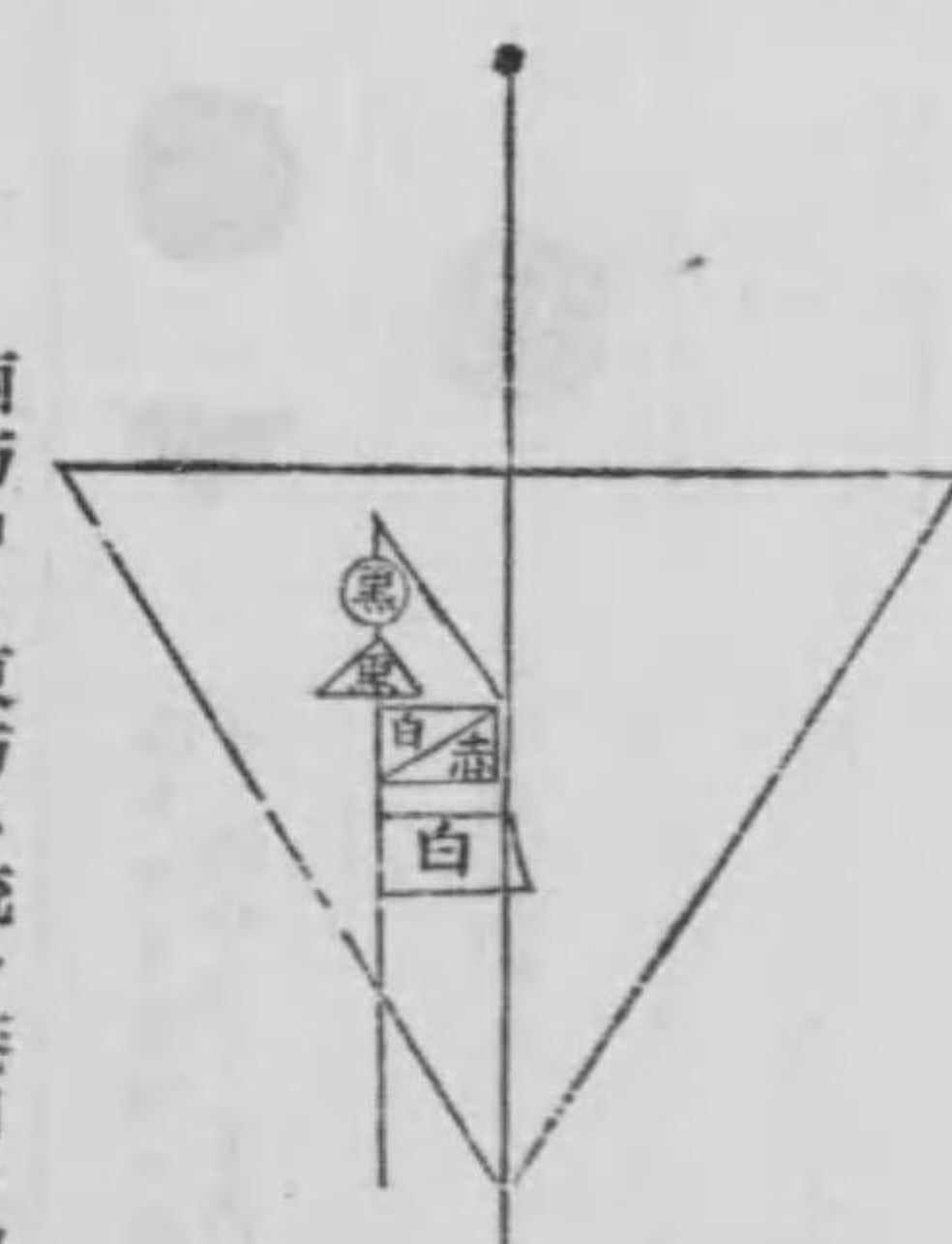
特別信號讀方ノ例

某丸ハ直チニ入港シA位置ニ繫留又ハ投錨スベシ



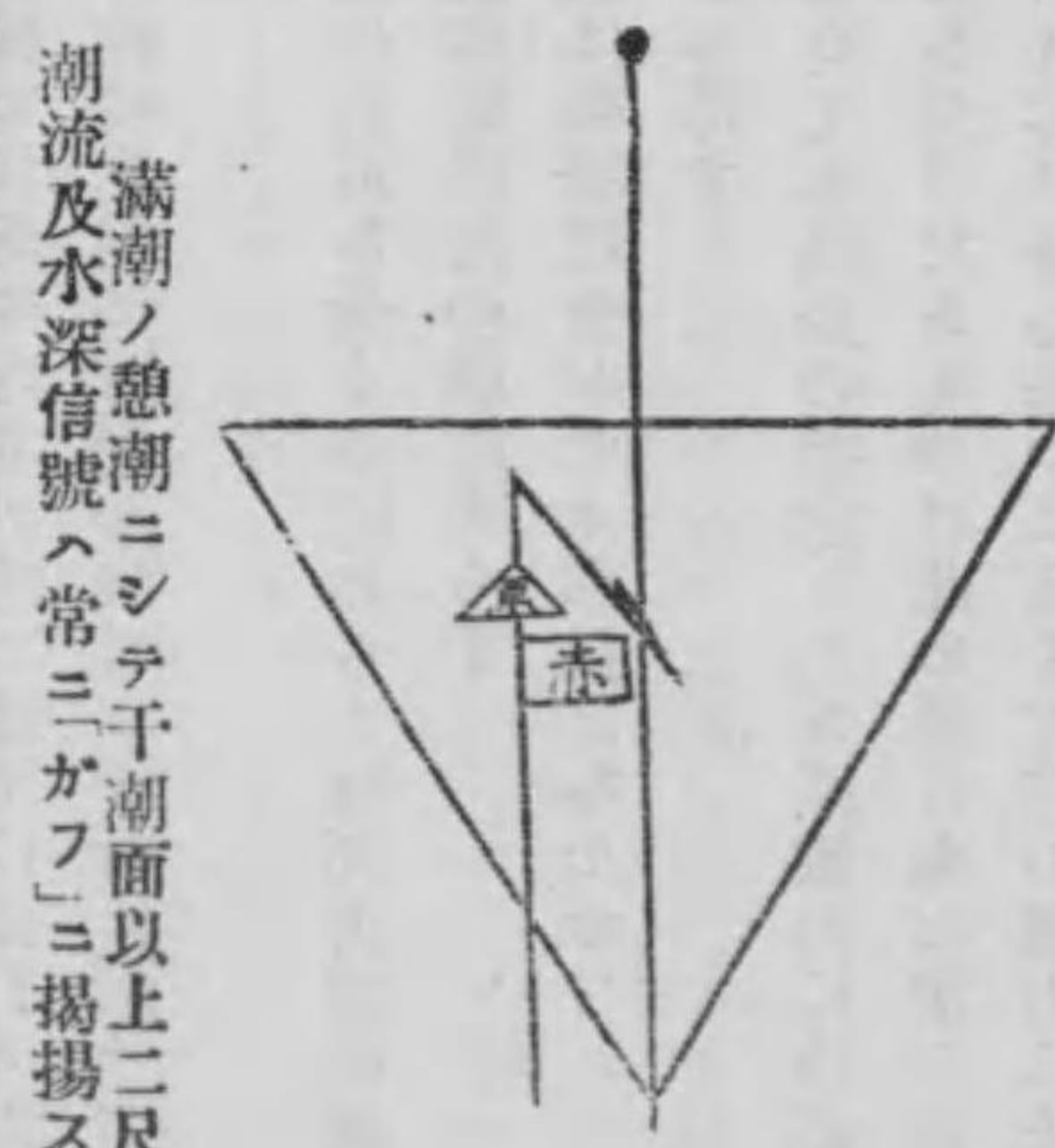
船名旗

西方ヨリ東方ニ流レ港口ノ潮流急ニシテ干潮面以上一尺



船名旗

某丸ハ直チニC位置ヨリ出港スベシ



満潮ノ憩潮ニシテ干潮面以上二尺潮流及水深信號ハ常ニ「ガフ」ニ掲揚ス

○打狗港内船舶出入運航規程

明治四十三年九月 府令第六十四號

第一條 本令に於て打狗港を稱するは打狗燈臺を中心とし二湮の半徑を以て劃きたる線内の水面を謂ふ

○打狗港内船舶出入運航規程

○打狗港内船舶出入運航規程

一九八

第二條 打狗港を別て左の二區とす

内港 打狗山と旗後島間にある水道以東の水面

外港 内港以外の水面

第三條 外港中左の區域を以て公の航路とす

打狗燈臺と打狗燈臺を南六十八度三十分東暴風標を北八十二度東に見たる點より南七十四度東に劃きたる線と此の線の北側に百間を隔て、平行に劃きたる線の中間

第四條 船舶は臨時臺灣總督府工部部長の許可を受くるにあらざれば内港に進航することを得ず但し小蒸汽船並舢舨の類は此の限に在らず

第五條 内港中船舶繫留用營造物の位置は臺灣總督府土木部長之を公示す船舶は前項の營造物の外繫留することを得ず

第六條 船舶は内港に於て臨時臺灣總督府工部部長の指定したる區域内に投錨又は運航することを得ず但し特に許可を受けたるものは此の限に在らず

第七條 許可を得て内港を運航する汽船は其針路を保つに足るだけの速力に止

め帆船は帆を減じて除行すべし

第八條 許可を得て内港に進航したる船舶にして出港せむるときは豫め臨時臺灣總督府工部部長に其旨届出べし

第九條 臨時臺灣總督府工部部長は必要と認むる場合に於て内港を出入する船舶に對し出入の順序を指定することを得

第十條 船舶は外港に於て公の航路に投錨することを得ず

第十一條 船舶は築港用船舶の運航又は投錨の自由を妨害し又は衝突の虞あるときは之を追越し又は其の前面を横過することを得ず

第十二條 臨時臺灣總督府工部部長は必要と認むる場合に於ては錨地の指定、變更又は投錨方法の指定を爲すことを得

第十三條 船舶は港内に於て臨時臺灣總督府工部部長の許可を受くるにあらざれば一切の物件を委棄することを得ず

第十四條 港内又は其附近に於て通航又は工事を妨害し若は危険の原因となるべき難破物、其の他の物件あるときは臨時臺灣總督府工部部長の指定する期

○打狗港内船舶出入運航規程

一九九

間内に其船長若は其所有者に於て之を取除くべし

第十五條 船舶が浮標、立標其他の官有營造物を毀損又は滅失したるときは其の船長又は船舶操縦者に於て臨時臺灣總督府工部部長の指定する期間内に原形に復すべし

第十五條の二 臨時臺灣總督府工部部長は第十四條第一項又は前條の命令を受けたる義務者に於て指定の期間内に終了すべき見込なしと認めたるときは自ら之を履行し又は第三者をして之を履行せしめ其費用を義務者より徴收することを得

第十六條 本令又は本令に基きて臨時臺灣總督府工部部長の發したる命令に違反したる船長又は船舶操縦者は貳百圓以下の罰金に處す

第十七條 港内警察及衛生に關する規程は別に之を定む

附 則

本令は發布の日より之を施行す

本令は築港用船舶に之を適用せず

明治四十二年二月府令第四十六號は之を廢止す
打狗信號竿の長 地盤は海面上五十五呎にして旗竿は地盤上六十尺の高さなり

○打狗船舶出入心得

第一條 打狗内港に進航の許可を得んとする船舶は船長又は其代理者より入港二十四時間前迄に第一號様式の願書を臺灣總督府土木部打狗出張所に提出し第二號様式の入港許可證を受くべし

豫め前項の手續を爲し能はざる場合は船長より信號を以て願出で許可を受け入港したる後直に前項の手續をなす可し

打狗港に寄港する定期汽船にして毎回内港に進航の許可を得んとするものは豫め出入の日時を記載したる入港願書を臺灣總督府土木部出張所に提出し定期入港許可證を受く可し

第二條 前條の許可を受けたる船舶にして内港に進航せんとするときは外港に於て其國旗及信號符字を掲げ長聲の汽笛を連鳴し打狗港口信號所の指揮を受く可し

○打狗船舶出入心得

11011

第三條 許可を得て内港に進航したる船舶にして出港せんとするときは船長又は其代理人出港十二時間前迄に第三號様式の出港届を臺灣總督府土木部打狗出張所に提出し出港當日より出帆旗を掲出す可し

入港後十二時間以内に於て出帆するものは入港後直に前項の手續をなす可し

第四條 前項の航船にして出港の準備整ひたるときは信號符字を掲げ出帆旗を半降し長聲の汽笛を吹鳴して打狗港口信號所の指揮を受く可し

第五條 内港に進航の許可を受けたる船舶にして入港時間を四時間以上繰り上げたるときは入港前に、入港時間を四時間以上遅延するときは當初の入港豫定時間前に、出港時間を二時間以上遅延したるときは當初の出港豫定時間前に、入港を見合せたるときは即時、船長又は其代理人より臺灣總督府土木部打狗出張所に届出で指揮を受く可し

第六條 内港に進航の許可を受けたる船舶の内港に碇泊すべき區域は當分の内別紙圖面に示したるA B C Dの四區とす(圖面略す)

第七條 内港に進航の許可を受けたる船舶にして内港を出入するは當分日出より日没迄の間に限る但特に許可を受けたるものは此限りにあらず

第八條 臺灣總督府土木部長は必要と認めたるときは内港に進航する船舶に水路參考人を乗船せしむることあるべし但船舶の操縦より生ずる一切の事故は當該船長の責任とす

第一號様式

入 港 願	
一 船 名	一出港豫定日時
一 信號符字	一 發航及其月日
一 國 籍	一 最後寄港地及其月日
一 總噸數	一 積載貨物の種類噸數
一 登簿噸數	一 仕向地
一 船の長さ	一 船 主 名
一 屹 水	一 船長氏名
一 入港日時	

右打狗内港に入港致候間御許可相成度此段御願候也


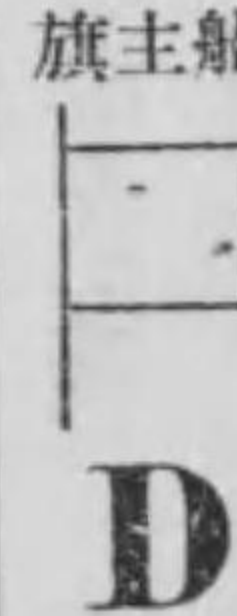














○打狗船舶出入心得

11011

○打狗船舶出入心得

二〇四

臺灣總督府工事部長 殿
 住所 氏名
 年月日
 打狗港特別信號

信號種類	意 義	信號種類	意 義
 N	手旗信號ニテ通信ヲ要ス	 D	信號所呼ビ
 A	外港ヨリ入港スル船アリ暫ク其位置ニ止マレ	 B	内港ヨリ出港(又ハ内港ニテ錨留)セントスル船アリ又ハ航路ヲ避ケテ暫ク錨留ニシテ命ヲ待テ
 C	投錨シテ暫ク命ヲ待テ		直チニ出港スベシ
 E	何時入港スルカ	 F	水路參考人ヲ送ル故其位置ニテ待テ
 G	水路參考人ハ送レ	 H	内港ニ錨留(又ハ投錨)スヘキ場處ナシ投錨シテ命ヲ待テ
 I	小蒸汽ノ至ルマデ假泊セヨ	 J	航路(又ハ工事)ノ妨害トナルヲ以テ轉錨スベシ
 K	風波強クシテ入港ヲ見合サント欲セバ直チニ其旨信號スベシ	 L	本日午前入港出來ル見込
 M	本日午後入港出來ル見込	 N	明日早朝入港出來ル見込

○打狗船舶出入心得

二〇五

 C	 D
 E	 F
 G	 H
 I	 J
 K	 L
 M	 N

○打狗船舶出入心得

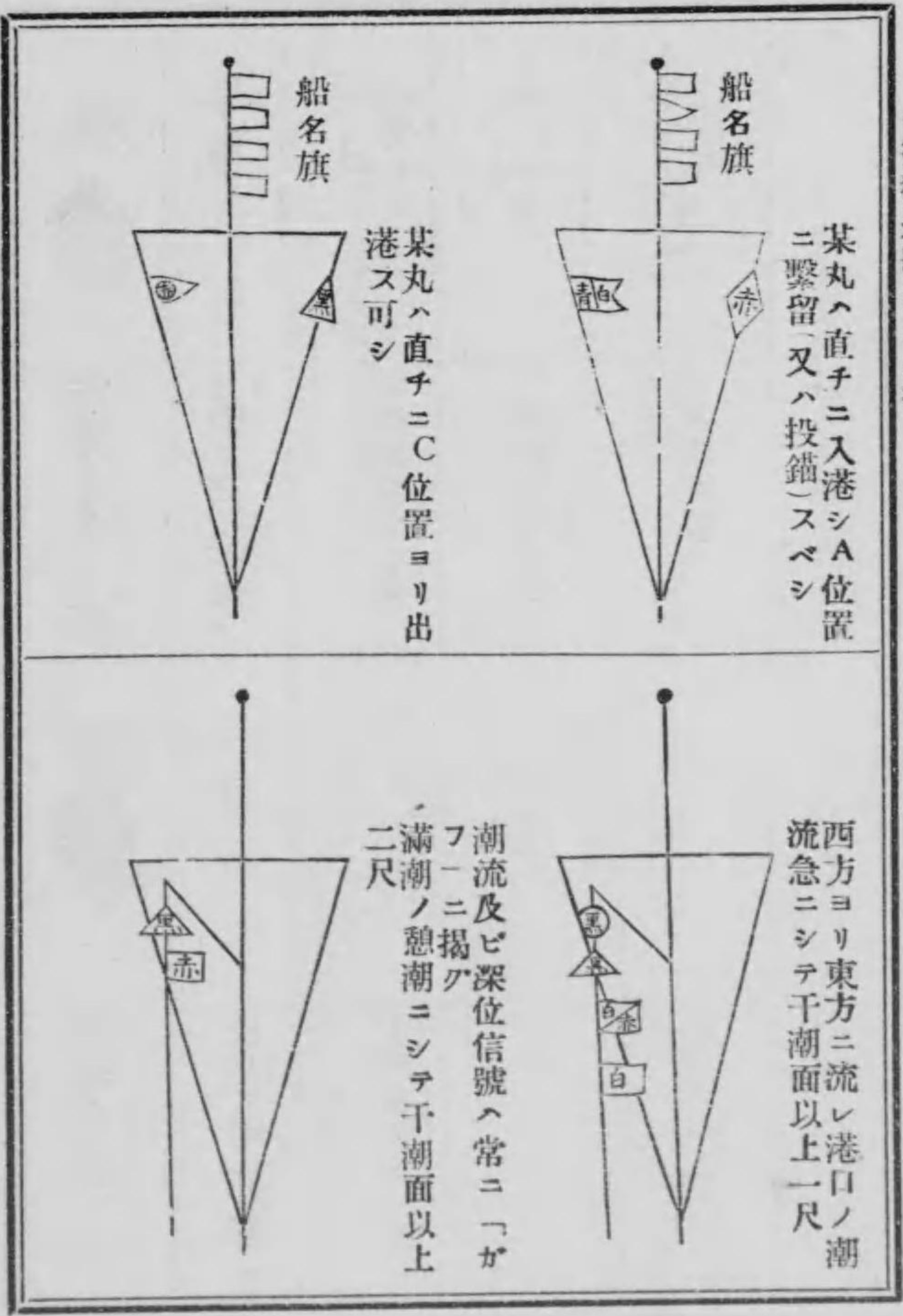
潮流及深位信號		打狗船舶出入心得		
信號種類	意義	赤 S	赤 Q	赤 O
▲ ●	東方ヨリ西方ニ流ル(港内ヨリ港外)	入港許可出來ズ	船長又ハ重ナル代理人來レ	明日午前入港出來ル見込
信號種類	意義	赤 T	赤 R	赤 P
● ▼	西方ヨリ東方ニ流ル(港外ヨリ港内)	今迄ノ信號ハ取消ス	至急ヲ要ス	明日午後入港出來ル見込

○打狗船舶出入心得

特別信號讀方ノ例				
零以下五寸	干潮面以上二尺	干潮面以上五寸	港口ノ潮流緩カナリ	満潮ノ憩潮
零以下一尺	零	干潮面以上一尺	港口ノ潮流急ナリ	干潮ノ憩潮

○打狗船舶出入心得

二〇八



○大連港則

明治四十三年十月
府令第三十三號

- 第一條 黄白嘴の外端より和尚島の東端東嘴子に至る一線以西の水域を大連港とす
- 第二條 港内を分ちて左の三區とす
- 大連區 黄白嘴の外端より北長山に向て引きたる一線の西南水域
- 柳樹屯區 前項一線の北長山南東岸に達したる處より和尚島の東南外端に至る一線以北の水域
- 放泊區 大連柳樹屯兩區の中間の水域
- 第三條 大連區及柳樹屯區を分ちて左の六區とす
- 第一區 濱町以東及同棧橋にある綠燈と同埠頭にある紅燈とを一直線に北方に引きたる一線以東の水域
- 第二區 臭水屯煙突より南六十八度東に引きたる一線以南と第一區西界線以西の水域

○大連港則

二〇九

- 第三區 第二區以北の水域
- 第四區 老龍頭の外端より棉花島角に向て引きたる一線以西の水域
- 第五區 棉花島角より黃娘子角に向て引きたる一線以北の水域
- 第六區 第四區第五區以外の水域
- 第四條 放泊區を船舶の自由泊地とし第三區を危險物荷役泊地とし其の他の區域を一般貨物の荷役泊地とす
- 第五條 柳樹屯區に進航せむとする船舶は豫め海務局長の許可を受くべし
- 第六條 船舶入港の場合は港外より泊地に就く迄、出港の場合は泊地を離るゝときより港外に出づる迄晝間は國旗及重國船舶信號に依り船名を表示し夜間は所定の燈火を掲ぐべし港内運航のとき亦同じ
- 第七條 入港船舶は放泊區に假泊し海務局官吏の臨檢を受け第一號書式の交通許可證を受くるに非ざれば陸地又は他船と交通し船客船員の上陸物件の陸揚を爲すことを得ず但し關東州沿岸のみを航行する船舶は此の限に在らず
- 第八條 總噸數一千噸以上の船舶は水先人の水路嚮導あるに非ざれば水先區に

出入することを得ず但し海務局長に於て必要なしと認むる場合は此の限に在らず

總噸數一千噸未満の船舶と雖も海務局長に於て必要と認むるときは前項の規定に依らしむることを得水先區は東防波堤の北端より北防波堤東端及西端を經て瀆町埠頭の東端に至る線内に包含したる水域とす

第九條 船舶は着港後二十四時間以内に船舶國籍證書若は之に代るべき證書及船員名簿を添へ第二號書式の著港届を海務局に提出すべし

前項に依り提出したる船舶の書類は出港手續終る迄海務局に保管するものとす

第十條 船舶は出港一時間前迄に第三號書式の出港届を海務局に提出し第四號書式の出港許可證を受くるに非ざれば出港することを得ず

前項の船舶は出港二十四時間前より出帆旗を前橋頭に掲ぐべし但し支那形船及其の他の小廻船は此の限に在らず

第十一條 入港後二十四時間以内に出港せむとする船舶及關東州沿岸のみを航

行する船舶は著港届の外船長又は其の代理者より保證狀を提出し第九條に規定せる書類に代ふることを得

第十二條 出港許可證を受けたる後二十四時間以上碇泊する船舶は更に第九條及第十條の手續を爲すに非ざれば出港することを得す但し荷役を爲さざる場合は此の限に在らず

第十三條 支那形船及小廻船は第五號書式の著港届及第六號書式の出港届を海務局に提出し第九條第十條及第十一條に規定せる手續に代ふることを得

第十四條 海務局に於て指定したる地點の外貨物の積卸を爲し又は船客船員の上陸若し乗船を爲すことを得す

第十五條 埠頭に著發する船舶に非ざれば北防波堤と埠頭間の水道を運航し又は碇泊することを得す但し特に許可を受けたる者は此の限に在らず

第十六條 海務局長に於て必要と認むるときは船舶の泊地を指定し若し變更を命じ又は船舶の運航を停止することを得

第十六條 左の各號の一に該當する船舶は入港前より第一號書式の交通許可證

を受くるまで檢疫信號を掲ぐべし

- 一 現に傳染病若し之に疑はしき患者又は死者あるもの
 - 二 航海中傳染病若し之に疑はしき患者又は死者ありたるもの
 - 三 傳染病流行地を發し又は其の地を経て來航し若し傳染病毒に汚染したる船舶と交通し其の他傳染病毒に汚染したる疑あるもの
- 檢疫信號は晝間は船舶の前橋頭に黃旗を掲げ夜間は同所に紅白二燈を上下に連掲するものとす

傳染病と稱するは虎列刺、痘瘡、猩紅熱、一ハスト一を謂ふ

第十八條 入港後前條の傳染病及赤痢、腸窒扶私、ペラ窒扶私、發疹窒扶私、實布埤利亞若し之に疑はしき患者を發生したるときは檢疫信號を掲げ海務局官吏の指揮を受け更に第一號書式の交通許可證を受くるに非ざれば陸地又は他船と交通し船客船員の上陸物件の陸揚を爲すことを得ず入港後傳染病毒に汚染し若し汚染の疑ある事實を發見したるとき亦同じ

第十九條 海務局長に於て必要と認むるときは船内に臨檢し船員及船客の健康

診断を施行することを得

第二十條 牛羊及其の他の獸類又は其の死體、生肉、皮革、毛骨類及著港届第二十二項に掲げたる物件を搭載せる船舶に對し海務局長に於て必要と認むるときは何時にても臨檢し消毒又は隔離其の他の處分を爲すことを得

第二十一條 海務局長は船舶に對し左の處分を爲すことを得

- 一 現に傳染病患者若は死者ありたるものは停船を命じ患者死者の處分を指示し船舶其の他の物件の消毒方法若は鼠族の驅除を施行し且必要ありと認むるときは一定の期間船客船員を檢疫所又は船内に停留すること
- 二 航海中傳染病患者若は死者ありたるものは第一號の規定に準し處分すること
- 三 傳染病流行地を發し又は其の地を経て來航し若は其の船舶に傳染病毒の汚染したる疑あるものは必要ありと認むるときは第一號の規定に準し處分すること
- 四 停船中傳染病患者を發生したるときは更に第一號の規定に依り處分すること

こと

五 船客船員中傳染病有菌者ありたるときは第一號の規定に準し處分すること

六 必要と認むるときは消毒の爲指定の地點に廻航を命ずること

七 傳染病の疑ある患者あるときは二日より多からざる期間停船を命ずること

八 發航地若は寄港地の狀況又は船舶の状態に依り消毒方法又は鼠族の驅除を施行すること

第一號の停船期間は消毒の施行を終りたる時より起算し「ベスト」は十日間虎列刺は五日間とす但し第三號の場合に於ては傳染病流行地を發し又は其の地を經過し若は傳染病毒に汚染したりと疑ふべき事實ありたるときより起算す

第二十二條 船舶物件の消毒費、停留人の食費、患者死者に關する費用は船長又は其の代理者より之を納付すべし

第二十三條 船舶は健全證書の交付を海務局に申請することを得

前項の申請ありたるときは海務局長は其船舶の健康状態を檢閲し第七號書式の健全證書を交付すべし

第二十四條 船舶にして常用外の爆發物若し容易に燃焼すべき物件を搭載せるときは晝間は赤旗夜間は紅燈を前橋又は見易き場所に掲げ放泊區に在て海務局官吏の指揮を受くべし但し特に許可を受けたるものは此の限に在らず

前項の爆發物と稱するは「ブラスチングセラチン」、彈藥包、爆發管「ダイナマイト」、煙火、導火管「セリクナイト」、「ナイトロケリセリン」、火藥、棉火藥、無煙火藥、雷管の類を謂ひ容易に燃焼すべき物件と稱するは生石油（ブルマ油、ラングーン油、ロック油を包含す）石油、「ナフタ」、的列竝底油、依的兒、偏蘇爾、石油偏陳「アセトン」、酒精及硫化炭素の類其の他華氏九十五度以下の熱度に因り發火すべき氣體を發するものを謂ふ

船舶に備へ附たる大砲一門毎に火藥五十發分導火管類七十箇小銃一挺毎に彈藥百發分雷管五十箇及積載船舶相當量の信號用榴彈、火箭、煙管、救命焰等にして適當に格納せられたるものを除くの外爆發質の物件は總て之を常用外と

看做す

容易に燃焼すべき物件は船舶所用の目的を證明し得るものの外總て之を常用外と看做す

第二十五條 前條に規定する爆發物若し容易に燃焼すべき物件を積卸せむとする船舶は其の品名數量を海務局に届出で特に指定せられたる場所に就きたる後に非ざれば之を取扱ふことを得ず

前項の物件を搭載せる船舶は在港中前條に規定せる赤旗又は紅燈を掲ぐべし
第二十六條 火氣を有する汽艇又は端舟にして赤旗又は紅燈を掲揚する船舶の近傍を運航する場合には安全なる距離を保ち成るべく風下側を運航すべし若し止むを得ず風上側を運航する場合には充分安全なる距離を保つべし

第二十七條 港内に於ては海務局長の許可を受くるに非ざれば火器又は爆發物の發射發火を爲すことを得ず

第二十八條 曳船を爲す場合は海務局長の許可を受けたるときの外左の制限に従ふべし

- 一 端舟及荷舟を曳くときは曳船の船尾より最後の被曳船の後端に至る迄の距離は六十間を超ゆべからず竹木、筏其の他の物件を曳くとき亦同じ
- 二 端舟及荷舟は前號の距離を超へざる限り二隻づゝ並列して曳くことを得
- 三 航洋船を曳く場合は一隻を超ゆべからず
- 第二十九條 碇泊中の船舶は其の後端に舳舟、竹木其の他の物件を繋留し水路の妨害を爲すべからず
- 第三十條 港内に於て多數の竹木、筏其の他の物件を水上に卸さむとするときは繋留若しは運航せむとするときは海務局長の許可を受くべし前項の場合に於て夜間は海上衝突豫防法第五條第十條第十一條の規定に準し燈火を掲ぐべし

第三十一條 船舶は第一區第二區第四區第五區の水域に於ては棧橋又は浮標に繋留する場合を除くの外雙錨を投じて碇泊すべし錨には浮標を附すべからず但し海務局長に於て雙錨泊の必要なしと認むるときは此の限に在らず

第三十二條 汽艇、浮船、端舟、支那形船及其の他の小廻船は航洋船の航路を避

くべし

第三十三條 第一區第二區及輻輳せる船舶の近傍を運航する船舶は針路を保つに必要なる速力に止むべし

前項の船舶は總て追越を爲すべからず但し汽艇其の他の小廻船にして危険の虞なき場合は此の限に在らず

第三十四條 港内の左記事項に關しては許可を受くべし

- 一 海面の埋立及浚渫
- 二 防波堤、埠頭又は棧橋の築造又は變更
- 三 浮標立標其の他の航路標識の設置又は變更
- 四 下水吐出口其の他海面又は海底に於ける工作物の施設又は變更
- 五 漁撈、採藻又は生養の施設

第三十五條 港内に於て濫りに水泳を爲すべからず但し特に許可を受けたるものは此の限に在らず

第三十六條 繋留の爲設置したる浮標其の他の營造物の外船舶其の他の物件を

繫留することを得ず

第三十七條 浮標立標其の他の營造物を毀損又は滅失せしめたるときは其の損害は船舶に在りては當該船長をして之を辨償せしむ

第三十八條 港内の海面及其の海岸並之に注入する水流には塵芥其の他の物件を委棄することを得ず但し荷足其の他土砂の類を放棄せむときは海務局の指揮を受くべし

船舶にして塵芥、灰燼其の他の物件を處分する爲船を要するときは萬國船舶信號のF旗又は藍を掲ぐべし

前項船に要する費用は船長の負擔とす

第三十九條 石炭其の他海底に堆積すべき虞ある物件を積卸するときは之を水中に墜落せざることに注意すべし

第四十條 船舶は海務局官吏及警察官吏の臨檢を拒むことを得ず

第四十一條 在港中の船舶警察官吏の救援を要する場合は晝間は萬國船舶信號のG旗を掲げ夜間は藍火又は閃火を示すべし

第四十二條 在港中の船舶火を失したるときは時鐘若は之に類似の振鳴器を連打し又は汽笛を連吹し晝間は萬國信號のNM旗を掲げ夜間は號火、火箭等を用ひ見易き發火信號を爲し且斷へず紅燈を上下すべし船舶危急の場合に遭遇し救助を要するときは亦同じ但し晝間は萬國信號のNC旗を掲ぐべし

第四十三條 海務局長は港内に於て船舶に危害を及ぼすの虞ある難破物、委棄物其の他の物件は期間を指定し義務者をして之を取除かしめ又は破壊せしむることを得

前項の場合に於て義務者其の義務を履行せざるときは海務局長自ら之を執行し又は第三者をして執行せしめ其の費用は義務者より之を徴收することを得

第四十四條 本令に違反したる者は貳百圓以下の罰金又は科料に處す
船舶に在りては前項の規定は船長又は船長に代はり其の職務を行ふ者に之を適用す

前項に依り科したる罰金又は科料及本令に依り負擔すべき費用を完納するか又は相當の擔保物を提供するに非れば其の船舶の出港を許さず

○大連埠頭船舶取締規則

第一條 大連に入港する船舶にして本會社の埠頭に繋留せんとするものは此規則に據らるべし此規則に明記なき事項に關しては會社の埠頭事務所長の指圖に據らるべし

第二條 埠頭に繋留せんとする船舶にして南水道より入港するものは南三山島の燈臺を認め得べきものは晝間に在りては其國旗及信號符字并に吃水信號を掲げ夜間に在りては會社と船舶所有者との間に特約せる燈火信號を掲げ汽笛又は號角を以て短長の二聲を連吹し入港せらるべし

第三條 出港せんとする船舶は豫め發航の時日及仕向港を通知し出帆旗を掲げ其準備整ひたるときは晝間に在りては信號符字を掲げ、夜間に在りては汽笛又は號角を以て長短の二聲を合圖せらるべし

第四條 船舶は埠頭に着離するは總て埠頭北端所在の信號所の指圖に據らるべし

信號所に於ては萬國船舶信號の外別表記載の特別信號を用ふ

第五條 埠頭を別ちてAよりLに至る十二區とし、船舶の繋留すべき區域の中央點は晝間に在りてはN旗、夜間に在りては紅燈を以て之を標示す

第六條 會社は船舶の發着毎に別表に據り手數料を申受るものとす前項の場合に於て會社は各船舶の爲め其の要求の有無に拘らず埠頭繋船方、曳船、綱取船并に發着に關する必要の準備をなすものとす

前項により準備したる繋船方、曳船、綱取船及其他一般の指揮監督は使用を始めたるときより其船舶責任者に歸し使用中一切の損害は使用目的の如何を問はず船舶所有者に於て其責に任ぜらるべし

第七條 埠頭に繋留せんとする船舶の船長又は其取扱人は會社所定の繋留申込書を提出し其承諾を受けらるべし

第八條 埠頭に於て貨物の陸揚を爲さんとする船舶は入港後直に積荷目録に繪内積荷略圖を添へ船長又は取扱人より會社へ申込まるべし

第九條 埠頭に於て船舶に貨物の積入を爲さんとするときは取扱人より豫め積

○大連埠頭船舶取締規則

二二六

荷目録を添へ申込まるべし

第十條 會社は別表の使用料を以て船長荷主又は其他の要求に應じ小蒸汽船を供することあるべし

第十一條 會社は必要と認むる場合は何時にても船舶をして埠頭を離れしめ又は其繫留若しくは碇泊の地點を變更せしむることあるべし

第十二條 船舶を埠頭に着離せしむる順序は會社の定むる所に據る

第十三條 端艇又は小廻り船の類と雖も埠頭事務所長の承諾を経たる場合の外埠頭に繫留するを得ず

第十四條 各船舶は埠頭事務所長の承諾を得るにあらざれば埠頭外方及防波堤の内面六百尺以内に碇泊すべからず

第十五條 埠頭に繫留中の船舶に傳染病患者發生したるときは一切の交通を遮斷し直に埠頭事務所長の指圖を受けらるべし

第十六條 埠頭繫留中の船舶にして失火又は危急の場合は汽笛號鐘其他の方法に由りて之を急報せらるべし

第十七條 埠頭附近にある船舶にして塵灰其他の物を投棄せんとするときは、旗を掲ぐべし會社は常に塵灰船を準備し何時にても無料にて其運搬を爲すべし若故意又は過失に因り投棄したるときは之を除去すべき費用の二倍を申受くべし

第十八條 埠頭繫留中の船舶は妄りに汽笛を吹鳴し又は機關の運轉を爲すべからず

第十九條 埠頭附近に於て投錨する場合は他船及他船沈設物の妨害と爲らざる様注意せらるべし

第二十條 埠頭繫留中の船舶は天候不穩の徵候あるときは蒸汽を發生せしめ機關運轉の準備をせらるべし

第二十一條 埠頭繫留中の船舶は常に監視及作業に必要な船員を配置し船體の内外及荷役に注意せらるべし

船員の不在又は不足其他不注意の爲め生じたる一切の損害は船舶所有者に於て其責に任ぜらるべし

○大連埠頭船舶取締規則

二二七

○大連埠頭船舶取締規則

第二十二條 船長又は船員の故意若くは過失に因り防波堤、護岸、曳船、防舷物、歩板其他會社の所有物を滅失又は毀損したるときは船舶所有者に於て其責に任ぜらるべし

但賠償價格は會社の定むる所に據る

(別表)

○發著手數料

一、一回發着に付

總噸數	百噸以下	金五拾錢
同	二百噸以下	金壹圓
同	五百噸以下	金五圓
同	千噸以下	金拾五圓
同	千五百噸以下	金貳拾五圓
同	三千噸以下	金四拾圓
同	五千噸以下	金五拾五圓

總噸數

五千噸以上

金六拾五圓

一、轉錨の場合は左の料金を更に申し受く

總噸數	二百噸以下	無料
同	五百噸以下	金參圓
同	千噸以下	金拾圓
同	千五百噸以下	金拾五圓
同	三千噸以下	金貳拾五圓
同	五千噸以下	金四拾圓
同	五千噸以上	金四拾五圓

- 一、燃料炭又は淡水のみ搭載の爲發着若くは轉錨の場合は規定料金の半額とす
- 一、夜間に發し又は著するものは規定料金の貳割増を申受く
- 一、天候不良の時は特別の割増を申受くることあるべし
- 一、曳船のみに因る轉錨の場合は五割増の料金を申受く
- 一、天候其他已むを得ざる事由に因り會社が轉錨を必要と認むる場合は料金

○大連埠頭船舶取締規則

○大連埠頭船舶取締規則

を申受けず

○小蒸汽船使用料

- 一、一時間未満は金五圓
 - 一、一時間以上は一時間迄毎に金參圓
 - 一、日没より夜半迄は五割増とし、夜半以後は二倍を申受く
 - 一、天候不良の時は特別の割増を申受くることあるべし
 - 一、前記各項以外の場合に於ては其都度協定するものとす
- 前記の使用料は碇泊船舶に往來する場合に限るものとす

○特別信號

信號種類

同上解釋

船主 T 船主旗の下に萬國信號旗の T

信號所呼び

直に埠頭に繫留すべし

直に埠頭を離るべし



赤



黒

○ A 赤球の下に萬國信號旗の A 以下之に徴ふ

便宜投錨せよ

防波堤外に投錨すべし

埠頭を離れんとする(或は繫留せんとする)船あり錨を入れずして其場に止まれ

防波堤外を迂回して來れ

水路嚮導を出すに付其場に止まれ

汝は曳船を要するや

曳船差支あるを以て自身にて埠頭に繫留せよ然らずんば便宜假泊して命を待て

埠頭に繫留すべき餘地なし便宜投錨して命を待て

小蒸汽船至る迄便宜假泊せよ

航路の妨となるを以て便宜轉錨すべし

風波強きも船長の見込により指示されたる位置に繫留すべし若し繫留を見合はさんと欲せば直に能はぬと云ふ信號を以て回答せよ

○ K ○ J ○ I ○ H ○ G ○ F ○ E ○ D ○ C ○ B ○ A

○大連埠頭船舶取締規則

○大連埠頭船舶取締規則

○ Z ○ V ○ U ○ T ○ S ○ R ○ Q ○ P ○ O ○ N ○ M ○ L

○本船曳船間の信船

本日午前埠頭に繫留す
 本日午後埠頭に繫留す
 明日早朝埠頭に繫留す
 明日午前埠頭に繫留す
 明日午後埠頭に繫留す
 何時に入港せしか
 何時に出港するか
 船長又は代理人埠頭事務所に來れ
 船員陸上に在り端舟を送れ
 至急を要す
 今迄の信號は取消す
 水先人を待たずして進行せよ

汽笛長一聲
 白
 赤

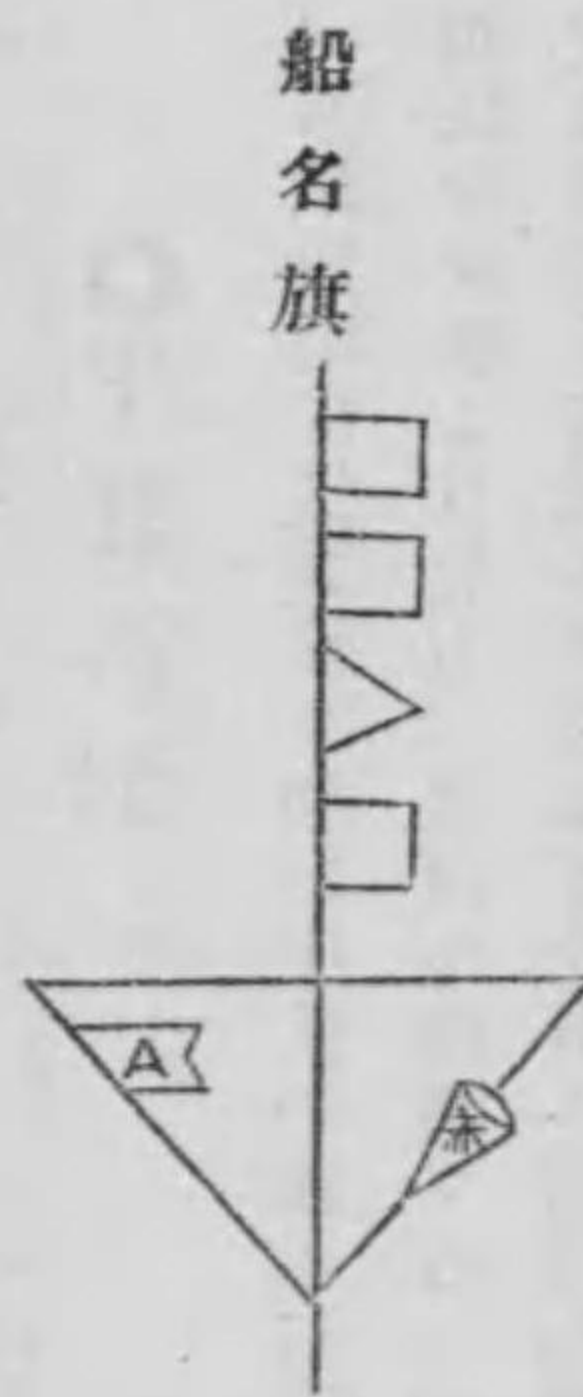
同 上
 白 燈
 紅 燈

○要求信號

塵灰船を要す
 給水船を要す
 曳船又は小蒸汽船を要す

○信號讀方の例

Y W G



船は直に埠頭Aの位置に繫留すべし

晝間 夜間

解 釋

機關停止せり(曳索を取れ)或は(曳索を離せ)

曳方始め

曳方止め

○大連埠頭船舶取締規則

○牛莊港則

- 一、海關規則に規定する如く牛莊の港域は左の如し
西は中央廟より北方へ遼河を横斷する一線
東は英國居留地の外端より北方へ遼河を横斷する一線
- 二、港務長は船舶の入港碇泊に關しては船長又は代理店の請願に對し成るべく便宜を與ふべし但し指定外の場所に碇泊せし船舶に對しては港務長の命令に服従する迄海關に於て入港手續、作業及出港免狀の取扱を停止すべし
- 三、船舶は各二十尋の錨鎖を出し双錨にて碇泊し常に錨鎖を交叉せしめざる事に留意すべし又要求せられたるときは上斜錨を取入るべし
- 注意 汽船は各四十五尋の錨鎖を出し双錨にて碇泊するを常習とす
- 四、船舶は港務長の許可を受けずして錨地を變更すべからず
- 五、火藥其他の爆發物を搭載せる船舶は該危險物の荷揚を終了するまで河下の

- 港域を距ること一哩の下流に碇泊すべし且つ右船舶は日出より日没まで正橋上にNo. 〇又はBの信號旗を掲揚すべし
- 六、流行病患者ある船舶は河下の港域を距ること一哩の下流に碇泊すべし且つ右船舶は日出より日没まで正橋上にQ旗を掲揚すべし
- 衛生吏員と合議の上港務長よりの許可なき限りは何人も右船舶を下船することを得ず
- 七、荷足は其用に供する爲め公許したる艇舟にのみ棄却すべし且つ其費用は公定額とす
- 八、船舶は其の船舶の出港二十四時間前より前橋上にNo. 〇又はDの信號旗を掲揚すべし

注意 本則違犯者は罰金に處す

○牛莊門洲水深信號

漲潮中は其期間橋頭に球形象一箇を掲揚すべし

牛莊門洲水深信號

水深呎	西		東		水深呎	西		東	
	腕	桁	腕	桁		腕	桁	腕	桁
20	●				16			●	●
21	●	●			17	●		●	●
22	●	●			18	●	●	●	●
23				●	19	●		●	●

○牛莊港則

牛莊門洲水深信號

水深呎	西		東		水深呎	西		東	
	腕	桁	腕	桁		腕	桁	腕	桁
12			●	●	8			●	
13	●		●	●	9	●		●	
14	●	●	●	●	10	●	●	●	
15	●		●	●	11	●		●	

○牛莊港則

○青島港々則

第一條 總則

本則中「船」と稱するは汽船ジャンク帆船ジャンク（土民船）船板艇船、筏子及船舶等を云ひ其艇船中には六十噸以下の小蒸汽船及自動機船を包含す又船舶と稱する汽船帆船（支那形帆船を除く）及軍艦等を云ふ

本港を區劃して外港、内港、大港、小港及作業港とす外港と内港とは海西對山より會前砲臺に對して劃きたる一線に依りて界せる海面を云ひ大港とは該港口の兩端にある浮標を連結せる線内を云ひ、又小港とは左右埠頭の突端を連結せる一線を以て其區域とし、作業港とは石堤端より第一埠頭に至る一帯の線を以て其限界となす

造船所の前面に於ける大港の一部を造船區域とす、管轄官廳は造船所區域及作業港並港内の區分境界に關し告示を以て本規定に異りたる規則を設くる事を得

第二條 水路嚮導

本港に出入する船舶にして水先人を要するときは水先旗を掲げ若しくは其他の方法により之を雇用することを得

登簿噸數百噸以上の船舶は水先人を雇用するに非ざれば大港小港に入り又は埠頭附近に碇泊し又は岸壁に著離し又は出港することを得ず

水先人乗船するも船長は船舶指揮の責を免がるゝことを得ず、各船舶は入港の場合に於ては外港に於て其出港の場合に於ては繫留地點に於て水先人を乗船せしむべし、外港内港に於ては必ずしも水先人を雇用するを要せず、然れども免許水先人を雇用せんとする船舶に對しては水先人は其求めに應ぜざる可からず、而して水先人は他の船舶に先ち大港又は小港に進航する船舶の求に應ぜざる可からず、船舶に對する水路嚮導料を左の通り定む

一、吃水十二呎（三米六）を越えざるものは二十五弗

二、吃水一呎（〇米三）又は一呎未満を加ふる毎に三弗

水路嚮導料は入港及出港に對し一回のみ之を徴收す入港及出港の際吃水を異

にする時は其深きものに據る、水路嚮導料は港費と共に出港前に支拂ふ可きものとす

第三條 埠頭繫船

埠頭繫留中の船舶の船長は總て港務局長の命令に服従し其許可あるにあらずれば大港小港に於て繫留船地點を移轉する事を得ず
貨物の積卸に關する規則は別に之を定む

第四條 水路

總て本港管轄内にある船舶は左に列記せし規則に準據すべし
一千八百十七年五月九日發布船舶海上衝突後の行動に關する規則但し艇船及舢板は並に記號ある浮標と大港との間若くは大港小港及作業港の區域内に於ては船舶の操縦又は航路に防碍とならざる様注意すべし

第五條 國旗及信號燈

晝間本港に出入する船舶は其國旗を揚ぐべし
埠頭繫留中の船舶は港務局長より特別の認可あると雖も日没より日出に至る

まで少くも一個の白光燈を最も看易き場所に掲げ置く可し若し船燈を掲げざる爲に損害を生じたる時は港務局長に認可ありと雖も其損害の責を免るゝことを得ず

第六條 著港届

總て船舶は入港後二十四時間内に港務局に着港届を差出し同時に船主船長の氏名、船名、船籍港名、信號符字、噸數、製造年月日其他の件名を記載せる證書を供託すべし前項の船舶にして豫定出帆日を届出したる時は港務局は該船舶に於て港費を支拂ひ若しくは擔保を供し、並に關稅を受領し其他本則に規定せる一切の責務を完了したる後該證書を船長に還付すべし
但し軍艦は著港届をなすを要せず

各船長に港務局長より請求するときは船積證書を提出すべし

第七條 港費

一、本港を使用する船舶に對しては左の港費を徵收すべし
(甲) 各船舶は後段規定する處のものを除き登簿噸數一噸に對し六仙半

- (乙) 積荷を有せざる船舶又は六時間以内に出港する船舶は登簿噸數一噸に對し三仙
- 二、港内碇泊中一百噸未満の貨物を積卸す船舶は積荷を有せざる船舶と見做さる
- 三、單に積荷の申込を待合せ又は風波避難の目的を以て外港又は内港に寄港する船舶に對しては港費を徴收せず
- 四、四日以上埠頭に繫留する船舶に對しては一日又は一日未満を加ふる毎に一噸に對し一仙を増徴す
- 但し千九百二十年十月六日の法令に規定せる日曜日及び一般祝祭日は此限にあらず
- 埠頭繫留の日數計算は午前中に繫船したる時又は午後に出帆したる時は之を一日とす
- 五、軍艦獨逸國御用船並に埠頭に於て専ら修理の目的を以て寄港する船舶に對しては港費を徴收せず

第八條 税 關

船舶は税關規則を遵奉し税關官吏の要求に應ずべし

第九條 郵便船

郵便船の船長は青島に向け積入れたる郵便物を獨逸郵便局に交附すべし又出港の際は獨逸國郵便局の托送する郵便物を受領し之を仕向港に於て確實に之を引渡す可し

本港に入港の船舶にして郵便物を搭載したる時は丁旗を掲げて之を信號するを要す

郵便物は獨逸國郵便局より托送するものゝ外之を受領し又は該官廳以外に之を交附することを嚴禁す

内海運輸規則により營業する船舶の船長に對する郵便物運送に關する規則は別に之を定む

第十條 傳染病及檢疫

傳染病とは痘瘡、虎列刺、猩紅熱、黑死病其他殖民地總督の特に傳染病とし

て公布する流行病を云ふ船中に傳染病患者ある時は前橋に黄色旗を掲ぐべし其の檢疫官又は港務局長より命令ある時又同じ其の檢疫官は其職權を以て隔離陸揚、消毒種痘、其他公衆衛生の爲め必要を認めたる船中に於て手續を命し且つ必要なる場合には警察官をして實施せしむることを得其船艙、船室又は用具の清潔方法維持設備に關しても亦同じ港務局長又は警察官より許可を得たる後に非ざれば何人とも雖其船舶を去り又は陸地若しくは他船と交通するを得ず傳染病に關する他の細則は一千九百〇四年七月十三日發布の青島寄港船傳染病取締規則に規定す

第十一條 海員の雇入及雇止
海員の雇入又は雇止は港務局長若しくは船籍を代表する領事館に於て之をなすべし
領事館に於て解雇の手續を了したる海員は解雇後二十四時間以内に雇止證明書を港務局長に提出すべし

港務局長に於ける外國海員の雇止は獨逸國海員法の規定を準用す、各船舶の船長は港務局長若しくは船籍國を代表する領事館の認可あるにあらざれば海員を遺棄して出港することを得ず

前項の認可は船長より三ヶ月を越えざる期間、遺留海員の給養に相當する糧食を給與するを以て必要條件となす、總て海員は自己の意志又は怠慢に依り船舶の出帆に後れ本港に停在する事を得ず

第十二條 脱船者

船長の許可なくして船舶を立去りたる海員ある時は船長は其情を記し港務局長に報告すべし
前項の報告を受けたる局長は脱船者を搜索し船舶は復歸せしむる爲め相當の手配をなすべし

港務官は必要と認めたる場合に於ては船舶出帆の時迄十日以内脱船者を陸上に於て拘留することを得

第十三條 船内死亡者

本港碇泊中の船舶に於て船客又は船員中に死亡者あるときは船長之を港務局長に届出て且つ清國臣民を除き之を該死亡者の戸籍役場に届出べし

第十四條 船長及乗組員間の争

本租借地に於て其船籍國を代表する領事館なき船舶の船長及船員間の争に關しては海務局長は當事者の請求により領事に代りて之を審判する事を得但し審判の手續は獨逸海員法の規程を準用す

第十五條 火災豫防

一、燃燒物

煙火、火藥類、其他の爆發物は總て外港に於ては舢舨を以て沖取し之を埠頭に降揚するを得ず

石油彈藥は港務局長の認可あるに非らざれば埠頭に集積する事を得ざるは勿論遲滞なく之を移送すべし、若し火災豫防の措置をなすがため特別の費用を要したる時は船舶又は荷受人に於て之を負擔すべし

燃燒し易く又は高度可燃性の物を積載する舢舨、舢板艇船等は碇泊燈の外

二、射撃
燃火點燈することを許さず、喫煙に於けるも亦同じ

大港及小港に於ては其種類の何たるを問はず總て銃器を發射することを得るも殺傷、財物損毀及交通の防碍を豫防するを要す

外港及内港に於ける劇烈なる發砲、又は爆發は港務局長の認可を受けたる後に非らざれば之を行ふことを禁ず

第十六條 港内の造營物に對する損害及不潔豫防

船舶は其操縦の際埠頭、崖壁、防波堤、棧橋及浮標等を突傷し又は防舷枕を強壓毀損せざる様注意すべし登簿噸數二千噸以上の汽船は火急の必要あるに非らざれば埠頭岸壁より十米突以内にて其推進機を運用すべからず、埠頭繫留中の船舶は其機關を熱し始めたる際最徐速度を以て試運転することを得るも五分時以上に亘ることを嚴禁す

凡て船は防舷枕浮動舷材又は階梯に繫留すべからず岸壁面の鐵環は小船繫纜用の外使用すべからず

浮橋の兩端に存する鐵製繫船枕は大船舶の綱取用に使用すべからず
 土民船、艇船其他同種の船舶を他船に竿頭繫留所に於て之に繫がんとする時
 は其船長若しくは代理者の許可を受くべし
 大港小港及其入口に於て荷足灰燼其他塵芥など海中に投棄すべからず
 前項に規定するものゝ外港内造營物に對する損害又は不潔を防遏すべき規則
 は其必要に應じて臨時發布すべし

第十七條 港務局官の職權

港内に於ては港務官又は警察官の職務上の命令に對し遲滯なく之に服従すべし

港務官又は警察官は港内の秩序を維持し危害を防護する爲其必要を認めたる時は關係當事者の費用を以て之を處理することを得

第十八條 罰則

本則の規定に違犯したるものは他の法律に於て重き刑を課すべき規定なき時は港務局長の請求により百五十圓未満の科料又は六週間以内の禁錮に處す

第十九條 附則

本港則は一千九百〇八年一月一日より施行し同時に左記の法令を廢止す

- (甲) 一千八百九十九年五月二十三日青島港則に關する法令
 - (乙) 一千九百〇一年十月二十九日達示
 - (丙) 一千九百〇四年二月十九日青島港に於ける商艇貨物積卸に關する法令
 A項及附則A B及D項
 - (丁) 一千九百〇四年六月八日達示
 - (戊) 一千九百〇四年七月十六日達示
 - (己) 一千九百〇五年二月二十日達示
- 一千九百〇七年十二月二十四日

青島に於て

殖民總督

トルツベル(自署)

浦潮商港規則

千九百十年八月二十七日軍務知事認可

第一條 外國より入港（浦鹽商港へ）する船舶は先づ檢疫船に到り同船より檢疫免狀を受くべし

第二條 外國航路の船舶は檢疫手續を終了したる後港務局の指定せる場所に（貨物積卸の爲）碇繫すべし

第三條 入港船舶は入港の順序により埠頭（堤防）に繫留せしむ但し外國より入港するものは檢疫所より發給する許可證の順序による

第四條 臨時若しくは一定期間埠頭若しくは堤防の一部を使用することを許されたる定期汽船若しくは運搬貨物の種類に依り港内に於ける一定の場所を使用することを許されたる沿海航路に従事する小形帆船、曳船、小蒸汽船、艇船等は繫留の度毎に許可を受くるの必要なし

第五條 埠頭及堤防の一部に船舶を繫留する爲め之を使用する場合には貨物を

積載せる船舶を先とし「パラスト」を積載する船舶を後とす
附則 官用物品を運送する船舶は一般の順序に依らず港務局長の許可により積卸をなすことを得

第六條 外港及内港に入る船舶は出港する船舶に對し可成右方を進行し出港船舶に通路を讓るべし
入港船舶は他船の通路を妨げざらんが爲め赤色水路標燈範圍外に投錨すべし

第七條 船舶の投錨したる時は之に適當の長さの綱を有する浮標を附すべし
第八條 商船の船長若しくは代理者は入港の際商港々務局日直官吏の揭示する船舶出入簿に規定の記入をなすべし出港の際亦同じ

前記の外尙入港船々長は航海中他船の海難を認めたる場合は其旨を又航海中本船に特別の事故（普通範圍を脱したる事件）を發生したる場合には其旨を商港務局へ届出づべし又特に客船々長は上記の外尙旅客投書簿を揭示すべし（但新投書のありたる場合）
浴海航路の帆船々長若しくは船主は本條の事項を口頭にて届出づべし

第九條 浦沙斯德商港内に碇泊中若くは運航中の船舶は港務官廳の命令を遵守すへし又必要の場合に於ては運航を中止せしめ碇泊を命ずることあるべし

第十條 船舶が繫壁に繫留する場合には繫留具に繫留すべし(樑、柱、環の類)航路を遮りて纜を繋ぐことを禁ず

第十一條 港内に碇泊する船舶は商港務局及税關の許可なくして其場所を移轉することを得ず

第十二條 船舶が繫壁に繫留中他船を繫留するに必要と認めたる場合は商港務局長は前船々長をして纜綱を次ぎの繫留具に轉せしむることあるべし

第十三條 船舶輻輳せずして繫留の順を待つ船舶之れなきときは繫壁に繫留する(貨物積卸の爲)時間に制限を附せざれども繫留場所に不足を生ぜし時は左の制限を加ふ

繫壁に沿ふて繫留する汽船にあつては其積載貨物三百噸に付き一日の割合とす

商港務局長の要求あるときは繫壁に沿ふて繫留せしむべし

此場合に於ては後者は前者と併行して舷を接して繫留し水上より貨物の積卸をなし又双方の船長同意の上前者を減えて陸上より積卸をなすことを得

第十四條 夜間及祭日に於て貨物陸揚げをなさんとする時は税關の許可を得商港務局の通告を待ちて之を行ふべし

夜間及祭日に於ける積荷は税關法第六七七條及第六七八條の規定に依る

第十五條 港内に碇泊する船舶は午前八時より日没まで艙部に國旗を掲揚すべし

第十六條 浦鹽斯德港内にある帆船、艇舟、支那形帆船(戎克)等は商港務局船籍簿に記入の番號を見易き場所に掲ぐべし客船及曳船用汽船は毎年商港務局より發給する検査證及航行免狀を見易き場所に掲ぐべし

第十七條 何等の原因により船舶の衝突したる場合には双方共に救助の目的を以て停船すべし又一方が航行を繼續する能はざる状態に陥れば他方は先づ其旅客を收容し次に手荷物貨物等を收容し之れを最近の埠頭に運搬すべし

人及び可成第三者の立會を得て事件の調書を作成すべし

イ 双方が衝突前如何なる距離に於て幾時間以前如何なる信號を與へしや

ロ 夜間衝突の場合には規定の舷燈を有せしや否や

ハ 霧中衝突したる時は霧中信號を爲せしや否や

上記以外に尙衝突以前に於ける双方の取りたる針路及衝突の現状を記し其略圖を附すべし

第十八條 海難に關しては凡て之を船長船主若しくは其代理者より船舶入港後直に商港務局へ届出づべし

商港務局は修繕の爲遭難船の検査を行ひ修繕後船長船主若しくは其代理者より修繕終了の届出ありたる時更に船體の航海に適するや否やを驗定す

第十九條 特別事故 普通の範圍を脱せる(即ち船舶海難地の船舶若しくは港内の設備に與へたる損害、死傷、盜難、火災、船員長時間離船等)を生じたる時は船長は商港務局及附近警察官に其旨届出づべし又死者を出したるときは警察官の臨檢ある迄死骸を移動すべからず

第二十條 汽船は積荷中の艀船及び滿載せる艀舟支那形帆船淺瀬船其他港内築管物の附近及測量潜水等凡て作業中の船舶其他の附近に到らば速力を小速力「マイルイ」迄減すべし

第二十一條 商港内碇泊中若しくは運航中の汽船及帆船は商港第四六七條附則規定の燈火を備へ置くべし

繫壁の一端に横付けし軸部より繫留せる船舶は前橋燈及昇降口燈を備へ置くべし

繫壁の中部に繫留せる船舶は昇降口に點燈すべし

第二十二條 貨物積載方法不完全又は過度の積載をなしたる場合には出港を禁止積直しをなさしめ航海に危険なきを認めたる上出港せしむべし

第二十三條 露國客船及客貨船に於ける職員及船員は航海中千九百二年二月二十三日裁可の服裝を着し客室及料理場の使用人は清潔且つ相當の衣服を着用すべし

第二十四條 各等共客室には左の揭示を要す

- イ 旅客投書簿に關すること
 - ロ 救護帶使用法及保存場所
 - ハ 航路表及運賃表
- 第二十五條 旅客船及客貨船に於ては「ボート」の數を十分に備へ二ヶ以上の救命環及少くとも一ヶ以上の救命浮標を備へ置くべし
救命帶は旅客及船員の各室に備へ危急の際隨時採り得べき標準備し置くべし
- 第二十六條 客船及客貨船の爆發物運搬は千九百五年六月二日付管船局訓令第二三三四號の範圍内に於て之を許可す
- 千九百五年六月二日付管船局訓令
- 第一類 旅客用船舶に於て運搬を禁じたる物件
- イ 密封したる可燃性の容器に入れたる黒火藥
 - ロ ニトログリッスリン、ニトログリッスリン混合物若しくはダイナマイト
 - ハ ビクリン混合物
 - ニ 爆發材及發火材

ホ 黃燐

- ヘ ベンゼン及ガソリン
- 第二類 客船に於て包装に條件を設けて運搬を許すもの
- イ(1) 金屬製容器に入れたる黒火藥
毛氈の下部をなし木箱に入れたるもの
 - ロ(2) 毛氈の下部をなし密閉器に入れたる藥錠に填充したるダイナマイト、但し一定の場所に於て容量一呎以内とす
 - ハ(3) ピロクジリン濕氣を帯びたるものにして海軍及砲兵隊に於て使用する包装を有するもの
 - ニ(4) 砲兵隊及海軍に於て使用する包装を有する小銃彈及機關砲彈
 - ホ(5) 曳火彈(光彈)、煙火、ローマ蠟燭及び之に類するものにして不燃性の密閉器に容れたるもの重量一ヶに付き包装共に一布度以内
 - ヘ(6) 鐵葉製容器に入れたる赤燐但し一箇各十封度以内
 - ト(7) 壓搾炭酸壓搾アンモニヤ、及壓搾アセチリン、金屬塊に入れたる

もの、酒精及木精アルコールは凡て船艙の下部に積込み放熱物より遠隔せる場所を選むべし

チ(8) 硫酸、硝酸(アルコール、及スキピゲル、チレピンチン油も同様)等の玻璃器に入れたるものにして編籠若しくは木箱に入れたるものは短距離の航海に限り運搬することを得但し旅客用場所を離れ船員の作業に妨げなき所に置くべし但し「ボート」内に置くことを禁ず

酸類は凡て鋼鐵製の堅牢なる容器に入れ電氣を以て密封したるものに限り船艙内に入ることを得

リ(9) 苛性加里及苛性曹達石灰の密閉したる容器に入れたるもの
ヌ(10) 枯草、馬糞、藁、揚樹纖維、麻等の壓搾したるもの及束ねたる麻類は客船に於ては特に船艙内に限り積載することを得、家畜床用及其の食料乾草は事實上必要の範圍を超過すべからず又其積載場所は旅客の近寄る能はざる様になし且つ火災に對する十分の防備を施すを要す
ル(11) 壓搾したる綿花は船艙及甲板に積載することを得但し甲板に積載

する場合には火災を起し得べき原因を除くべき手段を施すべし
壓搾せざる綿花は船艙内に限り積載を許す
チ(12) テレピン、チン油(スキピゲル)、石油、酒精等にして密閉したる

(硝子製に非らざれば木製と雖)容器に入れたるものは船艙及上甲板に積載することを得但し上甲板にある時は旅客の之に近寄る能はざる所に置き帆布若しくは油布を以て被ひ置くべし

附則 (1) 軍用爆發物運搬は特に輸送人を附せざる場合には商港務局長の許可を得て客船に積載することを得

(2) チ(8)を(12)項に記載せる物品は千哩以内の距離なれば甲板上に載せ之を運搬することを許す

(3) 第十項及第十一項記載の物品にして水分を含み十分乾燥せざるものは之を運搬することを禁ず、其表面若しくは束帶及包装表面に油滲たる汚點を有するときは亦運搬を許さず
第三類 貨物船に於て一定條件の許に運搬を許すもの

第一類に屬するものは船長の許可なくして何人も接近する能はざる密閉したる船艙即ち「マラスト」艙及「アトセーキ」等にして放熱物（機關、釜、厨房、煙突、温水、發電機器其他）より十分の距離を距りたる所に積載すべし

第四類 左記の豫防法を施し貨物船に積載を許すもの

第一類に屬する第（一）より第（六）及第（十）より第（十二）に記載の物件は「ストープ」若しくは「カメリキ」を以て暖房の設備なき船艙内に積載し燈火の外使用を禁ず

電燈を有せざる場合に於ては日中若しくは港内の電燈に依り積載すべし家畜其他密閉を許さざる物品と共に運搬すべからず

商港務局長は地方の状況商業上の利害旅客の安全等を參酌して前記種別に對する増補及細則等をなすべし

附則 客船とは十二名以上の旅客を運搬する目的を有するものなり義勇艦隊船舶には本訓令の効力を及ぼさず

第二十七條 商港務局より出港の差支なきを證する證明書を受くる迄は如何な

る船舶も出港するこゝを得ず證明書は税關に提出し船舶の證書及出港許可を受くべし

第二十八條 帆船及汽船の所有主は毎年春季初航海迄に（五月一日迄に）商務局技師の指定したる期日に検査證及航海免狀を受くべし

清鮮人に屬する沿海州沿海航路に従事する帆船に對しては此際規定の船税を課すべし

第二十九條 旅客船々室内に於ては特定の場所以外に於て喫煙することを禁ず

第三十條 近距離の航海に従事する旅客船は酩酊者に切符を賣り若しくは之を乗船せしむべからず又公安を害するものは最近の船舶碇泊所に上陸せしむべし本條を履行せざる船長には制裁を加ふべし

第三十一條 旅客は航海中船長舵取其他一航作業中の船員に談話をなし若しくは其他の方法により業務の妨害をすなべからず

第三十二條 近距離航海に従事する客船には鎖を付せざる犬を携帯すべからず

第三十三條 旅客船には惡臭を放ち若しくは他人の衣服を汚すべき物品を手荷

物として携帯すべからず

第三十四條 旅客用室内、ボート内及船橋等に於て貨物運搬をなすべからず
第三十五條 客船所有主及船長は船室及甲板を常に清潔にし且つ適時ベンキを塗り換へ且つ旅客の便利を計り使用人に清潔の衣服を着せしめ旅客を懇切に取扱ふべし

曳船

第三十六條 港内に於ける曳船用汽船は一般船舶検査規則に従ふ
第三十七條 曳船用汽船は曳かるゝ船の位置を移轉する際に於て一直線に三線若しくは其以上の帆船若しくは舢舨を同時に曳くべからず
第三十八條 曳船用汽船は舢舨帆船及其他の船舶を客船の碇泊所通路附近及浮標の附近に放置すべからず
第三十九條 火災發生の際には曳船用汽船は商港務局長の命令により直ちに現場に集り同局長の指揮を受くべし
第四十條 無蓋貨物船支那形帆船及舢舨は其上側線が(側板上部)水上一呎半以

上にある様積荷すべし

第四十一條 港内にある小舟はヨット俱樂部に屬するものを除くの外商港務局に於て發給したる免狀を備へ且各船に交付する番號札を附すべし番號札は小舟使用期間内は變更せず

番號札は舢舨の兩側外面に船體と異なる染料を以て明かに掲載すべし
小舟は商港務局に於ける小舟船簿に登記し番號、竣工年月(判明せば)、大きさの概略、所有主姓名、乗組定員、及帆の利用有無等の諸項を記入し免狀にも同様之を記載すべし

第四十二條 小舟讓渡の場合には一週間以内に賣買者双方港務局に届出をなし免狀に其旨記載を乞ふべし

第四十三條 小舟免狀は無期限(小舟の使用に堪ゆる間)のものにして商港務局は之を發給す

免狀下附出願の際には旅券若しくは之に代るべき正當の身元證書及小舟の所屬を證する證明書を提出すべし

第四十四條 商港務局は一年一回以上小舟の検査を行ひ其結果を免狀及日誌に記入す

使用に堪へざるもの若しくは修繕を要するものに對しては免狀を取上げ適當の修繕を了りたる後再び之を發給す

第四十五條 小舟は商港務局指定の場所以外に碇繋すべからず

第四十六條 酩酊せざる成年者に限り漕手なき小舟を貸すことを許す

第四十七條 漕手は酩酊して港を出て旅客を運搬すべからず

第四十八條 漕手は旅客を丁寧に取り扱ひ商港務局官吏若しくは警察官吏の要求に従ひ直に免狀を提出し又旅客を一定賃金により運搬すべし

第四十九條 小舟には商港務局長指定の救護器を備付くべし

日没後日出迄は運航中白燈を掲ぐべし

港内貨物保存

第五十條 港内要地及倉庫(官廳に屬する地區を除く等)には海路輸入及輸出の貨物に限り積卸を許す

第五十一條 繫壁及空地に於ける貨物港内荷車及貨車(鐵道)等の運行に故障を興へざる様に積置くべし

第五十二條 荷車の通路及其他積載を許さざる場所に積み置きたる貨物は商港務局長の命令に基き荷主の負擔を以て直に取片付をなさしむ

第五十三條 貨物積卸の爲に生じたる塵埃は之を片付け且つ貨物の有りたる場所及積卸の爲め汚されたる範圍を(道路)掃除すべし

第五十四條 港内に於て貨物を積載する際には火災に對する適當の豫防及人命に關する危険等に對し十分の設備をなすべし

第五十五條 定期船に積込むべき貨物は船舶の碇繋前之を繫壁に運搬して同所に積置くべからず

第五十六條 繫壁に陸揚したる貨物は通關手續終了後二十四時間以内に取片付

くべし

第五十五條第五十六條の規定を遵守すること能はざる場合には其都度商港務局長の許可を受くべし

- 第五十七條 港内貨物の警戒は荷主の責任とす
- 第五十八條 酩酊せる労働者を港内及外港に於ける工事に使用すべからず若し之を使用せるときは其責任主にあり
- 第五十九條 貨物取扱人足に人命に關する事故を生じたる場合には其責任主は直に事件の證人の名を掲げ其旨商港務局及商港警察に届出づべし
- 第六十條 繫壁に繫留せる汽船は船側排水口を木板若しくはアットを以て覆してバラスト水を排出せしむべからず又上甲板洗滌の際排水口より汚水を繫壁に流すべからず
- 第六十一條 商港に於て沿岸若しくは船舶より水中若しくは氷上に物品（大小を問はず）を投棄すべからず
- 第六十二條 石炭、バラスト砂、石炭灰等積卸をなす場合には水中に墜落せざる様十分の設備をなすべし
- 船舶と船舶との間若しくは船舶と繫壁埠頭との間に於て本條記載の物品を積卸する場合に於ては其間に油布を張り誤つて墜落したるものが水中に落ちざる様になすべし

る様になすべし

- 第六十三條 汽船其他の船舶は特に指定したる場所以外に塵埃及厨房其他の排棄物を捨つべからず

- 第六十四條 港内に於て船舶、錨其他船舶の通行に故障を與ふべき物品の沈没したる場合には船長若しくは其代理者より直ちに商港務局へ届出づべし
- 沈没したる物品には目標を付し二晝夜以内に引揚工事に着手し商港務局長指定の期限内に引揚を了する様務むべし船主之を履行せざる時に沈没船、墜落せし錨若しくは其他の物品は船主の負擔を以て商港務局長之が取片付をなざしめ引揚物は廢棄すべし

船主は之に基く損害の賠償を要求することを得ず

- 第六十五條 ウスリー灣若しくは其他に於て家畜を陸上したる船舶は船體を洗滌するか爲め東水道の中央に出づることを得

浦汐斯德經由危險物及爆發物の運送

- 第六十六條 發火危險物及爆發物の取扱は特定したる場所に於て十分の豫防法

を施したる場合に限り商港務局に於て之を許可す此種物品の宛名人及荷主は物品着荷に付商港務局に届出づべし

第六十七條 爆發物(内地及外國行)は當該政府の運搬許可書なくして運搬することを得ず

第六十八條 港内に於ては其容積及時間の長短に拘はらず爆發物を貯藏し若しくは積置くことを禁ず

第六十九條 爆發物の積卸をなす場合には危險物に對する最も嚴重なる豫防法を講ずべし積卸場所には時に番人を附し適當の長さを有する旗竿に赤旗を掲げ局外者を接近せしむべからず又其附近に於て焚火及び喫煙を禁ず

第七十條 ソロトイロク灣に輸入する乾草藁、石油其他港内に於て陸揚する發火危險物は荷受人に引渡をなす迄油布を以て四方より掩ひ之に番人を附すべし

港内に於ける燈火の使用

第七十一條 日没後は使用中の客室に點火すべし

第七十二條 帆船及汽船内に於ては普通石油燈を點すべからず石油の代りに水性油オレイン、ステアリン、臘燭及電燈等を用ふべし鐵油は重油(ピロナット)の發火點の八十度以下に降らざるものを用ゆべし

商港務局官吏は船舶に於て使用する燃料及其貯藏の現状を檢查し必要を認めざる場合には試験を行ふべし

第七十三條 船舶に於ける消火器は之を好く整頓し置きポートは常に附屬品と共に直に之を使用し得べき様に備へ置くべし

唧筒及給水器等は常に之を整頓し置き消火用手桶、洗布、斧、鐵棒等は之を取り易き場所に備へ置くべし

第七十四條 水上に於て火災の生じたる時は附近に存在する船舶は極力其救護に従事すべし

第七十五條 繫壁に繫留し居る帆船及木製艇舟に於て厨房及室内にて火を使用せんとするものは特に商港務局の許可書を受くべし許可書は商港務局派遣の官吏が厨房及室内の検査を行ひたる後之を發給す但日出より午後八時迄の間

にして其以後は消火し且つ水を注ぎ置くべし

第七十六條 石油、アルコール其他可燃性液體を積載する船舶は機關部及厨房の外に於て火を使用すべからず

電燈を有せざるものは船室内に限り燈火を點する事を得但し商港務局長の許可を受くるを要す

第七十七條 帆船及木製艇舟にして石油、酒精、アルコール及其他可燃性液體を積載するものは港内の航行中(規定の燈火「前檣」を除くの外燈火を點すべからず

第七十八條 爆發物積卸中は船内に於ける機關部以外の燈火を消し機關部に於ては焚場を閉鎖すべし

積卸を終了し船艙は密閉したる後に非らざれば再び焚場を開き又は熱度を高むることを得ず

第七十九條 爆發物を運搬する小舟(汽船より受け他へ運送する)は燈火を點することを得ず

第八十條 港内に冬越する船舶及一般港内碇繋船舶の定員を有せざるものは特に機關部の點火及其他作業中の提燈に限り燈火を使用することを許す但し工事の終るご共に直に消火すべし但居室の點火は此の限りに非らず
(第八十一條乃至第九十七條掲載省略す)

第九十八條 車體破損、死馬若しくは其他の理由により進行すること能はざる場合には貨物所有主代理人若しくは運搬人に於て直ちに通路の妨害を與へざる様處置すべし

第九十九條 貨物積卸の爲め停車する場合には通路を離れ通路と並行して停車すべし

第一百條 港内貨物運搬人足組合に屬するもの及其他一般運搬人は港内にあつて他の運搬に妨害を與へざるが爲め貨物引渡終了後直に港外に去るべし

第一百一條 荷車若し貨物引渡若しくは積込をなす迄港内に停車の時を待つ場合に於ては港内行政官廳の命令に従ひ通路の妨害をなさざる様に停車すべし尙停車中馬糧附近に散亂せしむべからず

第二百二條 貨物運搬業に従事する荷車は市廳より發給する番號を馬首若しくは見易き場所に掲ぐべし

第二百三條 荷車は其空車なるを積荷あるに拘はらず並歩を以て通行すべし並歩以上の速力を出すべからず

第二百四條 港内に於ける乗客用車及其他一般車輛は第九十八條第百〇一條第百二條及第百三條を遵守すべし但し道路の幅員十分なる場所に於ては荷車の列を脱することを許可す

第二百五條 荷車及其他の車輛は商港務局指定の場所に限り客待の爲め停車することを得

監視人

第二百六條 繫壁に繫留し梯子を架したる船舶は日出より日没まで之に監視人若しくは船員を立番せしむべし

第二百七條 監視人傭人の場合は其都度商港務局に旅券を添付し其届出をなすべし

第二百八條 港内にある船舶は相當の警備をなすべし幼年者に船舶を委託し置き若しくは適當の監視を怠るべからず

第二百九條 港内及船舶に於て傭入れたる監視人は警笛を有し商港務官吏の監督及命令を受くべし

第二百十條 港内にある監視人は其附近に發生し得べき犯罪豫防の爲め必要の場合には商港務警察官に應援をなすべし

第二百十一條 港内に於て爆發物を使用する工事をなし若しくは信號火を使用する場合には特に商港務局長の許可を請ふべし

第二百十二條 商船々長は酩酊者若しくは武器を有する者を上陸せしむべからず

第二百十三條 港内船舶及沿岸に於て強度の酒類を販賣することを禁す但し客船にして食堂に於て旅客の酒類販賣を許されたるものは此限に非らず

第二百十四條 港内に於ける食料品の行商は營業税法に據らず特に商港務局長に於て一年の期限を以て許可す但し許可書には印紙を貼付す
税關構内に於ては行商を禁す

第一百五條 港内に在りては商港務局長の指定したる場所以外に於て海水を浴する事を禁ず

第一百六條 旅客及船員以外の者は特に商港務局長の許可を受くるにあらざれば港内碇泊の船舶内に住居するを得ず

第一百七條 祭日大祝日及商港務局長の命令ありたる日には碇泊船は凡て満艦飾を行ふべし

第一百八條 本規則はプリアムールスキヤ、ウエドモスチ(沿黒龍總督官報)に三回廣告したる一ヶ月を経て効力を有すべし (完)

○浦鹽斯德^{檢疫}關手續案内

港務局

外國より入港する船舶に對し當港檢疫醫官の提出する質問の要項

- 一、國籍、船名及總噸數
- 二、船長の氏名

三、初發港及出港の時日

四、健康證書は Clean なりや

五、船醫ありや

六、健康證書に於ける領事査證の記事は Clean なりや

七、寄港地又は其他陸上交通せし地名及時日

八、初發港に於ける乗組員の數

傳染病流行地に於て乗組員を更替せしめしことなきや

九、乗客中に巡禮、苦力、移民團體の有無其數及乗船港

十、初發港、航海中又は現在船内に病者なきや、其症候如何

十一、傳染病者の室、手荷物、衣服并に該病者に近接する人に對し如何なる手當を施せしや、現今該物品の所在

十二、初發港、航海中又は現在乗組員、乗客、労働者、巡禮及移民團體中船内に於て死亡せしものなきや

十三、ベスト、虎烈拉、熱性黃疸及其他危險なる傳染病の流行地に積載せる

貨物ありや

十四、初發港、航海中又は現在傳染病患者に接觸し又は該患者の媒介に依り積載貨物に病毒を傳播せしこなきや及該貨物の所在

十五、船内各室を検査醫に示されたし

十六、乗組員中花柳患者を下船せしむることを禁ず

備考

傳染病流行地より入港する船舶は東ボスフォラス海峡パリス灣へ廻航成規の消毒を施行せらるべし(但し冬季結氷中は當港々内に於て之を行ふ)

檢疫哨船は例年十二月中旬より翌年三月上旬迄(解氷期迄)港内赤色標燈々下(軍港司令官々邸内)附近に轉錨し檢疫は船舶埠頭に繫留の上之を施行す

水先案内

初めて當港へ入港する船舶は水先案内者を招聘するを便利とす

料金

アスコリド島より港内迄

金五拾留

檢疫哨船前より港内迄

金貳拾五留

(但し料金は近々改正の筈)

外國より浦潮斯德へ入港する船舶は左記の書類を稅關へ提出するを要す

一、船舶國籍證書及海員名簿

二、露國各港揚貨物に對する積荷目録

三、同船長控 Captains Copies 全部

但し船籍港に於て船長又は本船代理店の署名したるもの

四、船客名簿 二通

但し船客附隨の手荷物の箇數を記入するを要す

五、船長申告書

注意 船舶は入港に先ち左記の項目を綿密に取調べ置きイロハ順序により別紙に答を附し置く方便なりとす

イ、船舶の種類

ロ、船舶の名稱

- ハ、同 國籍
- ニ、船長の氏名
- ホ、吃水 入港當時
最大吃水
- ヘ、船積港(初發港及寄港地共)
- ト、浦潮斯德に於て陸揚せらるべき貨物の種類及總個數(マニソエスト面)
但し雜貨幾百個、生牛幾百頭、石炭幾百噸と記するが如し
- チ、露領地港揚貨物の有無
- リ、積戻貨物の有無
- ヌ、船貨證券を發行せずして積載し來りたる貨物の種類、名稱、個數包裝記
號番號及重量(英斤又は擔)を略記すべき事
例へばコンブラドル又は船員の買積品若しくは引換證を發行したる
小包以外の托送品等の如し
- ル、航海中拾得品の有無
- ヲ、船荷證券及積荷目録の數

一、積荷目録

一、船荷證券

一、同他港揚

一、同戻送貨物に對するもの

ヲ、積荷中爆發し易きもの又は燃燒し易きもの、有無

注意 積荷人の申告又は船貨證券により積荷中に爆發し易きもの又は燃燒

し易きものあるを知りたるべき船長は其旨稅關へ申告するを要す若

し怠りたるときは稅關法第一五一及第九六〇條により五百留以下の

罰金に處せらるべし

カ、國籍證書下附官廳及年月日及番號

總噸數

登簿噸數

總噸數より登簿噸數を控除したる差

船舶を測定したる年月日

○浦鹽斯德檢疫稅關港務局手續案内

公稱馬力

ヨ、本船乗組員の數

高級船員

名

内譯 下級船員

名

賄部

名

タ、底荷の種類及數量

レ、最後の寄港地名

ソ、初發港より當港迄の航海日數

六、船用品糧食品目錄

注意 目錄中一式一組又は一揃とあるものは各別に記載するを要せず單に一式一組又は一揃と記入する事

◎は輸入禁制品なるを以て悉皆サルーンに取纏め置く事

△は重稅品なるを以て碇泊中は實際所要の分を残し他はサルーンに纏め置く事

船用品目錄は甲板部及機關部と區別するを要せず別種の物品は合計の數量を示す事

船用品中に過多と認められたるものあるときは碇泊中所要の分を除き銃砲及其他禁制品と共にストアー又は客室に藏置鉛封を施すを以て入港に先ち適當なる室を明け置くを便利とす

△船員各自の室にあるものにして未だ使用に供せざるものは入港に先ち之をサルーンに取纏め置き爲念稅關吏の許諾を受くる方安全なりとす

糧食品類

珈琲	磅	チー	磅
紅茶	磅	ス	
砂糖	磅	諸罐詰類	個
葉卷	本	麥粉	磅
紙卷	本	鹽肉	磅
煙草	本	ラ子	本
刻	斤	曹達水	本

○浦鹽斯德檢疫稅關港務局手續案内

炭酸水	本	◎ハム	磅
馬鈴薯	磅	◎支那燒耐	磅
マター	磅	素麵	磅
碇泊中食糧	俵	胡麻油	樽
船用庫藏置	俵	醬油(大又は小)	樽
△白米	俵	味噌	樽
シヤム	磅	△利久酒	樽
チヨコレート	磅	△ラム	樽
食鹽	磅	△アランダ	樽
蠟燭	磅	△シソ	樽
糖密	磅	△葡萄酒	樽
果實	磅	△日本酒	樽
乾製果實	磅	△三鞭酒	樽
鹽魚	磅	麥酒及ボーター	樽
野菜	磅		

船用具類

鷄卵	個	其他	樽
食用鳥	羽	渣物類	
牛豚脂	磅		
錨	挺	理化學用具	一式
錨鎖	挺	樂器	
ワイヤ	筋或は尋	時計(自用懷中時計を除く)	
銃砲	挺	食器類	一組
短銃	挺	庖厨用具	一組
火藥	個	桌布類	一揃
彈丸	個	▲小間物類(ハンカチーフ襪衣)	
散彈及附屬品		▲洋服類	
刀劍類		裝飾品	
天測用品	一式	諸油類(石油及食用)	五

蒔及蒔類 (船用未使用品)	一揃	石油	罐
小道具類 (大工及鍛冶道具)	一枚	石鹼	磅
空袋 (麻又は藁)	噸	曹達	磅
焚料石炭 (炭庫)	噸	信號用ロケット及ソケット	個
書籍類 (船内)	冊	天幕	枚
藥品類	一揃	眞珠麥	磅
端艇	隻	オートミール (洋食用)	磅
塗料取交	罐	コーンミール	磅
燐寸	包	牛乳	罐
		其他	

◎骨牌(禁制品)
 食料品中海苔、豆腐、胡椒、カラシ、カレイ粉及其他にして既に開封せるもの又は端數のものは別に記入するを要せず
 機關部用品中パツキング類又はウエイスト等多量なるときは記入すべき事

以上の外尙洩れたるものあるときは順を追ひ記入する事
 注意

申告書及船用品目録の調製を了り船長之に署名したるとき税關吏は船内各部に就き嚴重なる検査を開始すべし若し積荷目録船長申告書及船用品目録に洩れたるものにして商品たる性質を帯び然も隠蔽の形跡あるものを發見したる時は之を密輸入と見做し税關法第九九二、同九九三及一〇五五條に依り苛重なる罰金を科せらるべし

積荷書類作製に就き注意

- 一、船荷證券には左の事項を記載するを要す
 - A、貨物の名稱を明確に表はす事
 従來往々 Merchandise 亦は Drugs 若しくは C.P. Goods など記載する事あり露國稅關法の規定は斯る廣漠たる名稱を附するを許さず
 - B、貨物の重量は一種類毎に記載する事
 - C、貨物の記號番號(又は荷受主の宛名)個數包裝(箱罐束袋袋樽)と明記し決

して Package (合計は非此限)と記せざる事

D、船貨證券に於ける個數及重量の合計は(右方欄内を除き)Tonnageを以て記す事

二、積荷目録には船荷證券に示せる如く貨物の名稱及び重量其他荷送人荷受主の氏名等明確に記載し船積港にて船長又は本船代理者之に署名する事を要す

積船目録及船長控は入港の際税關に提出するを以て本船代理店の爲特に各一通を用意する事而して該代理店は該積荷目録を税關指定の雛形に隨ひ露文に翻譯し尙ほ重量は凡て露國の量衡に換算し露文積荷目録六通を作製し之を税關に提出せざるべからざるを以て可能的明瞭なるべき事

三、積荷目録船荷證券等は補筆訂正抹消するを許さず若し不得止事由あるときは船積港に於ける税關港務局又は露國領事の證明を受くるを要す

積荷書類にして前記各必要事項を具備せざるもの若しくは規定に違背したるものは税關法第一六七條に依り一件毎に金貳留より拾留迄の罰金を課せ

らるべし

揚荷過不足に就て

揚荷(積荷目録)超過又は不足せるとき

一個毎に金壹百留

輸入禁制品が超過したるとき(風袋共)

一フント(一〇九匁)金貳留

積荷目録以外の輸入可能品超過したるとき

税金同額の罰金

輸入禁制品

一、骨牌類

一、マーガリン製品

一、豚肉及製品 腐詰及其他罐詰類等

一、賣藥類 (露國衛生試験所の檢定により特に輸入を許可せられたるものは此限に非らず)

一、支那燻耐

一、火藥類

一、爆烈彈砲類砲彈

一、空氣銃砲類、仕込杖及其他

- 一、人造泊芙蘭
 - 一、烟花類
 - 一、亞米利加產馬鈴薯
 - 一、亞砒酸を以て塗染せる織布玩具壁紙
 - 一、人造甘味劑 サツカリンを含むする酒類
 - 一、アニリン染料
 - 一、液狀醱酵劑
 - 一、外國富籤
- 港務局屆摘要
- 一、船籍港
 - 二、所有者の氏名
 - 三、國籍證書下附官廳年月日及番號
 - 四、船舶の等級
 - 五、船舶の長さ幅及深さ

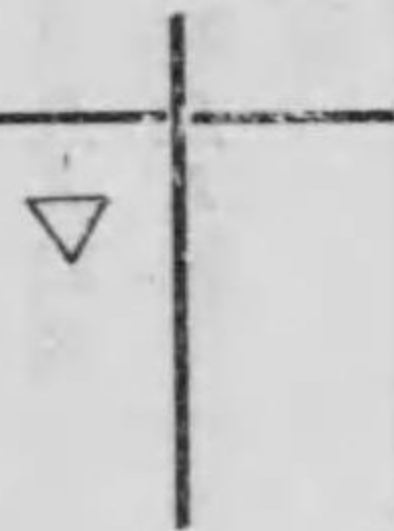
- 六、吃水 入港の當時
最大吃水
一時の割合 噸
- 七、旅客定員
- 一等 名
- 二等 名
- 三等 名
- 八、最近入渠地年月日
- 九、船舶検査證書下附官廳及年月日
- 十、汽罐の検査年月日及其結果
- 十一、船客の等級員數及人種

○三池築港私定信號

直に棧橋に
航進せよ



直に埠頭に
航進せよ



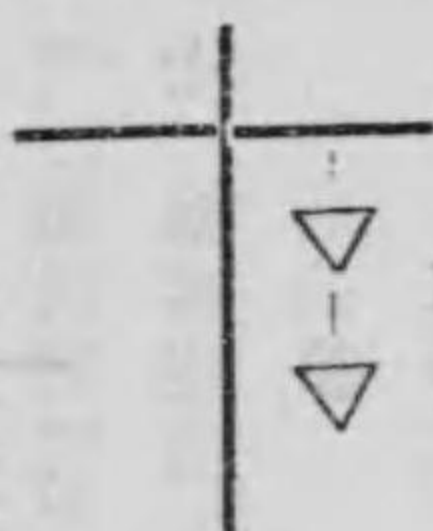
明朝棧橋に
航進せよ



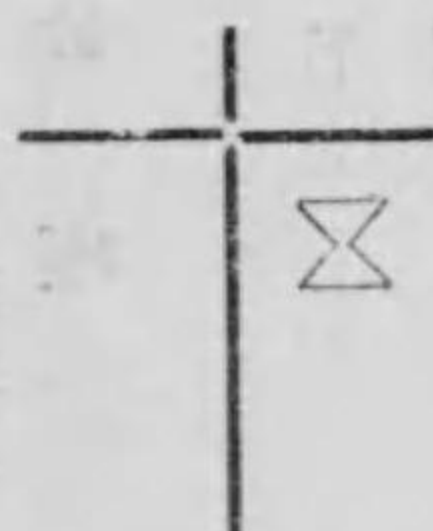
本日午後棧橋に
航進せよ



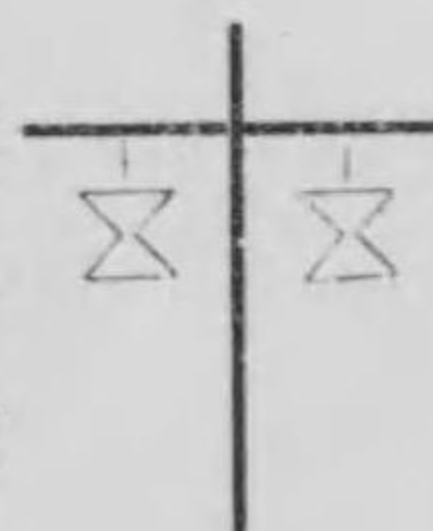
本日午後埠頭
に航進せよ



總て健全な
りや



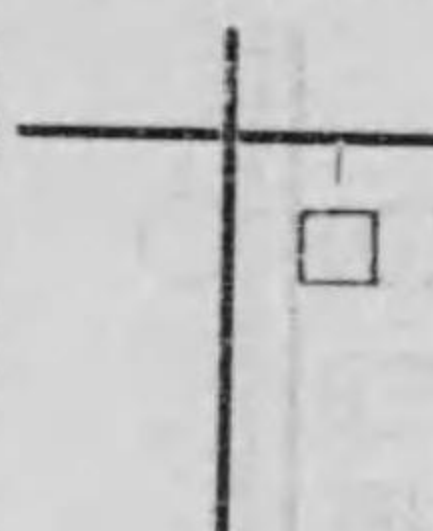
碇泊して檢
疫を待て



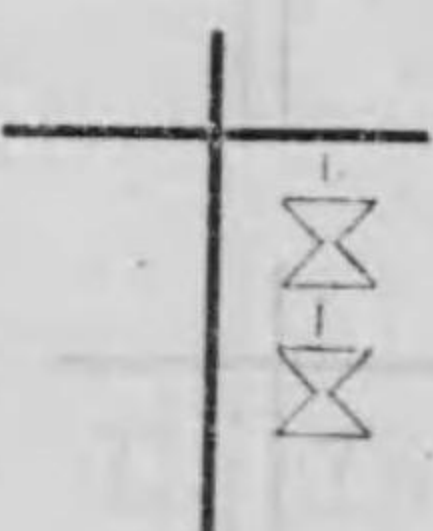
外港に碇泊し天候
平穩なる迄待て



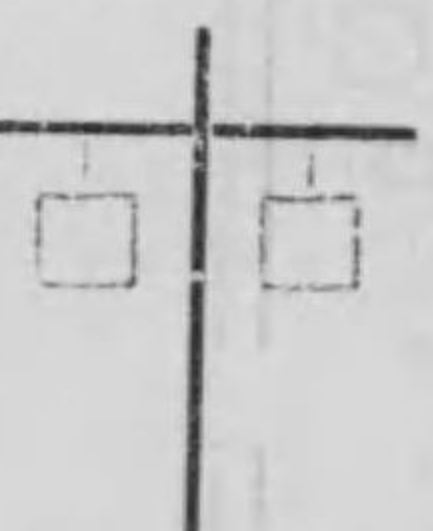
内港に航進して入
渠の準備を爲せ



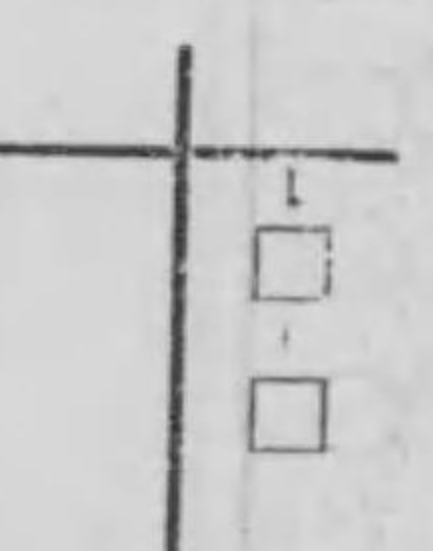
外港に碇泊
せよ



内港の浮標
へ航進せよ



内港に碇泊せ
よ



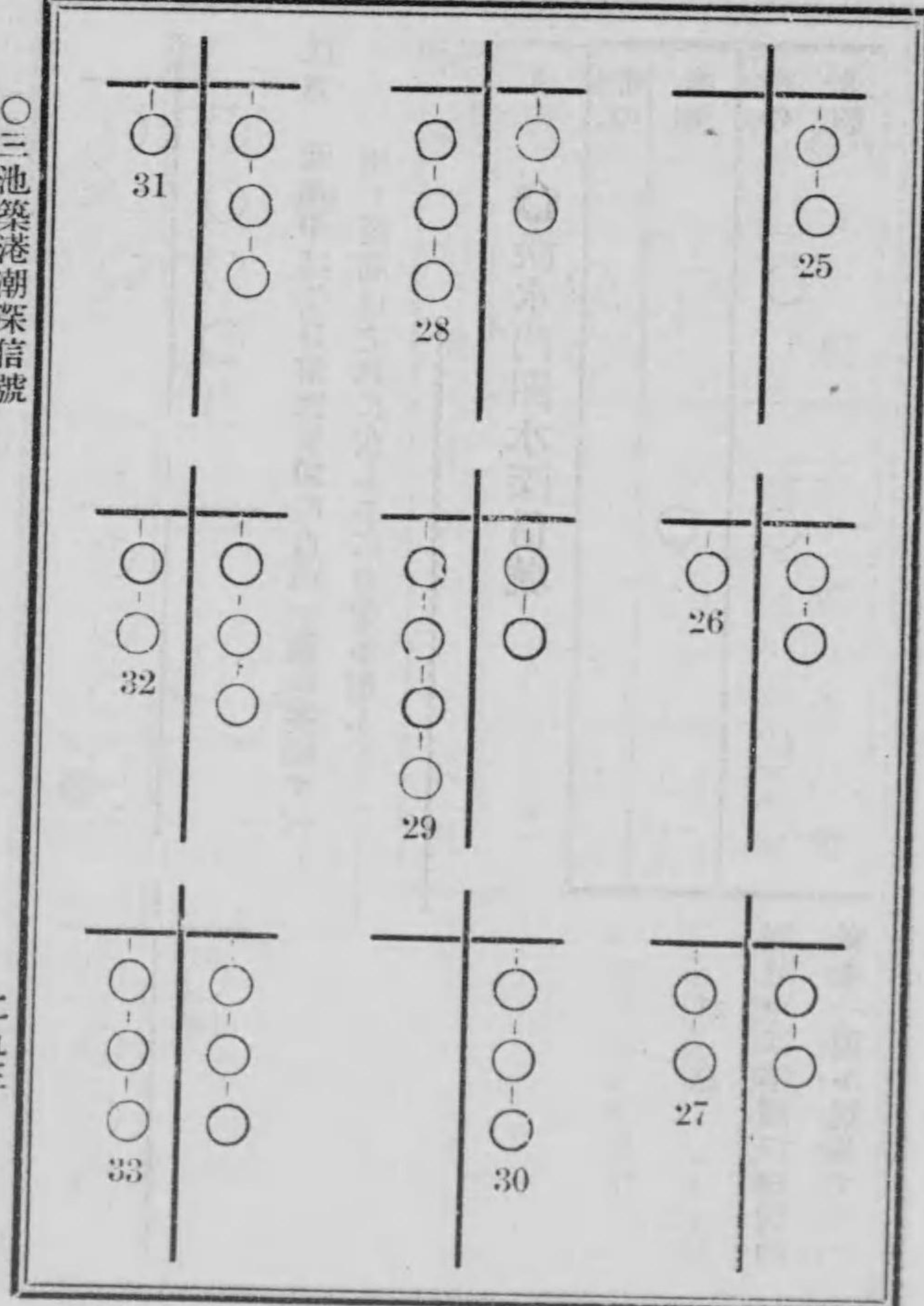
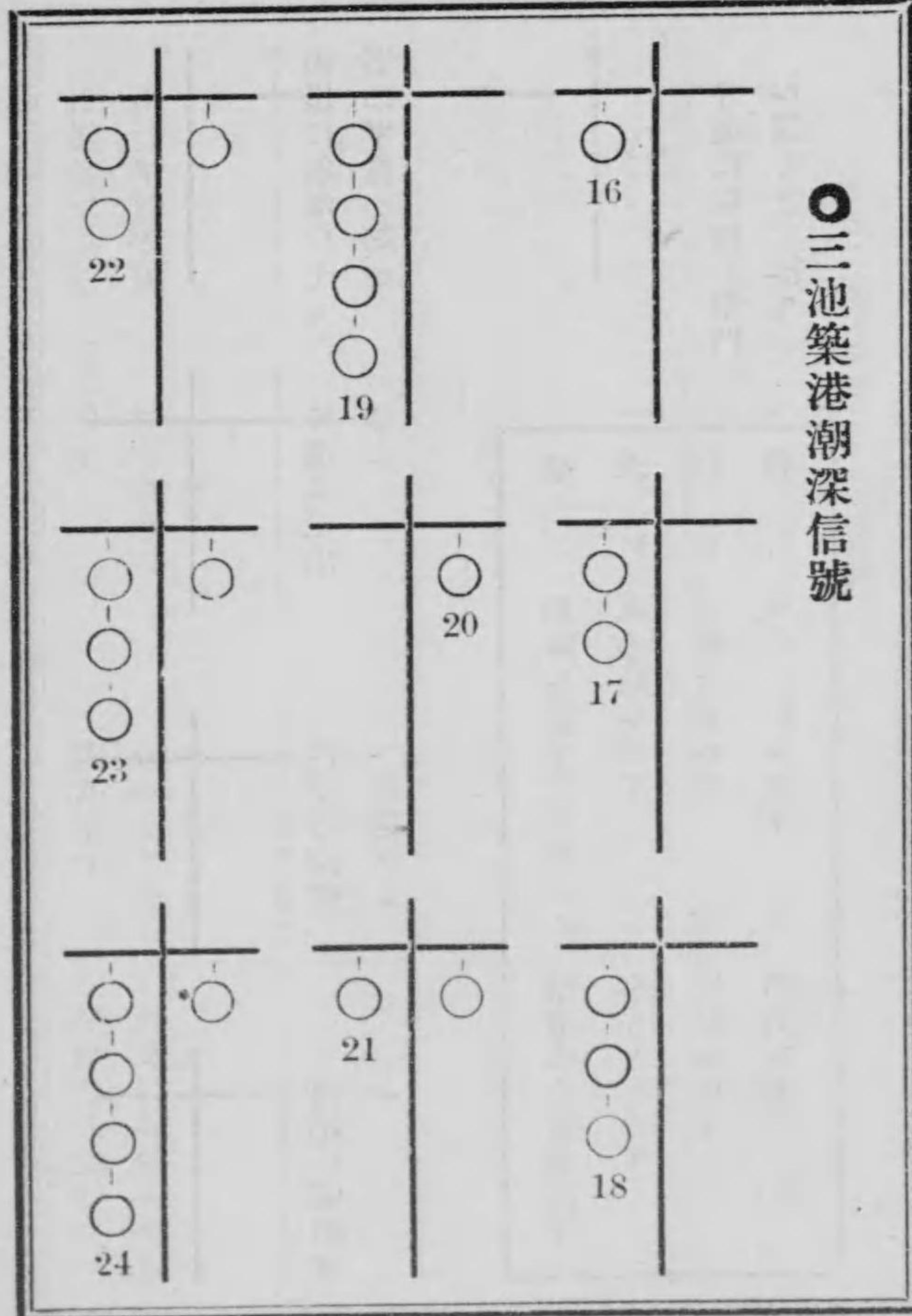
外港に碇泊し閘門
を開くまで待て

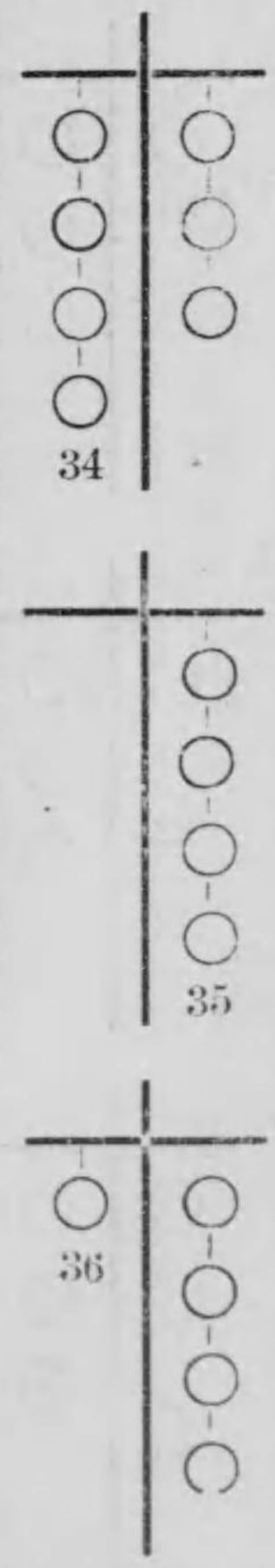


要	D. 醫師を要す
求	F. 灰燼船を要す
信	G. 警察官吏を要す
號	J. 小蒸汽船を要す

R.	航道に危険存在す
S.	水先人を要す
T.	曳船を要す
W.	清水を要す

●三池築港潮深信號





注意 漲潮中は渠口信號竿頭に白球一箇を掲揚すべし
但し夜間は之れに代ふるに白燈を用ふ

○淡水門洲水深信號

北腕	桁の	南腕	桁の
	○		
		○	
	○		
		○	
	○		
		○	

注意
漲潮中は竿頭に球状の
形象一箇を掲揚す

○「ニコライスク」潮深信號

水泊船所深	北腕	桁の	南腕	桁の	水泊船所深
十三呎		○		○	十呎
十四呎			○	○	十一呎
十五呎	○		○	○	十二呎

半呎は桁の北腕の半に
球一箇を掲げ之を示す
形象は白色にして税關
の旗竿に之を掲ぐ

△全漲潮
11ft.
赤
11½ft.
赤
11½ft.
赤
11¾ft.
赤
赤

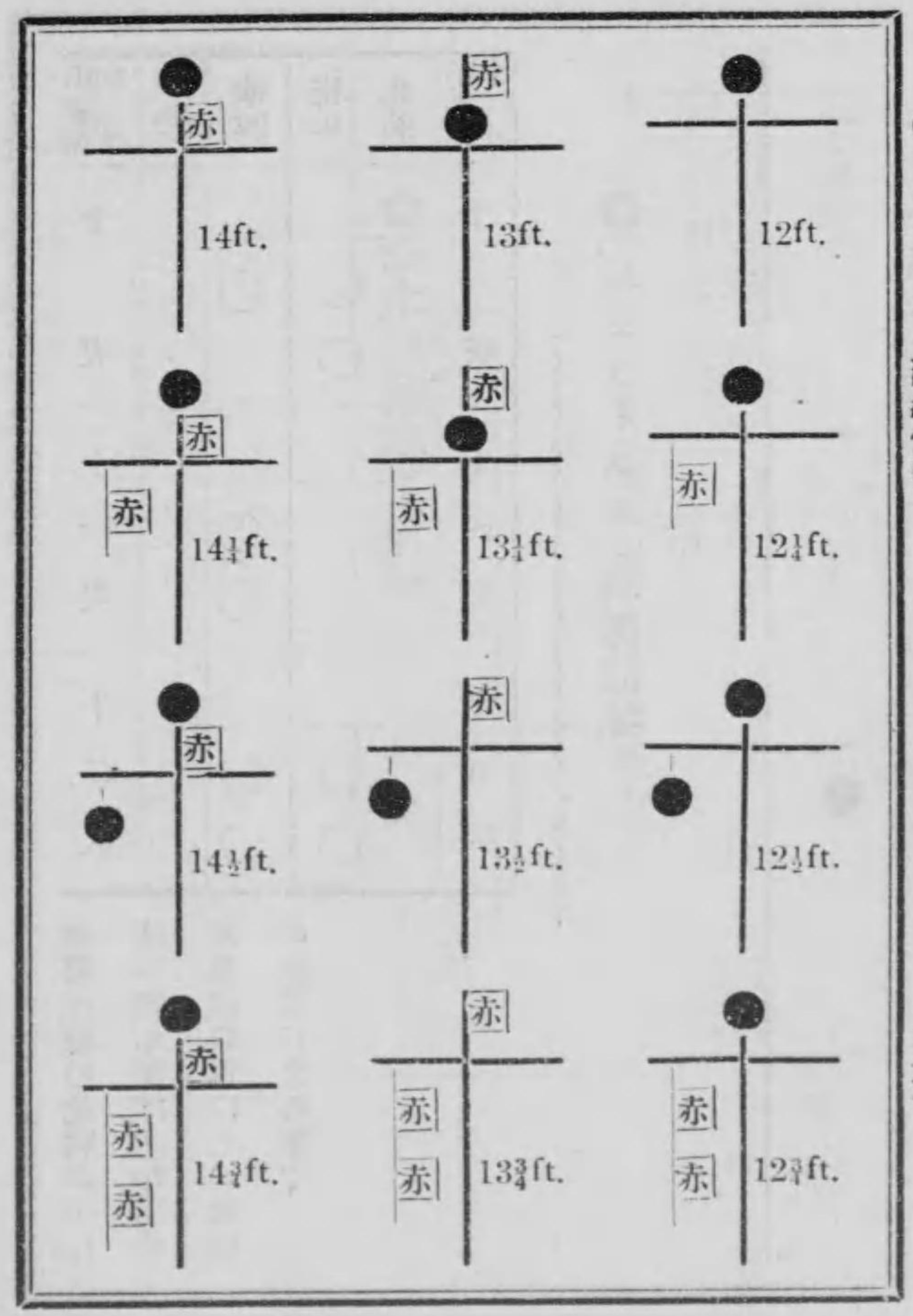
○支那各港船用信號

信號	意義	使用港名
E O N Y	灰燼船を要す 港務吏を要す 人夫を要す 出稼人夫の乗下船の用意成る	天津、上海、漢東、北海 牛莊、吳淞、上海、漢口 蕪湖、仙頭、漢東 太沽、芝罘、蕪湖、鎮江 上海、「バゴダ」泊地、廈門 仙頭、漢東、瓊州、北海 廈門、仙頭
信號	意義	使用港名
Q Y N B G L	税關吏を要す 醫師を要す 爆發物搭載 出火セリ 警吏を要す 檢疫期間	各港 同 同 同 上海(港内警吏) 「バゴダ」泊地、廈門 各港

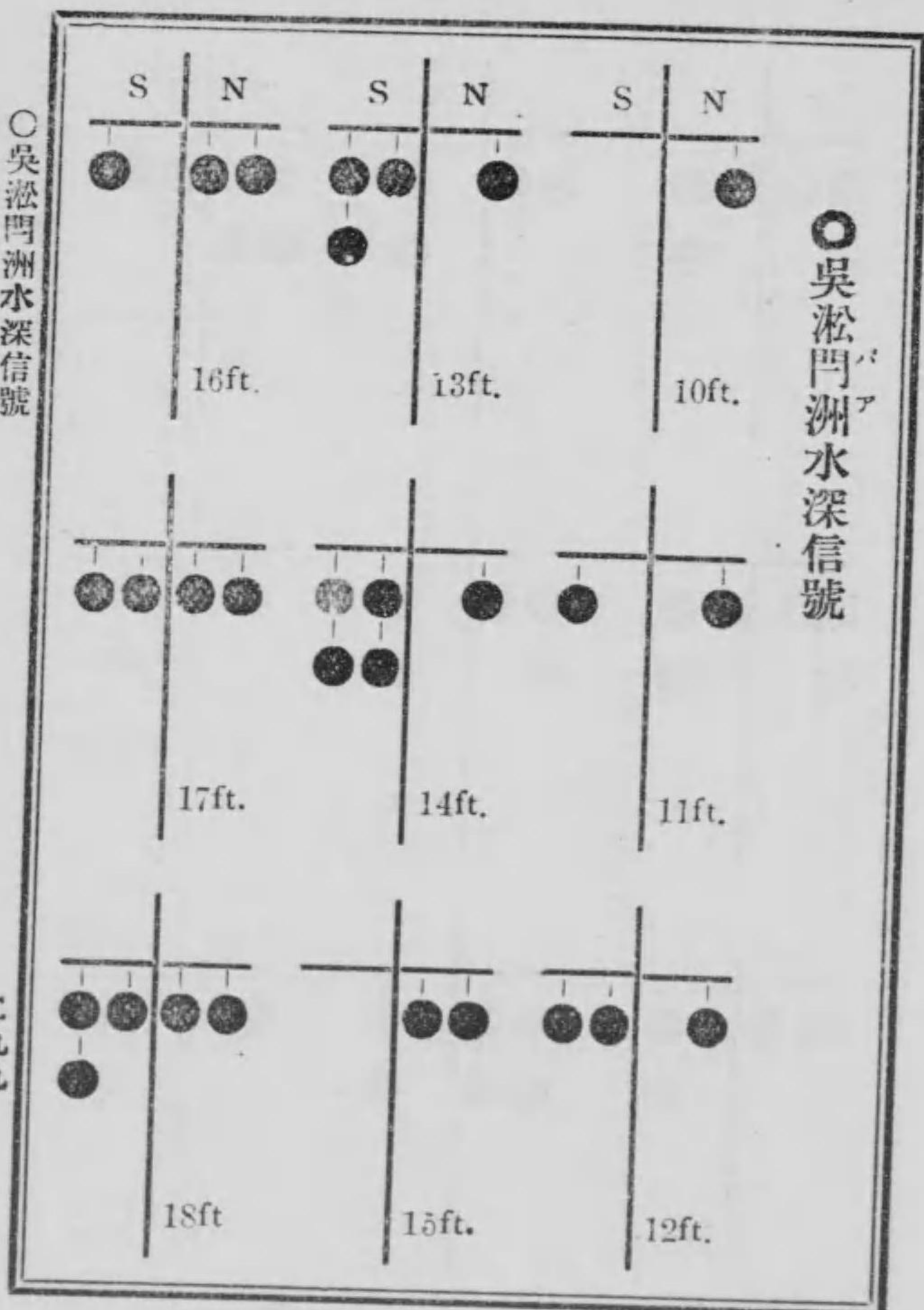
○支那各港船用信號



▲ 赤き錐形は漲潮中なることを示す



○ニコライスク潮深信號



I	F	D	信號	發航地名			
牛莊	露國各港	日本各港	Y	K	H	信號	發航地名
大連	安東	上海	S	Z	P	信號	發航地名
天津	廈門	仙頭	W	V	T	信號	發航地名
福州	朝鮮	香港	A	C	U	信號	發航地名
青島	威海衛	旅順					

○芝罘特定信號

入港船に於て發航地を示す信號

X	同	U (掲半)	解纜	各港
			曳船を要す	天津、上海
			For Tug and Lighter Co.	
			For Kochien	
			For Kochien	
			For Kochien	
			R	水船を要す
				天津 (For Messrs. Butterfield & Swire.)
				牛莊、芝罘、吳淞、
				「バロダ」、泊地、廈門、仙頭
				北海、上海

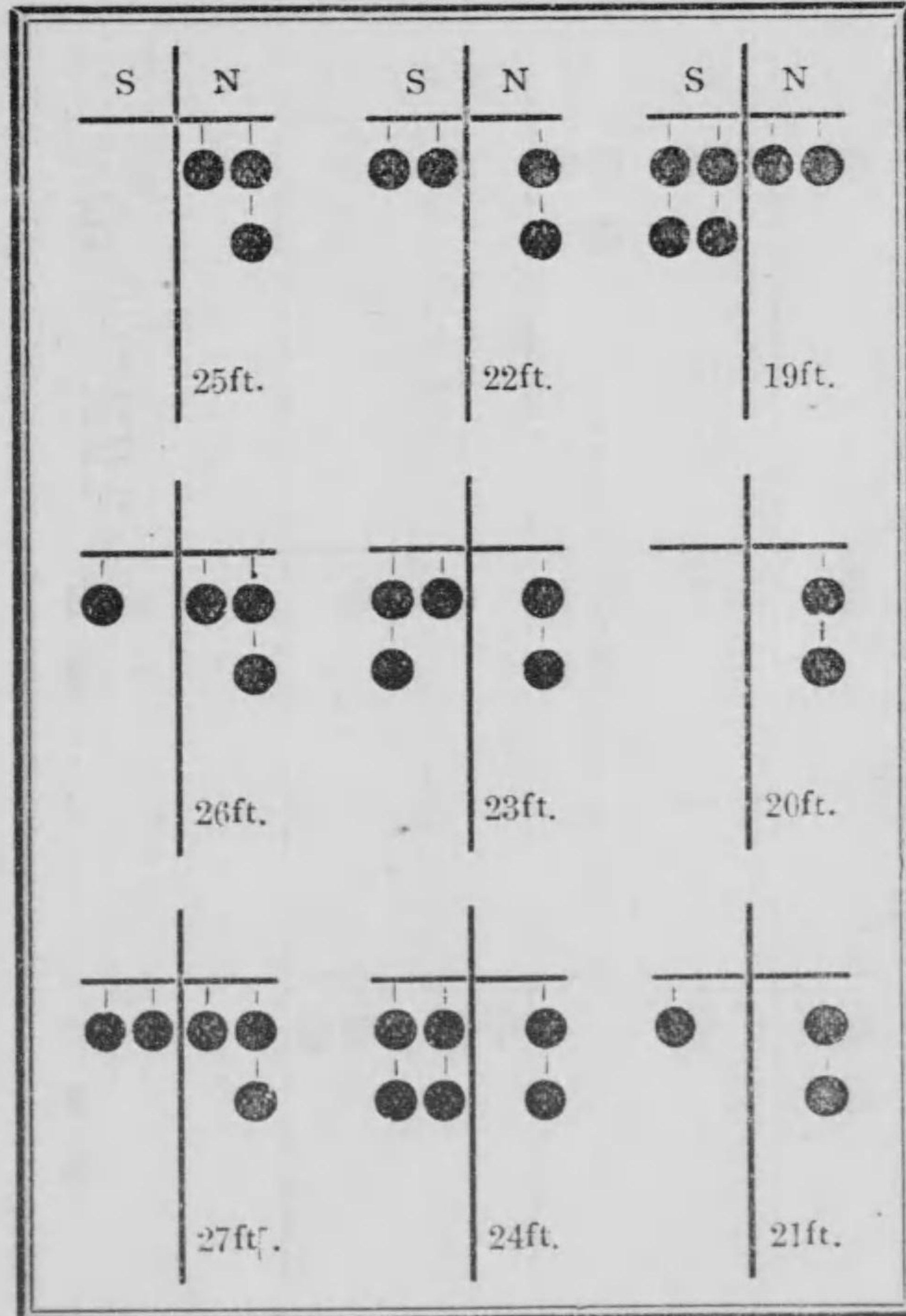
夜間東方より來る船舶は赤燈。西方より來るものは綠燈を掲揚すべし。

海
望上
見よ



○太沽門洲水深信號

注意 漲潮中は満潮に達する迄竿頭に球形一箇を掲揚すべし、半呎は斜桁端に球形一箇を掲げ之を示し吋數は「マリヤット、コード」にて之を示すべし
夜間は球の代りに燈火を用ふ



注意 漲潮中は其の期間橋頭に球形一箇を掲續すべし、半呎は斜桁端に球形一箇を掲げて之を示し附加吋數は「マリヤット、コード」にて之を示すべし



○一般船渠表

一 在大阪造船所及船渠

名	稱	所	在	持	主	創業年月
大阪	鐵工所	西區	安治川北四	範多龍太郎		明治十七年三月
藤永田	造船所	西區	新炭屋町	永田三十郎		同
小野鐵工	造船所	西區	中口町	小野清吉		同二十一年三月

大阪船渠株式會社	同	南區	木津川三	大阪船渠株式會社		同二十七年八月
原田造船所	西區	中口町	原田十次郎			同二十九年二月
中村造船所	西區	松島町	中村丑太郎			同二十年四月
前田造船所	南區	木津川三	前田留吉			同二十七年四月
空造船所			幾太郎			

船渠明細表

此外大阪鐵工所に於ては長二百七十呎以下の船渠十臺を有す

名	稱	長		幅		入口幅		滿潮	深
		上部	下部	上部	下部	上部	下部		
大阪鐵工所	第一號船渠	二五〇	二四七	四〇	三五	三七	五〇	一四	一〇
	第二號船渠	二九〇	二七五	七三	四七	四四	四〇	一六	一四
	第三號船渠	一九〇	一八〇	六二	三九	四二	三九	一三	一〇
	第四號船渠	五〇〇	一〇〇	二五	二〇	四二	三九	一三	一〇
藤永田造船所	二號	二五〇	二五〇	六〇	四五	三八	三六	一六	一五
	一號	二七〇	二五六	四五	四〇	三〇	二八	一六	一四

○船 渠(大阪)

三〇四

小野鐵工造船所	一八五、〇〇七、五〇〇	五〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	二九、四〇〇	二六、七〇〇	一一、五〇〇	七、五〇〇
大阪渠株式會社 一號	二六四、〇〇三、五〇〇	六五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一四、〇〇〇	九、三〇〇
大阪渠株式會社 二號	二六〇、〇〇二、九〇〇	六五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一四、〇〇〇	八、〇〇〇
原田造船所 一號	二二〇、〇〇二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二五、八〇〇	三六、〇〇〇	二七、〇〇〇	一三、〇〇〇	六、〇〇〇
原田造船所 二號	二二〇、〇〇二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二五、八〇〇	三六、〇〇〇	二七、〇〇〇	一三、〇〇〇	六、〇〇〇
安治川造船所	一五〇、〇〇一、五〇〇	三〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	二四、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇
船舶修繕用堀割	一一八、〇〇〇	二六、〇〇〇	一六、〇〇〇	二一、〇〇〇	一六、〇〇〇	九、〇〇〇	六、〇〇〇

大阪鐵工所船渠規則

- 第一條 當所船渠に入渠相成船舶は以下各條項を御承認相成度候
 第二條 入渠料は各船舶の國籍證書に記載する總噸數を左記船渠料表に對照し申受くべく候
 第三條 入渠船舶は時間に據らず入渠日及出渠日を以て一日に算定可致候
 第四條 滯渠三日未港と雖も三分分の入渠料を申受くべく候
 第五條 船舶滯渠中は工事の有無若くは休止に拘はらず其日數に應じ規定の船渠料を申受くべく候

第六條 船舶入渠中不可抗力により生じたる損害は如何なる場合と雖も當所は其責に任じ不申候

第七條 船舶入渠中に船臺を取外し船渠を掘鑿する等の工事を爲し若しくは出渠を爲さずして船渠に水を容るゝ時の如きは別に其實費を申受くべく候

第八條 入渠船の諸般修繕工事は渾て當所に於て引受可申管に付御斷なく擅に他人に工事を命ぜらるゝことは謝絶仕候

第九條 入渠中汚穢物若くは塵埃等を船渠に投棄せらるゝ如きこと無之様特に御注意被下度候

噸數	初三日間入渠料	初三日後每一日入渠料
一〇〇噸未滿	七五円	七、五〇円
自一〇〇噸至一五〇噸	九五	九、五〇
自一五〇噸至二〇〇噸	一一五	一一、五〇
自二〇〇噸至二五〇噸	一三五	一三、五〇

○船 渠(大阪)

三〇五

自二五〇噸至三〇〇噸	一五五	一五、五〇
自三〇〇噸至三五〇噸	一七五	一七、五〇
自三五〇噸至四〇〇噸	一九五	一九、五〇
自四〇〇噸至四五〇噸	二一五	二一、五〇
自四五〇噸至五〇〇噸	二三五	二三、五〇
自五〇〇噸至五五〇噸	二五五	二五、五〇
自五五〇噸至六〇〇噸	二七五	二七、五〇
自六〇〇噸至六五〇噸	二九五	二九、五〇
自六五〇噸至七〇〇噸	三一五	三一、五〇
自七〇〇噸至七五〇噸	三三五	三三、五〇
自七五〇噸至八〇〇噸	三五五	三五、五〇
自八〇〇噸至九〇〇噸	三八五	三八、五〇
自九〇〇噸至一〇〇〇噸	四一五	四一、五〇
自一〇〇〇噸至一一〇〇噸	四四五	四四、五〇

自一一〇噸至一二〇噸	四七五	四七、五〇
自一二〇噸至一三〇噸	五〇五	五〇、五〇
自一三〇噸至一四〇噸	五三五	五三、五〇
自一四〇噸至一五〇噸	五六五	五六、五〇

大阪船渠株式會社、藤永田造船所、小野鐵
工造船所、原田造船鐵工所協定船渠料表

協定規則

- 第一條 船舶を入渠せしむるには此規則承認の上申込べきものとす
但入渠料は各船舶の國籍證書に記載する總噸數に應じ算出するものとす
- 第二條 初三日間入渠料は船舶入渠の際之を領收すべし
- 第三條 三日後の船渠料は出渠の際之を領收すべし
但月越しに至る時は其月末日に領收すべし
- 第四條 船渠料は入渠の當日より出渠の當日まで休業及休日在不拘規定の通り

領收するものとす

第五條 船舶入渠中天災又は其他の災害に罹ることあるも船渠主は其責に任ぜず

第六條 船渠内に在て修繕工事を爲すに當り總て船渠主の承諾なくして他人に工事を命ずべからず

第七條 入渠船枕臺を切落さざるを得ざる場合に於ては其實費を領收すべし

第八條 船渠内を掘探し或は木材其他の品物を切削し且汚穢の物品塵芥等を渠中へ投棄すべからず

第九條 船體試験水張料は一回に付初め三日間は船渠料の十分の一を領收し汽罐水張は同二十分の一を領收するものとす

但し修繕の夜十二時迄船渠水引を要する場合は是亦十分の一にして十二時後に遡るべきは十分の二を領收するものとす

第十條 船舶にして船渠料を怠納せし場合は船渠主は都合に依り其入渠船又は船主並に申込人に對し如何なる取扱を爲すも異議を唱ふることを得ず

協定船渠料

總噸數	三日間以内 入渠料	三日後毎一日 入渠料
三〇〇噸未滿	二〇〇円	二〇〇円
自三〇〇噸至四〇〇噸	二四〇	二四〇
自四〇〇噸至五〇〇噸	二八〇	二八〇
自五〇〇噸至六〇〇噸	三二〇	三二〇
自六〇〇噸至七〇〇噸	三六〇	三六〇
自七〇〇噸至八〇〇噸	四〇〇	四〇〇
自八〇〇噸至九〇〇噸	四四〇	四四〇
自九〇〇噸至一〇〇〇噸	四八〇	四八〇
自一〇〇〇噸至一一〇〇噸	五二〇	五二〇
自一一〇〇噸至一二〇〇噸	五六〇	五六〇
自一二〇〇噸至一三〇〇噸	六〇〇	六〇〇

○船渠(神戸)

自一三〇〇噸至一四〇〇噸
 自一四〇〇噸至一五〇〇噸
 自一五〇〇噸至一六〇〇噸
 自一六〇〇噸至一七〇〇噸
 自一七〇〇噸至一八〇〇噸
 自一八〇〇噸至一九〇〇噸
 自一九〇〇噸至二〇〇〇噸
 以上百噸未満毎に加算額

六四〇
 六八〇
 七二〇
 七六〇
 八〇〇
 八四〇
 八八〇
 四〇

六四
 六八
 七二
 九六
 八〇
 八四
 八八
 四

二 在神戸造船所船渠 (神戸市東川崎町)

株式会社川崎造船所

船渠 長四二五呎 幅六三呎 深二三呎 機械總數一四七九點
 構造は基礎松丸太 本體コンクリート 表面切石
 船架 長二八〇呎 長一八〇呎

構造は基礎松丸太 本體石材コンクリート及木材混合

入渠料

三百噸以下の船舶三日迄は一噸に付金壹圓の割合
 三日以上噸數の増加に従ひて多少の割引あり
 千二百噸以上の船舶三日迄は一噸に付金四拾五錢の割合
 三日以上は一日一噸金五錢の割増を要す
 百噸以下の船舶三日迄は一日一噸壹圓の割合
 噸數の増加に隨ひて割引を爲し千七百噸以上に至れば一噸毎に貳拾五錢宛の増加を要す

三菱合資會社神戸三菱造船所 (神戸市和田岬町)

七千噸浮船渠 長四一二呎 幅八五呎二分の一 梁四一呎七吋四分の一
 一萬二千噸浮船渠 長五三二呎六 幅一〇〇呎一六分の一 一吋
 プレーキレスシャブトレスプレーニングマシン エツチアプレーニング
 マシン ホンチングマシン ベンゲンクローラー ストレートニングローラ

○船渠(神戸)

○船渠神戸

三二二

1 スチームハンマーボーリングマシン スロットチングマシン ドリングセ
ーピング等の諸機械を据付けたり
船渠料

總噸數	入渠料	三日以内	四日目方一日
三〇〇噸以下	三五〇、〇〇	三五〇、〇〇	三五〇、〇〇
三〇一噸より四〇〇噸まで	三七五、〇〇	四〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇
四〇一噸より五〇〇噸まで	四〇〇、〇〇	四二五、〇〇	四五〇、〇〇
五〇一噸より六〇〇噸まで	四二五、〇〇	四五〇、〇〇	五〇〇、〇〇
六〇一噸より七〇〇噸まで	四五〇、〇〇	四七五、〇〇	五五〇、〇〇
七〇一噸より八〇〇噸まで	四七五、〇〇	五〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇
八〇一噸より九〇〇噸まで	五〇〇、〇〇	五二五、〇〇	六五〇、〇〇
九〇一噸より一〇〇〇噸まで	五二五、〇〇	五五〇、〇〇	七〇〇、〇〇
一〇〇一噸より一二〇〇噸まで	五五〇、〇〇	四五〇、〇〇	七五〇、〇〇
一二〇〇噸以上一噸に付増	四五〇、〇〇		五

船舶噸數は總てグロストンチーヅを以て計算すること

三日以内出渠の場合と雖も總て三日間の入渠料を要すること

三 在尾道船渠 (尾道船渠造船所)

石造 長 上部二二五尺 下部二二〇尺 幅 渠口上部三二尺 下部二八尺

中央上部四四尺 下部三三尺

深 盤木上水面迄最大満潮一六尺 通常満潮一三尺 自渠底至地上二

〇尺 盤木高三尺 距離三尺

入渠料

噸數	初三日間	四日目方一日に付	噸數	初三日間	四日目方一日に付
一〇〇噸まで	五、〇〇	八、〇〇	三〇〇噸まで	一五〇、〇〇	一三〇、〇〇
一五〇噸まで	五、〇〇	九、〇〇	三五〇噸まで	一五〇、〇〇	一三〇、〇〇
二〇〇噸まで	八、〇〇	一〇、〇〇	四〇〇噸まで	一五〇、〇〇	一四〇、〇〇
二五〇噸まで	九、〇〇	一一、〇〇	四五〇噸まで	一五〇、〇〇	一五〇、〇〇

○船渠(尾道)

三二三

○船渠(因島)

五〇〇噸まで	一七〇,〇〇	一七〇,〇〇	八〇〇噸まで	二六〇,〇〇	二六〇,〇〇
五五〇噸まで	一八五,〇〇	一八五,〇〇	八五〇噸まで	二七五,〇〇	二七五,〇〇
六〇〇噸まで	二〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	九〇〇噸まで	二九〇,〇〇	二九〇,〇〇
六五〇噸まで	二一五,〇〇	二一五,〇〇	九五〇噸まで	三〇五,〇〇	三〇五,〇〇
七〇〇噸まで	二三〇,〇〇	二三〇,〇〇	一,〇〇〇噸まで	三二〇,〇〇	三二〇,〇〇
七五〇噸まで	二四五,〇〇	二四五,〇〇			

四 在因島船渠

大阪鐵工所因島分工場船渠(在土生村)(岩層切開)

- 第一號 長三三〇呎 幅四二呎 深一六呎 入渠し得べき最大噸數 三,〇〇〇噸
 - 第二號 長三八〇呎 幅五九呎 深二〇呎 同 五,〇〇〇噸
 - 第三號 長一六〇呎 幅三〇呎 深一六呎 同 五〇〇噸
- 鐵船工場 木船工場 木型工場 鑄造工場 鍛冶工場 銅工場 機械工場
 仕上工場 製罐工場

入渠料は每一噸に付金參拾八錢の割合

備後船渠株式會社船渠(在三庄村)(石造)

第一號	長		幅		入口		満潮	深
	上部	下部	上部	下部	上部	下部		
第一號	四一〇・〇〇	三九五・〇〇	八五・〇	五六・五七	五七・〇	五二・〇〇	三三・〇〇	一三・七〇
第二號	二九四・〇〇	二八四・〇〇	六五・六二	四一・七六	四二・二〇	三八・〇〇	一六・五〇	五・五〇

住幸船渠(在土生村)(石造)

長 一五二尺 巾三〇尺 深一四尺
 入渠料は每一噸に付金貳拾八錢の割合

備後船渠入渠料表

噸	數	初三日		初三日後	
		日間	入渠料	入渠料	入渠料
一〇〇噸迄	自一〇一噸至二〇〇噸	五〇	八〇	一〇	一一

○船渠(備後)

○船渠(長崎)

自二〇一噸至三〇〇噸	一一五	一二
自三〇一噸至四〇〇噸	一四〇	一四
自四〇一噸至五〇〇噸	一八〇	一八
自五〇一噸至六〇〇噸	二二〇	二二
自六〇一噸至七〇〇噸	二四〇	二四
自七〇一噸至八〇〇噸	二七〇	二七
自八〇一噸至九〇〇噸	三〇〇	三〇
自九〇一噸至一〇〇〇噸	三三〇	三三
自一、〇〇〇噸至一、〇〇〇噸	三八	四

三一六

備後船渠にはセンパン九、ドリルリング四、プレーニング一、ボンチング二、シアリング一、ローラー一、原動機二、スチムハンマリーを備へ付け居れり

五 在長崎船渠

長崎三菱造船所乾船渠(石造)

長	長		中		入口中		深		所在地
	上部	下部	上部	下部	上部	下部	満潮	干潮	
一	號	五三・六〇	一・一〇	五三・〇〇	八九・〇〇	七六・〇〇	二六・九〇	二三・三〇	長崎立神
二	號	三七・〇〇	七・〇〇	三三・〇〇	六・〇〇	五三・三〇	二四・八〇	一九・三〇	同 向島
三	號	七八・八〇	七三・〇〇	八・〇〇	九・九〇	八・六〇	三三・二〇	二九・四〇	八軒屋

船架 (在長崎小菅)

陸上海中鐵石曳上臺木造 鐵五七〇呎 幅三五呎六〇 重量 一、二〇〇噸

船渠料

總噸	噸數	船渠料	四日目より一日
三〇〇噸未滿		三五〇	三五
三〇一噸より四〇〇噸まで		三七五	四〇
四〇一噸より五〇〇噸まで		四〇〇	四五
五〇一噸より六〇〇噸まで		四二五	五〇

○船渠(長崎)

三一七

○船渠(長崎)

三一八

船架料	總噸數	料	
		三日以内	四日目より一日
六〇一噸より七〇〇噸まで		四五〇	五五
七〇一噸より八〇〇噸まで		四七五	六〇
八〇一噸より九〇〇噸まで		五〇〇	六五
九〇一噸より一〇〇〇噸まで		五二五	七〇
一〇〇一噸より一二〇〇噸まで		五五〇	七五
一二〇〇噸以上一噸を増す毎に		四五錢	五
一〇〇噸以下			
一〇一噸より一五〇噸まで		一六〇	一六
一五一噸より二〇〇噸まで		一八〇	一八
二〇一噸より二五〇噸まで		二〇〇	二〇
二五一噸より三〇〇噸まで		二二〇	二二
		二四〇	二四

○船渠(長崎)

三一九

三〇一噸より三五〇噸まで	二六〇	二六
三五一噸より四〇〇噸まで	二八〇	二八
四〇一噸より四五〇噸まで	三〇〇	三〇
四五一噸より五〇〇噸まで	三二〇	三二
五〇一噸より五五〇噸まで	三四〇	三四
五五一噸より六〇〇噸まで	三六〇	三六
六〇一噸より六五〇噸まで	三八〇	三八
六五一噸より七〇〇噸まで	四〇〇	四〇
七〇一噸より七五〇噸まで	四二〇	四二
七五一噸より八〇〇噸まで	四四〇	四四
八〇一噸より八五〇噸まで	四六〇	四六
八五一噸より九〇〇噸まで	四八〇	四八
九〇一噸より九五〇噸まで	五〇〇	五〇
九五ー噸より一〇〇〇噸まで	五二〇	五二

○船渠(長崎)

一〇〇噸より一〇五噸まで	五四〇	五四
一〇五噸より一一五噸まで	五六〇	五六
一一〇噸より一一五噸まで	五八〇	五八
一一五噸より一二〇噸まで	六〇〇	六〇

船舶噸數は總てグローストンチを以て計算す
三日以内に降架及び出渠の場合と雖も總て三日間の据料を要す

長崎稻佐郷松尾鐵工場船渠及船架料

船 渠 長上部二八〇呎下部二七〇呎 幅上部六五呎下部四〇呎
石造船渠 長上部二八〇呎下部二七〇呎 幅上部六五呎下部四〇呎
入口幅上部四八呎下部四〇呎 深一二呎(龍骨臺の上部より)

構造は總て五寸角引二尺五寸堅硬質の才石を以て疊み裏込石コンクリート等十分に築造したるものにして本船渠は海中に突出したる岩石を掘穿したるものは最も堅實にして且安全なる船渠と認めらる
排水の方法は離心働唧筒(原働蒸汽力)を用ひ四時間半を以て排水し得し

船架 公然船架と稱する程のものにあらざれども機裝にして俗に船臺と稱するものを備へ事宜に應じて之を敷設し約二百噸迄の船舶を引揚げ以て船架に代用せしむ
其使用料は修繕中地料さも五噸まで貳拾五圓にしてそれ以上は五噸を増す毎に五圓増の計算を以て之を徴す

船渠料

總噸數	三日以内入渠料	四日目より一日入渠料
一〇〇噸より一五〇噸まで	九〇円	九円
一五〇噸より二〇〇噸まで	一一〇	一一
二〇〇噸より二五〇噸まで	一三〇	一三
二五〇噸より三二〇噸まで	一五〇	一五
三〇〇噸より三五〇噸まで	一七〇	一七
三五〇噸より四〇〇噸まで	一九〇	一九

○船渠(長崎)

○船 渠(長崎)

四〇〇噸より四五〇噸まで	二一〇	二一
四五〇噸より五〇〇噸まで	二三〇	二三
五〇〇噸より五五〇噸まで	二五〇	二五
五五〇噸より六〇〇噸まで	二七〇	二七
六〇〇噸より六五〇噸まで	二九〇	二九
六五〇噸より七〇〇噸まで	三一〇	三一
七〇〇噸より七五〇噸まで	三三〇	三三
七五〇噸より八〇〇噸まで	三五〇	三五
八〇〇噸より九〇〇噸まで	三八〇	三八
九〇〇噸より一〇〇〇噸まで	四一〇	四一
一〇〇〇噸より一〇〇〇噸まで	四四〇	四四
一〇〇〇噸より一二〇〇噸まで	四七〇	四七
一二〇〇噸より一三〇〇噸まで	五〇〇	五〇
一三〇〇噸より一四〇〇噸まで	五三〇	五三

一四〇〇噸より一五〇〇噸まで	五六〇	五六
以上二〇〇〇噸まで一〇〇〇噸毎に	三〇	三

六 大川運輸株式會社船渠 (在筑後國若津)

水造長三五五尺 幅四〇尺 深一五尺 船架長二六〇尺 幅四五尺

入渠規定

第一條 船舶を入渠せしむるには此規則を承認のうへ申込むべきものとす

但し入渠料は各船舶公定側度の總噸數により當社船渠料表に照らし算定するものとす

第二條 初三日間の入渠料は申込の際申受くべし

但し三日以内にて出渠するも渠料の割引はせず

第三條 三日後の船渠料は滞船中休業及休日ありたるに拘はらず出渠の當日まで規定の通出渠の際之を申受くべし

但し入渠日及出渠日の當日は一日に算定す

第四條 干満潮の都合により出渠するを得ざることあるも入渠料の割引をなさ

○船 渠(筑後)

○船渠(筑後)

三二四

ざるべし

第五條 船舶入渠中天災風雨其他臨時の出来事にて生じたる損害は一切當社に於て其責に任ぜざるべし

第六條 船渠内に於て作すべき修繕工事は凡て當社に引受け當社の承認なくして他人に工事を命ずることを得ざるものとす

第七條 入渠船舶にして特に船臺を外し船渠を掘鑿する等の工事を爲し若くは出渠するにあらずして船渠に水を容るゝときは別に其實費を申受くべし

第八條 船渠内に汚物又は塵芥を投棄すべからず

船渠料

噸	數	初三日以内	三日後一日
自五〇噸至一〇〇噸	五〇噸未満	六五 ^円	六、五〇 ^錢
自一〇〇噸至一五〇噸		七五	七、五〇
自一五〇噸至二〇〇噸		八五	八、五〇
		九五	九、五〇

○船渠(筑後)

三二五

自二〇〇噸至二五〇噸	一〇五	一〇、五〇
自二五〇噸至三〇〇噸	一一五	一一、五〇
自三〇〇噸至三五〇噸	一二五	一二、五〇
自三五〇噸至四〇〇噸	一三五	一三、五〇
自四〇〇噸至四五〇噸	一五五	一五、五〇
自四五〇噸至五〇〇噸	一七五	一七、五〇
自五〇〇噸至五五〇噸	一九五	一九、五〇
自五五〇噸至六〇〇噸	二一五	二一、五〇
自六〇〇噸至六五〇噸	二三五	二三、五〇
自六五〇噸至七〇〇噸	二五五	二五、五〇
自七〇〇噸至七五〇噸	二七五	二七、五〇
自七五〇噸至八〇〇噸	二九五	二九、五〇
八〇〇噸以上は五〇噸を増す毎に	三一五	三一、五〇
		三〇、〇〇 ^円

七 鳥羽造船所船渠明細

噸	長		幅		口		深	
	上部	下部	上部	下部	上部	下部	大潮	小潮
一號	二六三・〇〇	二八〇・〇〇	六三・〇〇	四九・〇〇	四三・〇〇	三四・〇〇	一三・六	一一・六
二號	四〇〇・〇〇	三九七・〇〇	七三・〇〇	五〇・〇〇	五七・〇〇	五〇・〇〇	二二・六	一一・六
噸數	船渠料定額表							
一〇〇噸未滿	初三日間貸料		三日の貸料		後			
自一〇〇噸至二〇〇噸	一〇〇		一四〇		一〇			
自二〇〇噸至三〇〇噸	一八〇		二〇〇		二〇			
自三〇〇噸至四〇〇噸	二二〇		二二〇		二二			

自四〇〇噸至四五〇噸	二四〇	二四
自四五〇噸至五〇〇噸	二六〇	二六
自五〇〇噸至五五〇噸	二八〇	二八
自五五〇噸至六〇〇噸	三〇〇	三〇
自六〇〇噸至六五〇噸	三二〇	三二
自六五〇噸至七〇〇噸	三四〇	三四
自七〇〇噸至七五〇噸	三六〇	三六
自七五〇噸至八〇〇噸	三八〇	三八
自八〇〇噸至八五〇噸	四〇〇	四〇
自八五〇噸至九〇〇噸	四二〇	四二
自九〇〇噸至九五〇噸	四四〇	四四
自九五〇噸至一〇〇〇噸	四六〇	四六
自一〇〇〇噸至一〇五〇噸	四八〇	四八
自一〇五〇噸至一一〇〇噸	五〇〇	五〇

○船渠(鳥羽)

自一〇〇噸至一五〇噸	五二〇	五二
自一一五〇噸至一二〇〇噸	五四〇	五四
自一二〇〇噸至一二五〇噸	五六〇	五五
自一二五〇噸至一三〇〇噸	五八〇	五八
自一三〇〇噸至一三五〇噸	六〇〇	六〇
自一三五〇噸至一四〇〇噸	六二〇	六二
自一四〇〇噸至一四五〇噸	六四〇	六四
自一四五〇噸至一五〇〇噸	六八〇	六八
自一五〇〇噸至一六〇〇噸	七二〇	七二
自一六〇〇噸至一七〇〇噸	七六〇	七六
自一七〇〇噸至一八〇〇噸	八〇〇	八〇
自一八〇〇噸至一九〇〇噸	八四〇	八四
自一九〇〇噸至二〇〇〇噸	八八〇	八八
自二〇〇〇噸以上	百噸を増す毎に金四拾圓づつ	金七圓宛を増す

八 浦賀船渠株式會社船渠明細

第一號船渠

總長	日本尺	英尺	佛尺	渠口幅		深		盤木排水時間	
				上部	下部	盤木上水面迄	自地上至地底		
長	五〇〇.〇〇〇	四九七.一〇五	一五二.五五〇	七〇.〇〇〇	六〇.〇〇〇	最大満潮 二七.〇〇〇	平常満潮 一五.六四〇	四.五〇〇	三
盤木上	四八五.〇〇〇	四八二.一九三	一四六.九七〇	六九.〇五〇	五九.六〇〇	二六.八四一	二五.四八〇	四.四七一	時
上部				二二.二三	一八.八一	八.八二	七.七二	一.三六三	間
下部									
盤木上水面迄									
自地上至地底									
高サ									
排水時間									

第二號船渠

總長	日本尺	渠口幅		深		盤木排水時間	
		上部	下部	盤木上水面迄	自地上至地底		
長	四五九.五〇〇	六六.〇〇〇	五四.〇〇〇	最大満潮 一五.四〇〇	平常満潮 一二.五〇〇	四.〇〇〇	一
盤木上	四二三.五〇〇						
上部							
下部							
盤木上水面迄							
自地上至地底							
高サ							
排水時間							

○船渠(浦賀)

○船渠(浦賀)

三三〇

英尺	佛尺	入渠料	總噸數	初三日間入渠料	三日後一日に付
四一・二五	一三九・四三	二〇・〇〇	一〇〇噸迄	三・一〇	三・五
五三・八六	一五・三〇	一六・三六	自三〇一噸至四〇〇噸	三・四〇	四・〇
五三・八二六	二五・三五	七・六九七	自四〇一噸至五〇〇噸	三・七〇	四・五
二五・三五	二四・四二九	七・四二四	自五〇一噸至六〇〇噸	四・〇〇	五・〇
一六・三六四	七・六九七	九・六九七	自六〇一噸至七〇〇噸	四・三〇	五・五
七・六九七	七・四二四	一・二二二	自七〇一噸至八〇〇噸	四・六〇	六・〇
二四・四二九	九・六九七	一・二二二	自八〇一噸至九〇〇噸	五・〇〇	六・五
三・九七八	一・二二二	間	自九〇一噸至一〇〇〇噸	五・五〇	七・〇
三・二七	間		自一〇〇一噸至二〇〇〇噸	七・五〇	七・五
			以上一噸を増す毎に	四・五	五

九 横濱船渠

横濱船渠株式会社船渠規則

第一條 本社船渠に入渠するものは都て此規則に遵ふべし
 第二條 船舶の入渠を申込んとするときは左の書式に據り申込書を認め船主若くは其代理人記名捺印して本社に送付すべし
 書式

入渠申込書

- 一 船名 何々
- 一 總噸數 何程
- 一 登噸數 何程
- 一 船體の尺度 最大長何程 最大幅何程 最大深及吃水何程等
- 一 龍骨正直ならざるときは其形を示したる圖面
- 一 修理を要する工事の大要・塗換、蟻落、修繕等

○船渠(横濱)

三三一

一 入渠日時 何年何月何日

一 滞渠見積日數 何程

右は貴社船渠規則承諾の上入渠爲致度候也

年 月 日

船主會社又は何某

會社所所在又は船主居住地

横濱船渠株式會社宛

第三條 船舶の入渠は申込の順序に依り本社に於て日時を定め船主若しくは其代理人へ通知すべし

船主若しくは其代理人前項の通知を受けたるときは入渠の準備を整へ必ず豫定の日時に入渠することを得せしむべし若し暴風激浪等意外の故障あるに非ずして船主若しくは船舶の都合に依り豫定の日を變更するか又は入渠を爲さざる時は入渠用意の爲め費したる費用は之を申受くべし

第四條 横濱港外にある船舶にして入渠を申込むものは必ず豫約の日時に到着

するを要す若し豫約の日時に到着せず又は到着するも入渠し能はざる事故あるときは少くも二十四時間前に本社へ通知すべし

前項限内に入渠せざる時は第八條に規定せる船渠料第二期の一日分を本社に申受け且他船の入渠を許すことあるべし

第五條 前各條に依り入渠日時を豫約したる後と雖も遭難船にして至急入渠を要するものあるときは本社は豫約を爲したる船主若しくは其代理人に通知し該豫約日時を變更することを得

第六條 本社の工業時間は一、日十時間とし午前七時始業(正午より午後〇時三十分迄を午餐時間として工業を中止す)午後五時三十分終業す

但日曜日、大祭祝日及年首三日年末一日は休業日とす

第七條 船渠料は本社に於て算定する船舶の總噸數に應じ左別表の通り申受くべし

第八條 船渠料は本社の休業日及本社の都合に依り工事をなさざる日は申受けざるべし

但休日と雖入渠船舶に於て實際工事を施行する時及船底塗料乾燥の爲め又は船底検査の爲め工事を見合ふときは特に入渠料を申受くべし

第九條 本社船渠に入渠したる船舶の修繕は一切本社に於て引受くべし
但船舶の都合に依り修繕用材料を他より購入し使用せんとするときは前以て本社に通知し本社の同意を得るにあらざれば使用するを許さず其使用を許したる材料に就ては十分の一を本社に申受くべし尤該代價は本社の定價表に依るものとす

第十條 前條の修繕工事は書面に認め且必要の場合に於ては特に仕様書圖見本を添へ本社に申込むべし

第十一條 本社の工業時間外若くは本社の休業日に工事をなす爲め諸職員を臨時に使用するときには本社規定の賃金表に依り割増給料並に賃金を申受くるものとす

第十二條 入渠の際は船舶を正直の位置に保つべし若し滞渠中搭載物の位置を變更し出渠の際船體の偏向に依り生じたる損害は本社其責に任ぜざるべし

第十四條 火藥其他の危険物を搭載せる船舶は之を他に移したる後にあらざれば入渠することを許さず

第十四條 船舶の都合に依り船渠内盤木の位置を變更し若しくは之を改造する時は入渠料の外之に關する費額を申受くべし

第十五條 船渠料及修繕費其他の經費は出渠前本社に豫納すべし尤實費精算の上餘剩あれば返戻し不足あれば追徴するものとす

第十六條 滞渠中の船舶は汚穢物を渠内に放棄すべからず殊に船底塗抹の際は船外に流動物の流出せざる様注意すべし
滞渠中本社の諸機械器具を無斷に使用すべからず若し本社より貸渡しを受けたる時は決して破壊截斷流出せざる様注意し且使用後は必ず本社の船渠係に返付すべし

船渠の斜面以外に於て木材其他の物を揚卸すべからず

滞渠船舶の乗込員外出を要する時は豫め本社に申出で通門券を受取るべし此通門券なきものは一切出入することを許さず

滞渠船舶の乗込員は此規則の外本社に於て定めたる構内取締規則を遵守すべきものとす

第十七條 本社は臨時不得已場合に際しては此規則に定めなきこと、雖臨機の處置をなすことあるべし

船渠尺度明細表

船 渠	第一號船渠		第二號船渠	
	尺	呎	尺	呎
盤 水 上 の 長	四八六・四	四八三・六	三五三・一	三五一・〇
戸船より船渠頭部に至る内側の長	五二七・五	五一四・三	三七八・一	四七五・八
渠口上部の幅	九四・一	九三・五	二八・五	六〇・七
同 下部の幅	七五・九	七五・五	二三・〇	四五・九
最大満潮盤木上の水深	二九・〇	二八・九	八・八	二七・三
通常満潮盤木上の水深	二八・〇	二七・九	八・五	二六・三
最大干潮盤木上の水深	二二・五	二二・三	六・五	一九・八

入渠し得べき船舶の大きさ

船の長 同 幅

五二〇、〇呎 八〇、〇呎

船の長 同 幅

三七五、〇呎 五二、〇呎

船渠料

- 一 最初三日間は總噸數七百噸以上の商船に對し每一噸金五拾錢
- 一 四日目より一日に付每一噸金五錢
- 一 軍艦又は總噸數七百噸未満の商船に對する船渠料は其時々特に協定するものとす
- 一 定期又は定期にあらざるも特種の船主に於ては前記の料金より特に割引を爲すべし
- 一 船舶の總噸數は英國「ロイト」會社日本遞信省其他一般に承認せられたる船名錄に據る其記載なきものは本社の算定する所に據る

附 記

- 一 横濱船渠會社は有力なる曳船を有するを以て港内何れの場所よりも船舶入渠の依頼に應じ得べし
- 一 船渠は横濱港内最も便利の位置に建設し其前面には長大なる突堤を築設しあ

○船渠(東京)

るを以て如何なる天候にも風浪を避け船體の安全を得らるべし
 一會社は船渠の外鐵工場を有し汎く船舶諸機械修繕新造其他諸般の鐵工事業の
 依頼に應ずべし

一〇 東京石川島造船所船渠

船渠尺度明細表

深 自渠 至平 地底	幅		長		船渠の尺度	
	渠口	渠上部	戸當より下部	戸當より上部	日本尺	英尺
渠内	下部	上部	下部	上部	尺	寸
一八	二〇	三三	二七	三〇	二四	〇
六五	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	二四	三
一八	二〇	三三	二六	二九	二四	三
五、九	四、八	五、九	五、二	三、〇	六、九	八
五	六	一〇	八	九	七	四
六三	六二	〇〇	一三	一三	二	二
六	二	〇〇	二	二	二	二

○船渠(東京)

船渠料

渠底斜度	盤木	深自盤木上至水面			深自渠口底至水面		
		最大干潮	平均満潮	最大満潮	最大干潮	平均満潮	最大満潮
一尺に付四厘	高距離	八	二	三	八	二	三
一フキートに付 〇インチ〇四八	サ離	〇	〇	〇	一	一	一
一メートルに 付四ミリ		二七	一一	一七	八	一三	一三
		二、四	一、二	一、七	〇、六	〇、三	〇、三
		二	三	三	二	三	三
		九	三	六	四	六	七
		九	三	六	四	六	七

○船渠(東京)

總噸數	最初三日以内 四日目より一日に付	總噸數	最初三日以内 四日目より一日に付	總噸數	最初三日以内 四日目より一日に付	總噸數	最初三日以内 四日目より一日に付
七十五噸 未滿	180.0円	七十五噸 以上	110.0円	百噸以上	110.0円	百五十噸 以上	120.0円
二百五十噸 以上	100.0円	三百噸以上	100.0円	三百五十噸 以上	110.0円	四百噸以上	120.0円
五百噸以上	180.0円	五百五十噸以上	110.0円	六百噸以上	110.0円	六百五十噸以上	120.0円
七百五十噸以上	180.0円	八百噸以上	110.0円	八百五十噸以上	110.0円	九百噸以上	120.0円
千噸以上	180.0円	千噸以上	110.0円	千噸以上	110.0円	千噸以上	120.0円
千五百噸以上	180.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	120.0円
千五百噸以上	180.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	120.0円
千五百噸以上	180.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	120.0円
千五百噸以上	180.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	120.0円
千五百噸以上	180.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	120.0円

總噸數	最初三日以内 四日目より一日に付	總噸數	最初三日以内 四日目より一日に付	總噸數	最初三日以内 四日目より一日に付	總噸數	最初三日以内 四日目より一日に付
七十五噸 未滿	180.0円	七十五噸 以上	110.0円	百噸以上	110.0円	百五十噸 以上	120.0円
二百五十噸 以上	100.0円	三百噸以上	100.0円	三百五十噸 以上	110.0円	四百噸以上	120.0円
五百噸以上	180.0円	五百五十噸以上	110.0円	六百噸以上	110.0円	六百五十噸以上	120.0円
七百五十噸以上	180.0円	八百噸以上	110.0円	八百五十噸以上	110.0円	九百噸以上	120.0円
千噸以上	180.0円	千噸以上	110.0円	千噸以上	110.0円	千噸以上	120.0円
千五百噸以上	180.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	120.0円
千五百噸以上	180.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	120.0円
千五百噸以上	180.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	120.0円
千五百噸以上	180.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	120.0円
千五百噸以上	180.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	110.0円	千五百噸以上	120.0円

○船渠(函館)

		引 索										
Z		Y	X	W	V	U	T	S	R	Q	P	O
溺者あり	帆を掛くる(けよ) 縦帆を掛くる(けよ)	帆を掛くる(けよ) 縦帆を掛くる(けよ)	尚ほ左舷に向くる(けよ) 尚ほ右舷に向くる(けよ) 其儘真直に行く(け) 風位より六點に向け行く(け)	尚ほ左舷に向くる(けよ) 尚ほ右舷に向くる(けよ) 其儘真直に行く(け) 船は適當に向かざるべし	徐力にせよ 半速力にせよ 全速力にせよ 機關を停止せよ	徐力にて進みつゝあり 半速力にて進みつゝあり 全速力にて進みつゝあり 機關を停止せざるべからず	引索は止めてあらず 引索を一様に張合せ(す) 引索は延ばす能はず 左舷の引索を引縮むる(めよ) 右舷の引索を引縮むる(めよ) 兩舷の引索を引縮むる(めよ) 左舷の引索を延ばす(ばせ) 右舷の引索を延ばす(ばせ) 兩舷の引索を延ばす(ばせ) 左舷の引索を解き放つ(て) 右舷の引索を解き放つ(て) 兩舷の引索を解き放つ(て)	引索は止めてあらず 引索を一様に張合せ(す) 引索は延ばす能はず 左舷の引索を引縮むる(めよ) 右舷の引索を引縮むる(めよ) 兩舷の引索を引縮むる(めよ) 左舷の引索を延ばす(ばせ) 右舷の引索を延ばす(ばせ) 兩舷の引索を延ばす(ばせ) 左舷の引索を解き放つ(て) 右舷の引索を解き放つ(て) 兩舷の引索を解き放つ(て)				

		引 索										
Z		Y	X	W	V	U	T	S	R	Q	P	O
溺者あり	帆を掛くる(けよ) 縦帆を掛くる(けよ)	帆を掛くる(けよ) 縦帆を掛くる(けよ)	尚ほ左舷に向くる(けよ) 尚ほ右舷に向くる(けよ) 其儘真直に行く(け) 風位より六點に向け行く(け)	尚ほ左舷に向くる(けよ) 尚ほ右舷に向くる(けよ) 其儘真直に行く(け) 船は適當に向かざるべし	徐力にせよ 半速力にせよ 全速力にせよ 機關を停止せよ	徐力にて進みつゝあり 半速力にて進みつゝあり 全速力にて進みつゝあり 機關を停止せざるべからず	引索は止めてあらず 引索を一様に張合せ(す) 引索は延ばす能はず 左舷の引索を引縮むる(めよ) 右舷の引索を引縮むる(めよ) 兩舷の引索を引縮むる(めよ) 左舷の引索を延ばす(ばせ) 右舷の引索を延ばす(ばせ) 兩舷の引索を延ばす(ばせ) 左舷の引索を解き放つ(て) 右舷の引索を解き放つ(て) 兩舷の引索を解き放つ(て)	引索は止めてあらず 引索を一様に張合せ(す) 引索は延ばす能はず 左舷の引索を引縮むる(めよ) 右舷の引索を引縮むる(めよ) 兩舷の引索を引縮むる(めよ) 左舷の引索を延ばす(ばせ) 右舷の引索を延ばす(ばせ) 兩舷の引索を延ばす(ばせ) 左舷の引索を解き放つ(て) 右舷の引索を解き放つ(て) 兩舷の引索を解き放つ(て)				

信號	意	義
— — — — —	引船を引かれ船に用ふる短閃光の夜間信號	
— — — — —	尙ほ左舷に向くる(けよ)	引索を解き放つ(て)
— — — — —	尙ほ右舷に向くる(けよ)	
	緊急及切要信號(二旗信號)中一旗の上に標信旒あるもの	
Aの上に標信旒	我は全速力試運転中なり	
Bの上に標信旒	我は火薬又は他の爆發物を積入れ(或は卸し)中なり	
Cの上に標信旒	然り	
Dの上に標信旒	然らず	
Eの上に標信旒	綴字信號第一即ち綴字信號を始むる表示	
Fの上に標信旒	綴字信號第二即ち一語或は略字の句讀	
Gの上に標信旒	綴字信號第三即ち綴字信號を終りたる表示	
Hの上に標信旒	止まれ、躊躇せよ、或は近寄れ、我は緊要なることを通信せんぞす	

Iの上に標信旒	我は健康證書を有せず
Iの上に標信旒	我は前進しつゝある
Kの上に標信旒	我は後退しつゝある
Lの上に標信旒	我船に危険なる傳染病者あり(或はありたり)
Mの上に標信旒	數字信號第一即ち數字信號を爲すことを表示す
Nの上に標信旒	數字信號第二即ち奇零符を表示す
Oの上に標信旒	數字信號第三即ち數字信號を終りたることを表示す
Pの上に標信旒	我は出帆せんぞす
Qの上に標信旒	我は健康證書を有するも檢疫を免れず
Rの上に標信旒	我前に(を)航過するな
Sの上に標信旒	我は水先人を要す
Tの上に標信旒	我を追越す勿れ
Uの上に標信旒	我が汽機は停止せり
Vの上に標信旒	我が汽機は後退しつゝあり

○萬國普通信號拔萃

Wの上に標信旒
 Xの上に標信旒
 Yの上に標信旒
 Zの上に標信旒

端舟は總て本船に歸るべし
 我は汝の前に(を)航過すべし
 護送船隊の諸艦船は再び集合すべし
 我は汝の背後に(を)航過すべし

右信號中綴字信號第一第二第三及數字信號第一第二第三の用法に付ては信號書第一編信號方法の部を見るべし





緊急及切要信號(二旗信號)中特に危急なる信號

信號	意	信號	意
N. C.	危急なり直ちに助を要す	N. H.	火災(或は漏水あり)直ちに助を要す
N. A.	擱坐れり直ちに助を要す	N. V.	食料缺乏す、餓ふんこす
N. F.	水缺乏の爲め渴死せんこす		

右の外特に緊急切要なる信號

A. M.	出來事起り醫師を要す	P. T.	水先人を要す
M. N.	直ちに止まれ	D. C.	我等は汝の助けに赴きつゝあり
J. D.	汝は危險に向ひつゝあり	C. P.	助け難し

遠距離信號中特に危急なる信號

信號	意	信號	意
	食料缺乏す 餓ふんこす		汝は危險の位置に進みつゝあり
	我れは擱坐れり直ちに助を要す		出火又は漏水あり直ちに助を要す

○萬國普通信號拔萃

羅針信號中羅針方位の四要點信號

A. Q. D. 北 A. R. L. 南 A. Q. U. 東 A. S. D. 西

○「モールス」式信號

「モールス」式綴字用字母信號符

— は約三秒時間の長符を示す

— は約一秒時間の短符を示す

— — — — — 等は起信號とす

— — — — — 等は應信又は受信の符とす

各閃光又は各音響の間歇は一秒時間とす

各字母の間歇は三秒時間とす

各語の間歇は六秒時間とす

M L K J I H G F E D C B A

Vertical bars representing Morse code for letters M through A.

Z Y X W V U T S R Q P O N

Vertical bars representing Morse code for letters Z through N.

○日本船舶手旗片假名信號法

一 手旗片假名信號法へ手旗ト稱スル赤白ノ兩小旗ヲ使用シ右手ニ赤旗左手ニ白旗ヲ持チテ各種ノ形象ヲ作爲シ其組合セニ依リ片假名ヲ表示スルモノナリ

二 手旗ノ制式左ノ如シ



白

縱 約一尺二寸五分
 横 約一尺
 旗竿 約一尺八寸



赤

三 形象法へ左ノ如シ

名稱	形象	說明及圖例
原姿		兩手ヲ垂直ニ垂ル
零原劃		右手ヲ以テ垂下ノ位置ヨリ左方ニ廻ハシ一圓ヲ畫ク

第一原割	第二原割	第三原割
<p>兩手ヲ左右水平ニ延ハス</p>	<p>左手ヲ垂レ右手ヲ垂直ニ揚ク又後段特ニ説明セシモノニ限リ左手若ハ兩手ニテ同時ニ畫クコトヲ得</p>	<p>左手ヲ左四十五度上ニ右手ヲ右四十五度下ニ出ス</p>

第四原割	第五原割	第六原割
<p>右手ヲ右四十五度上ニ左手ヲ左四十五度下ニ出ス</p>	<p>兩手ヲ頭上ニ交叉ス</p>	<p>右手ヲ右方水平ニ左手ヲ頭上ヨリ右方水平ニ出ス</p>

第七原割	第八原割	第九原割
<p>右手ヲ垂直ニ揚ケ左手ヲ左方水平ニ出ス</p>	<p>左手ヲ垂レ右手ヲ右方水平ニ出ス</p>	<p>右手ヲ右方水平ニ伸ハシ左手ヲ右手ノ下約三十五度ノ俯角ニ出ス</p>

第十原割	第十一原割	濁點
<p>兩手ヲ左右四十五度ノ仰角ニ揚ク</p>	<p>兩手ヲ左方四十五度上ヨリ右方四十五度下ニ振り下ス</p>	<p>清音形象ヲ振り終ルヤ否ヤ左手ヲ四十五度ノ仰角ニ揚ク</p>

終信	消信	應信	起信	半濁點
起信者兩手ヲ垂直ニ揚ク	兩手ヲ左右斜前四十五度ノ仰角ニ出シ之ヲ前方ニ交叉スルコト數回ス	受信者ノ兩手ヲ交ミ上下ニ振ルコト數回ス	起信者ノ兩手ヲ同時ニ竝行ニ上下ニ振ルコト數回ス	清音形象ヲ振り終ルヤ否ヤ右手ヲ四十五度ノ仰角ニ揚ク



受信了解	句切	新章	句切消信或ハ新章消信	數字信號 (一名白旗)
受信者兩手ヲ垂直ニ揚ク竝行セル儘左右ニ振ルコト數回ス	起信者右手ヲ右方四十五度ノ仰角ニ揚ク受信者ノ應答ヲ見ハ直ニ之ヲ下ス	起信者第七原則ヲ作り受信者應答ヲ見ハ直ニ之ヲ下ス	句切形象又ハ新章形象ヲ示シ其位置ヨリ右手ヲ左右ニ振ルコト數回ス	起信者左手ヲ左方四十五度ノ仰角ニ揚ク受信者ノ應答ヲ見ハ直ニ之ヲ下ス

讀點(コンマ)	略語信號	小括弧	括弧	母字信號
起信者左手ヲ垂レ右手ヲ右方四十五度ノ俯角ニ出ス	起信者左手ヲ左方水平ニ出シ受信者ノ應答ヲ見ハ直ニ之ヲ下ス	先ツ兩手ヲ左右ノ下方四十五度ノ位置ニ垂レ之ヲ下方ニ交叉スルコト一二回ス	兩手ヲ左右ノ下方四十五度ノ俯角ニ垂レ受信者ノ應答ヲ見ハ直ニ之ヲ下ス	起信者右手ヲ右方水平ニ出シ左手ヲ垂直ニ揚ケ受信者ノ應答ヲ見ハ直ニ之ヲ下ス



備考

- イ 起信者ニ於テ句切形象以下小括弧形象ニ至ル各記號形象ヲ表示シタルトキハ受信者ニ於テモ同一形象ヲ以テ之ニ應答スルモノトス
- ロ 信號中ニ數字ヲ挿入セントスルトキハ數字形象ヲ其前後ニ挿テ片假名信號ト區別シ之ヲ表示スヘキモノニシテ數字形象ノ後作爲シタル零ヨリ第九ニ至ル各原割ハ其原割番號ニ相當スヘキ數字ヲ示ス故ニ十ヲ表示スニ第十原割ニ依ラス第一原割ト零原割トヲ以テ表示スヘキモノトス又同信號中ニ讀點形象ヲ挿ミタルトキハ「コンマ」ヲ意味スルモノニシテ其後ニ表示セル數字ハ凡テ奇零以下ニ解讀スヘキモノトス
- ハ 數字形象ヲ一名(白旗)ト俗稱シ筆記者ハ之ヲ記スルニ△印ヲ以テスルモノトス
- ニ 數字ヲ示スニ原割ヲ以テスルトキハ原割ヲ正確ナラシムルコトト各原割間ノ區別ヲ明瞭ナラシムルコトニ注意スヘシ

○日本手旗信號

└	7	7	ㄥ	/	、	└	、
/	、	、	ㄥ	ㄥ		、	7
					7		
ケ	マ	ヤ	カ	ノ	ウ	ム	ラ
Y	X	W	V		U	T	S

三六九

○日本手旗信號

一	7	ハ	、	└	ㄥ	7	7
/		/	/	、	二	/	
	一						
ナ	子〔ネ〕	ツ	ソ	レ	タ	ヨ	カ
R	Q	P		O	N	M	L

三六八

○日本手旗信號

、	一	フ	ニ	一	、	ニ	／
一	丨	LL	LLL	LLL	一	、	
	、						
ン	寸[ス]	セ	モ	ロ	シ	ミ	メ

○日本手旗信號

フ	ニ	一	フ	ニ	一	フ	フ
一	丨		／	／	丨	一	
					一		
ユ	キ	サ (第二動へ左右兩手ヲ以テ 一動ニ行フ)	ア	テ	エ[エ]	コ	フ
							ズ

一(長音)

備考

- イ 第六原則へ障碍物或へ其他ノ事情ニ依リ兩手ヲ反對方向ニ出スヲ便トスル場合ニ限り之ヲ左方ニ畫クコトヲ得ルモノトス
- ロ 濁音ヲ表スルニハ其清音字ヲ作爲シ終ルヤ直ニ濁點形象ヲ表示ス可キモノニシテ又半濁音ハ清音字ノ次ニ直ニ半濁點形象ヲ示シテ作爲スヘキモノトス
- ハ 形象ヲ組合セ片假名ヲ作爲スルニハ一動ヨリ直ニ次動ニ移リ已ニ一字ヲ作爲シ終ラハ直ニ原姿ニ復シ速ニ次ノ形象ニ移ルヘキモノトス而シテ各動ノ原則ハ最モ正確明瞭ニ之ヲ行ヒ且ツ各舉動ハ努メテ活潑ニ動作スルヲ要ス

五 信號法左ノ如シ


- | | |
|---|---|
| <p>起 信 者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 受信者ノ注意ヲ促ス爲メ起信形象ヲ振ル ロ 受信者ノ應信ヲ見ハ前諸號ニ記載シタル要領ニ從ヒ片假名字等ヲ作爲シ言語ヲ連テ意思ヲ通スルモノトス而シテ信號ヲ爲シ終レハ直ニ終信形象ヲ振テ之ヲ表示ス ハ 起信者其爲シツ、アリシ信號ヲ盡ク取消シ再其發端ヨリ繰返サント欲スルトキハ先ツ消信形象ヲ振り更ニ起信形象ヲ振ルヘキモノニシテ又受信者ニ於テ應シツ、アリシ信號ヲ盡ク取消シ更ニ發端ヨリ繰返サン事ヲ要求セントスルトキハ先ツ終信形象ヲ振り續テ消信形象ヲ振ルモノニシテ起受信兩者ハ(イ)(ロ)ノ要領ニ準シ信號ヲ返繰スモノトス ニ 起信者終信ノ後受信者ニ於テ其信號ヲ了解スルコト能ハサル爲メ其繰返 | <p>受 信 者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 起信者ノ起信ヲ見ハ直ニ應信形象ヲ振ル ロ 起信者ノ信號ヲ了解シ其終信ヲ見ハ解信形象ヲ振り之ヲ表示ス |
|---|---|

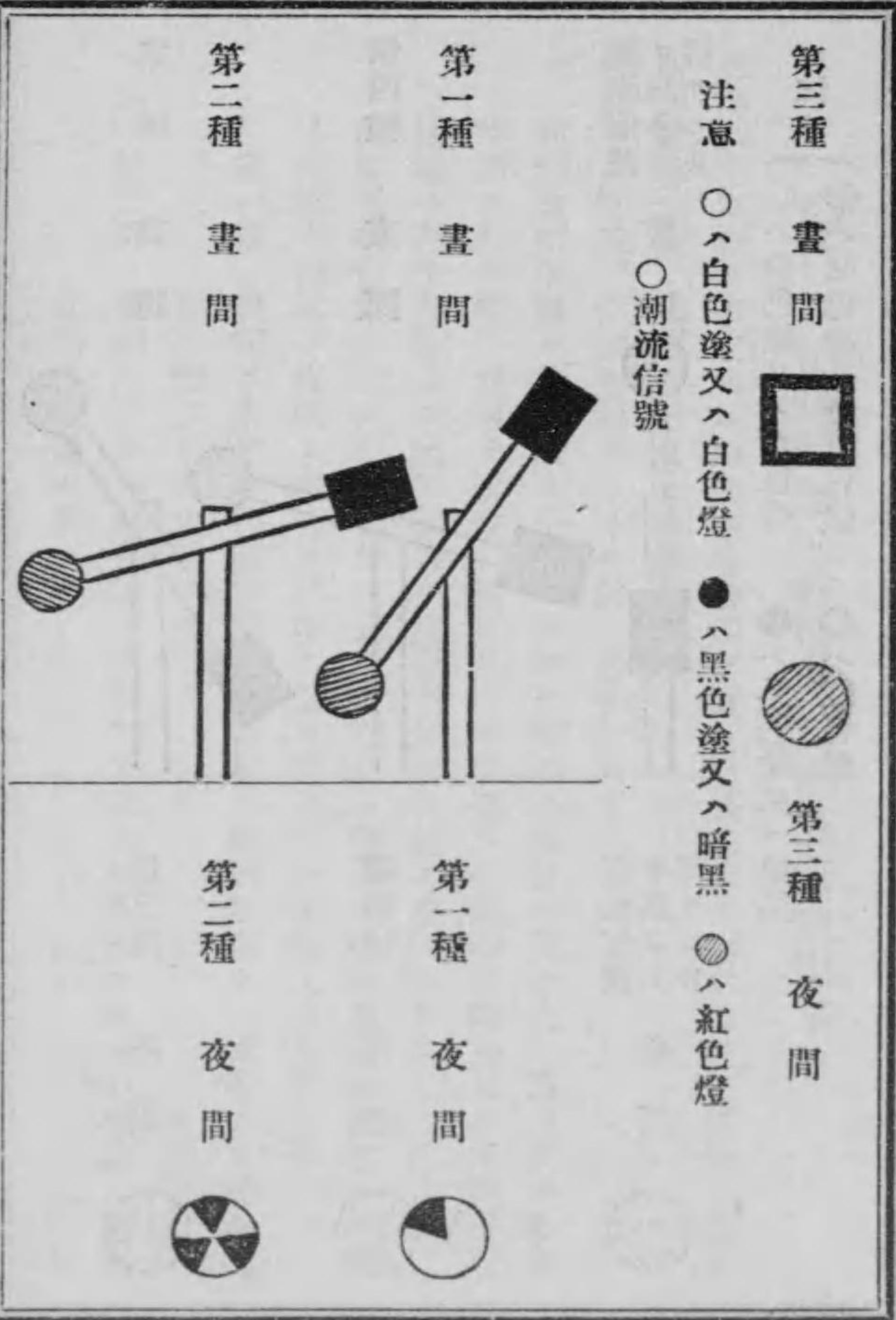
○船舶通航信號

ナ要求スルトキハ受信者ハ單ニ消信形象ノミヲ振ルモノトス
 ホ起信者一字ヲ作爲シ終ルト同時ニ起信者(受信者)ニ於テ消信形象ヲ振ル
 トキハ其一字ノミヲ取消(不了解)コトヲ意味スルモノニシテ受信者(起
 信者)等シク消信形象ヲ振テ之ニ應シ終テ起信者ハ更ニ其字ヲ作爲スヘ
 キモノトス
 ハ句切消信(新章消信)ハ其句(項)全體ヲ取消スコトヲ意味スルモノニシテ
 受信者(起信者)等シク同消信形象ヲ振テ之ニ應シ終テ起信者ハ更ニ其信
 號ヲ繰返スモノトス

○船舶通航信號

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| 第一種 晝間 |  | 第一種 夜間 |  |
| 第二種 晝間 |  | 第二種 夜間 |  |

- 第三種 晝間  第三種 夜間 
- 注意 ○ハ白色塗又ハ白色燈 ●ハ黑色塗又ハ暗黒 ⊙ハ紅色燈
- 潮流信號



○潮流信號